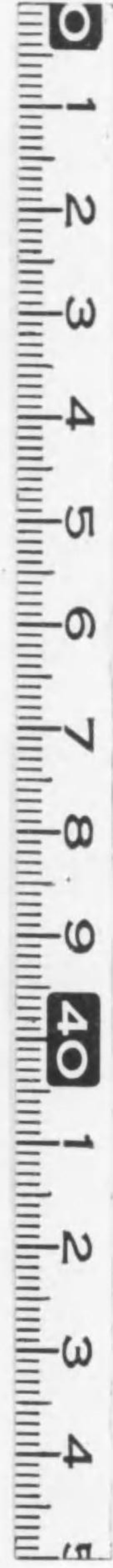


325
425

325-425
1200501382163

日本基督教會年鑑



始





日本基督教會年鑑

日本基督教會事務所



寄贈本

◆ ◆ ◆ 世界の子供をキリストへ ◆ ◆ ◆

科別教案の時代

☒ 児童の心理に立脚し教育的傳道の使命を帯び ☒
☒ その道の權威者によりて考究執筆されたるもの ☒

高等科	中等科	初等科	幼稚科
使イ 基督教的 生活徒エ	キリ スト 物語 (附傳道者並改革家列傳)	神吾 の等 子の 模範 父なる イエ ス	愛の 神と その よき 子供
近代 基督 教的 指導 者代傳	王建 國國 物物 語語	の模 範な るイ エ ス	優し き神 とそ のよ き世 界
上上上 下下下	上上上 下下下	上上上 下下下	上上 下下

☒ 上下二卷にて一ヶ年分・定價各卷七十五錢・送料六錢 ☒

東京神田錦町一丁目八番地 日本日曜學校協會 振替東京一八〇〇四番 電話神田二七七四番



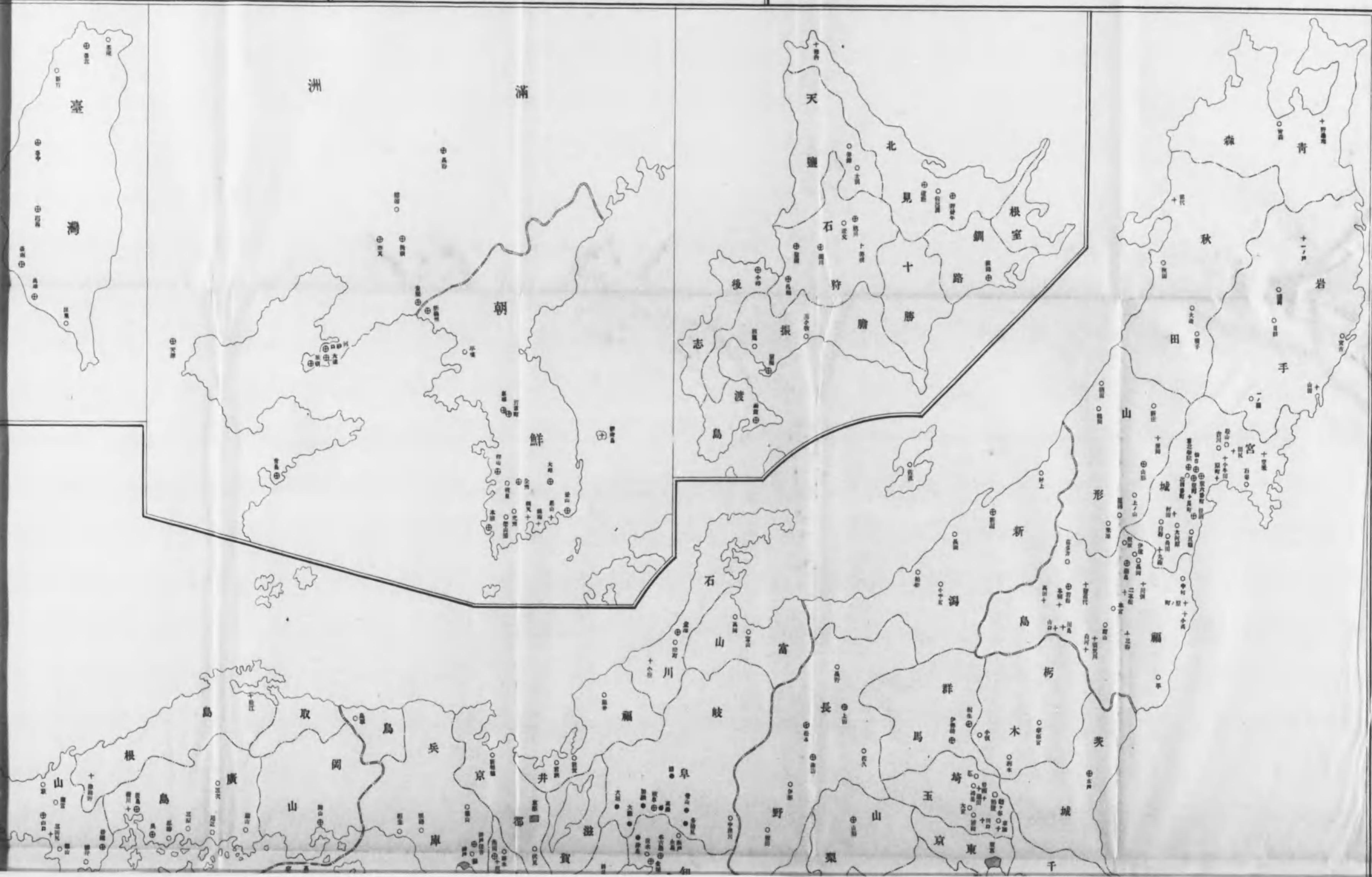
日本基督會年鑑

日本基督會年鑑



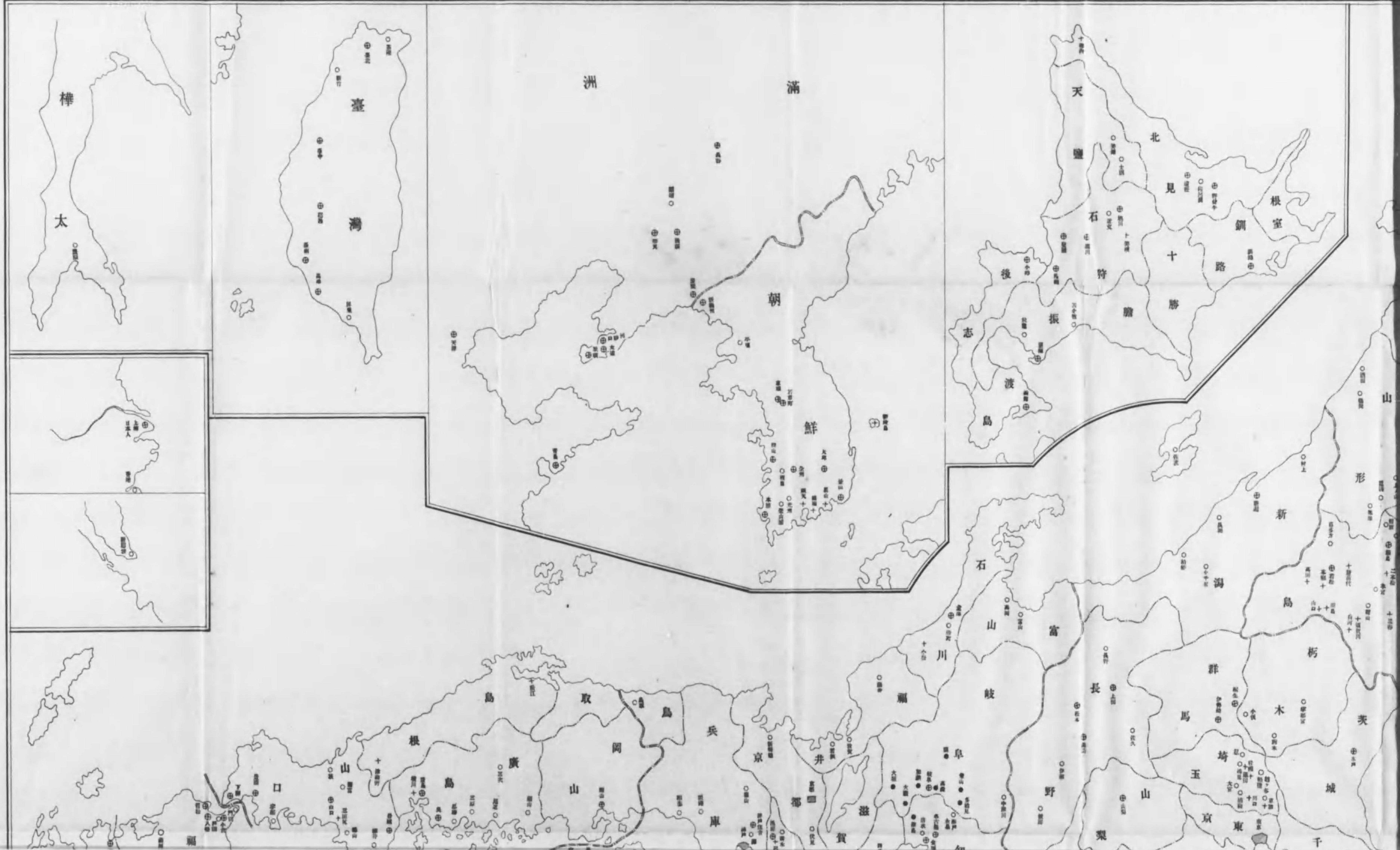
日 本 基 督 教 會 地 圖

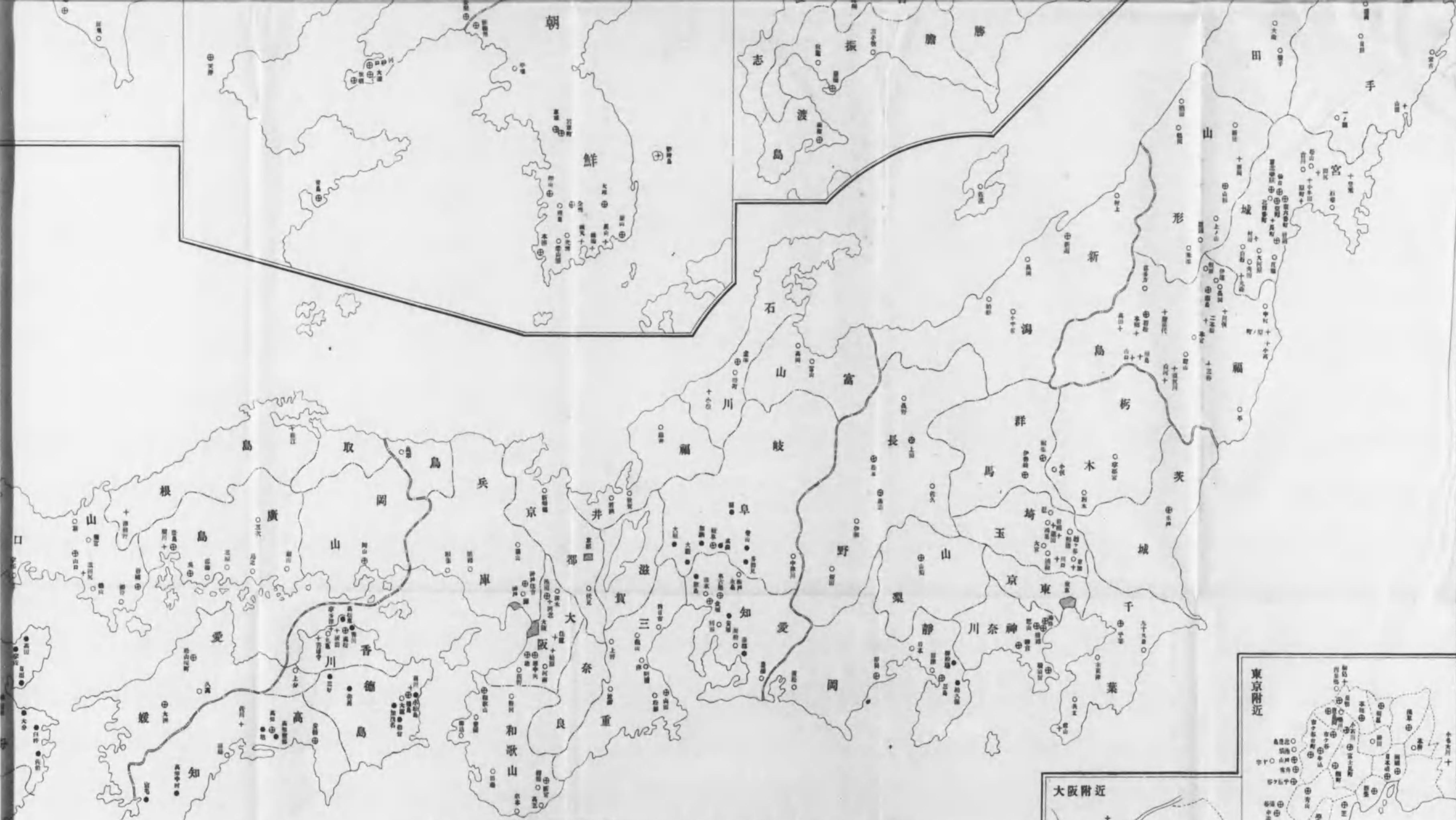
昭和三年九月調查



日 本 基 督 教 會 地 圖

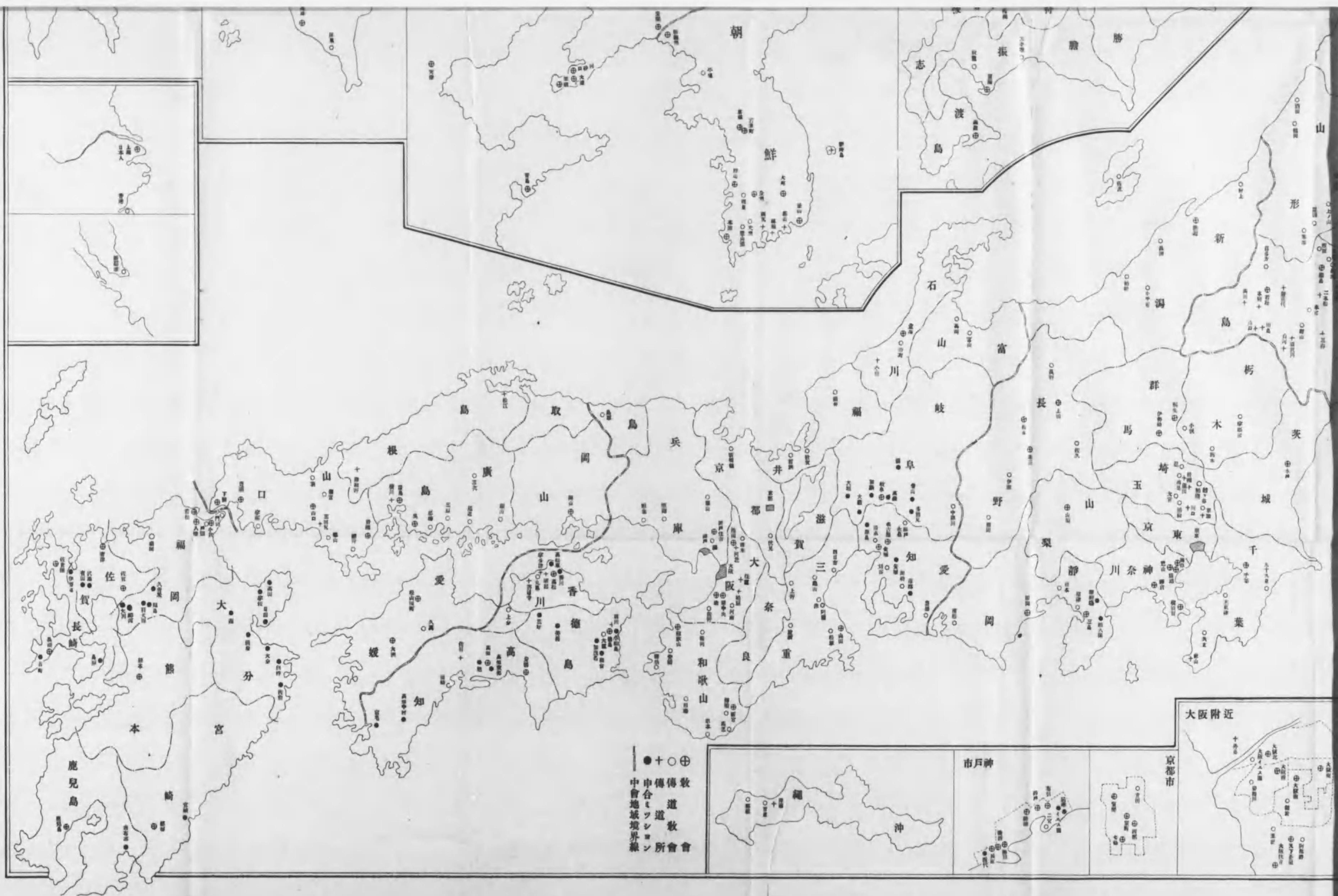
昭 和 三 年 九 月 調 查





●+○⊕
 中會地城境界線
 中合メツソソ
 傳傳道教
 道道教
 所會會





325-425

目次

第一	日本基督教會略史……………	一
第二	特に記憶すべき大會決議摘録……………	二一
第三	日本基督教會信仰の告白と憲法規則及諸條例……………	二九
第四	日本基督教會維持財團寄附行為と同加入手續其他に關する説明……………	六八
第五	日本基督教會役員、委員、職員、其他一覽……………	八一
第六	各教會及牧師、役員、氏名住所、並維持財團加入教會名……………	八七
第七	昭和二年度統計表……………	一七八
第八	日本基督教會教職者氏名住所一覽……………	二〇五
第九	日本基督教會關係諸ミッション宣教師氏名住所……………	二二一
第十	日本基督教會關係諸事業……………	二二九
	一、學校之部……………	二二九
	二、各種社會事業之部……………	二三四
	三、新聞雜誌之部……………	二三六



第一 日本基督教會略史

第一節 最初の宣教師

我日本基督教會創立に關係ある最初の宣教師をヘボン、ブラオン、フルベツキの三氏とす。此三氏は監督派の宣教師リツギンス、ウヰリヤム二氏と同じく安政六年(西曆一八五九年)相前後して我國に渡來せる者にて、ヘボン氏は米國プレスビテリアン教會より、ブラオン、フルベツキ氏は米國ダッチ、リフオームド教會より派遣せられたるなり。其後文久元年(一八六一年)マツチ、リフオームドのゼームス、バラ氏渡來、同三年(一八六三年)プレスビテリアンのタムソン氏渡來せり。然るに當時耶蘇教禁制の高札尙ほ所々に掲げられ、當路の有司亦外國の事情に暗く、或は宣教師を以て國事探偵ならんと思惟したる程なれば、傳道事業の如きは着手するに由なく、十餘年の日子は、國語を學ぶことと聖書の一部を翻譯することのためは多くは消費せられたるなり。然れども是れ實際傳道の準備として缺くべからざるものにてありしなり。

第二節 最初の教會

明治五年三月十日、日本基督公會(後に海岸教會と改稱)十一名の會員を以て創立せらる。之より先き横濱に於て基督信徒となれるものは只二名なりしも、同年一月萬國福音同盟會初週祈禱に倣ふて開かれたる祈禱會は非常の祝福を蒙り、其頃ブラオン、バラ氏等に就て、

英語及聖書を學び居りし青年の内、斷然たる決心をなし、洗禮を領せし者九名を起しければ、斯くは教會建設の運びに立至れるなり。始め此の公會の建設せらるゝや。固より外國教會との關係を有し其の組織亦長老主義に因ると雖も、政治上に於ては海外何れの宗派にも屬すまじこの精神よりして、之を日本基督公會と稱したるなり。斯くてバラ氏は假牧師、小川義綏氏は長老に、仁村守三氏は執事に公選せられたり。其の後小川氏東京に轉居するに及び奥野昌綱氏長老に擧げらる。

明治六年九月廿日、東京に於て東京公會（今の新榮教會）建設せらる。此は横濱に在りし信徒數人居を東京に移せるを以て、便宜に従ひ別に一教會を建設せるものにて、タムソン氏假牧師に、小川氏長老に、高橋六郎氏（後に安川亭と改む）執事に擧げらる。斯くて自然の趨勢として、右兩公會に關係ある教師及代員より成立つ所の代議會なるもの起り。春秋二期相會して共同の教務を商議協定したるが、是れ後日の中會に類したるものなりき。

明治七年九月十三日、横濱住吉町教會（後に指路教會と改稱）建設せらる。此教會は専らヘボン、ルーミス氏等の盡力に成るものにして、上記基督公會と少しく方針を異にせる所ありき。同年十月、東京に於て第一長老教會建設せらる、此の教會はカロゾルス氏が主として盡力せるものにてありき。

第三節 一致教會の組織

等しく長老主義を採用したるものなれども、上記數教會の間少しく其組織方針を異にする

所あり、斯くては萬事に不便あらんとの憂慮より、各教會の代員及之に關係あるミツシヨンの宣教師等大に横濱に會合し、熟議の末、終に三のミツシヨンの協同補助を有する一個の合同的獨立教會を組織し、之を日本基督一致教會と稱し、同一の憲法を採用することとなりぬ。

（註）茲に三ミツシヨンと云へるは、ダツチリフオームドミツシヨン、プレスビテリアンミツシヨン、スコットランド一致長老派ミツシヨンを云ふものにて、この長老派ミツシヨンは當時既にデビンソン、ワデルニ氏ありて別に傳道に従事せるが、今や前者の交渉に應じて加盟したるなり。

右の會合こそ、實際正式に成立したる中會ともいふべきものにして、教會の代員八名宣教師十二名より成り、右合同の大事を議定せる外、小川義綏、奥野昌綱、戸田忠厚の三氏に按手禮を施して之を教師となし、又麴町、淺草、牛込三教會の建設を議定したり。

第四節 一大會三中會の組織

明治十四年四月開會したる代議會は、全國を三分して三中會となし、其の上にて大會を置き之を總括することを議定し、左の通り中會區域を劃定したり。

- 一 北部中會 東京日本橋以北十二教會を含む
- 一 東部中會 同日本橋以南八教會を含む
- 一 西部中會 中國及び九州に在る三教會を含む

第五節 宮城中會の建設及協力ミッションの増加

明治十八年十一月開會したる第三回大會は、宮城縣下仙臺外三教會の加入を容れ、同時に宮城中會組織の議を決し更に全國を分けて左の五中會となせり。

東京第一中會、東京第二中會、浪花中會、鎮西中會、宮城中會

右宮城縣下四教會の加入と同時に、我が協力ミッションの一となりしはゼルマン、リフオームド、ミッションにして、此のミッションの宣教師は、明治十二年始めて我國に渡來し、押川方義氏等と共に専ら東北地方に傳道したり。

明治十九年、米國南ブレスビテリアン、ミッション、我が協力ミッション中に加入す、此のミッションの最初の宣教師は明治十八年中渡來せり。

明治二十年、米國婦人異邦傳道會、我が協力ミッションに公然加入す。此の傳道會は明治初年よりして實際我教會と協力したる者なるが、茲にその名實を一にせるなり。

明治二十二年、カンバルランド、ブレスビテリアン、ミッション、その所屬教會九個を以て來り協力ミッションに加入す。此は明治十年以來、大阪附近及び紀伊地方に傳道したる者なり。右の如くにして我教會と協力提携せるミッションは都合七個となれるも、明治二十四五年の交、スコットランド一致長老派に屬する宣教師ワデル、デビンソン氏等病を以て歸國するに至り、前後二十五六年間我國のために盡力せる同派は自ら我國より手を引くこととなりぬ。

第六節 教會名稱の変更及山陽中會建設

明治二十三年開會したる第六回大會は、日本基督教會の信條及び憲法規則を改定し、同時にその名稱を改めて日本基督教會となせり。

明治二十四年十一月開會したる第七回大會は鎮西中會に屬する數個教會を以て新に、山陽中會建設の議を決したり、茲に全國六中會となる。

第七節 高知縣下大學傳道

明治二十六年、前大會に於て、高知縣下に一ケ年間八名乃至十名の傳道者を送りて大に傳道せしむとの決議に従ひ、内外教師を交るゝ同地に派遣し大に傳道したるが、其の結果として百七十人の受洗者と數百人の求道者を起したり。

第八節 傳道局の創立

明治廿七年七月開會したる第九回大會は、日本基督教會當初の志を貫徹して、新に獨立の傳道機關を創設したり。

第九節 臺灣傳道の着手

明治廿八年の大會は、新に我國の領土に歸したる臺灣傳道開始の決議をなし、廿九年六月より其實行に着手し、茲に始めて海外傳道の宿望を果し得たり。

第十節 大會常置委員の設置及中會の合併

明治三十年開會したる第十一回大會は、新に常置委員五名を擧げ教會全般に關する事務を行はしむるの制を立つ。

明治三十一年十月開會したる第十二回大會は、東京第一、東京第二の中會を合併して一中會となすの議を決し之を東京中會と稱せしむ。

第十一節 特別傳道

明治三十三年七月開會せる第十三回大會は、翌年春期を以て、全國に特別巡回傳道を行ふの議を決し、特に之が爲め委員十三名を舉げて其の事に當らしむ、茲に於て明治三十四年の春より夏へかけ全國各地に巡回傳道盛に行はれ我教勢大に張る。

第十二節 傳道局の大擴張及北海道中會建設

明治三十四年十月開會したる第十五回大會は、傳道局の組織を變更し、總裁一名理事十名幹事一名會計二名とし、片岡健吉氏を總裁に、貴山幸次郎氏を幹事に舉げ、翌年度豫算金額四千圓を議定したりしが、越へて明治三十五年十月開會せる第十六回大會は傳道局事業の擴張を是とし、翌年度豫算金額七千五百圓を議決し、臺灣に傳道地を増加する外に、北清傳道着手を議定したり。

明治三十六年三月、北海道中會、同道に在る四教會を以て創設せらる、茲に於て全國別れて六中會となる（東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道）

明治三十六年十月開會せる第十七回大會は、傳道局翌年度豫算額金八千圓を議決し、又朝鮮傳道開始を可としければ、翌年二月より釜山に傳道者を送りたり。

第十三節 戰時傳道と傳道局獨立滿十年祝會

明治三十七年二月我國の露國と戰端を開くや、傳道局理事及大會常置委員は協議の上、戰時傳道部なるものを特設し、同年四月東京に於て聯合祈禱會を開きたるを手始とし、順次全國要地及臺灣に傳道し、大に教勢を振起し又出征軍人及其の家族を慰藉したるが、恰も此の年は我傳道局の獨立後滿十年に相當するを以て、十一月廿七日をトして東京市神田青年會館に於て滿十年祝會を開きたり。

第十四節 臺灣特別傳道及臺灣中會建設

明治三十八年十月東京芝教會に於て開會せる第十九回大會は、その年の末より翌年の末まで一ヶ年間臺灣に特別傳道を舉行するの議を決定し、之が實行を傳道局に命じたり。茲に於て局は同島に數回の應援を與へたるが、その効果空しからず、明治三十九年の年末に至り、臺北、臺南、基隆の三教會代員等は臺北に會合して終に日出度臺灣中會建設の式を舉げたり。茲に於て我日本基督教會は全國七中會となる（東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道、臺灣）

第十五節 滿韓傳道と新教會の設立

日露戰役の結果韓國は我が保護國となり、南滿洲亦我勢力範圍内に入ることゝなるや、我傳道局は此等地方に傳道の大必要あるを認め、從來の傳道地たる天津釜山の外に新傳道地として大連、營口、安東縣、旅順（以上滿洲）京城、群山（以上韓國）等を選定し、或は之に定住傳道者を送り、或は有力者を派して巡回傳道せしめなどしたるが、天津、大連等の各教

會は一二年を出でずして獨立自給教會となり、旅順、京城等亦近き將來に於て教會組織を見んとする教勢を馴致したり。

八

第十六節 特別傳道及祝謝傳道

明治三十九年十月東京富士見町教會に於て開會せる第二十回大會が、時勢の要求に鑑みて議決し、之が實行を傳道局に託したる特別傳道は、同年末より翌年九月まで東京市を始めとして全國樞要地二十餘ヶ所に傳道したり。然るに明治四十年十月東京芝教會に於て開かれたる第廿一回大會は、更に特別傳道繼續を議決したりしかば、第二回特別傳道は、同年末より翌年九月まで全國五十餘ヶ所に行はれ我教會の教勢振起に多少貢獻する所ありき。

然るに明治四十一年十月横濱指路教會に於て開會せる第廿二回大會は、翌明治四十二年は我國にプロテスタント教宣教開始後五十年に相當すればとて、更に第三次特別傳道舉行の件を議決し、之が實行を傳道局に命せしかば、局は運動の方針を新にし、規模を大にし、傳道資金五千圓を豫算し、自ら主となりて別に祝謝傳道會なる者を設立し、植村正久氏會長並實行委員長となり、明治四十二年四月全國より牧師傳道者數十名を東京に招集し盛なる修養會を開き、同時に宣教開始五十年大祝會を催し、之を手始めとして東京及全國各地方に巡回傳道者を派遣し又は定住傳道者を置きなどし。明治四十三年二月を期して、十個の新獨立教會を得んとて熱心盡瘁したり。其の結果は豫期の如くならざりしも、新に數個の獨立教會を得たるのみならず、掉尾の運動として、明治四十三年三月再び東京に於て盛なる修養會を開き且市の中央なる有樂座に於て大演說會を催し、次で青年會館に大說教會を開きて、新に多數の志道者を得、茲に芽出度祝謝傳道會を終れり。而して又祝謝傳道會の末期に起りしチャプマン氏委託傳道集會は、東京を始め各地に活動して、得たる所の志道者一千餘名の多きを算するに至れり。

第十七節 協力問題の決定

過去數年間我教會の同人間に紛糾して辯難論議の種子たりし外國ミッション協力問題は、明治四十二年東京麴町教會に於て開かれたる第廿三回大會に至りて全く解決せられたりと云ふべき歟。此大會は曾て大會が下せる協力の定義に基きて正式に協力を申込みたる者の外、別に我教會と何等かの關係を保持せんことを冀望する外國ミッションのために別に一ヶの「申合規約」を定め、此の如きミッションをしてその冀望を達せしむるの途を開きたり。此の設備は從來縁故ありし、外友に對し好意を表したるものにて同時に協力問題に結末を告げたるものなり而して數年前より既に協力し來りしもの又は新に協力せしものは、北プレスビテリアンミッション、及ゼルマン、リホームドミッションにして、申合規約に従ひしものはダッチ、リホームドミッション及南プレスビテリアンミッションなり。

第十八節 憲法規則一部の改正と大會の新局面

數年前より我教會の一大問題たりし憲法規則一部の改正は、複雑なる手續を経て、明治四十二年に至り、愈その目的を達することとなりしかば、同年十月東京麴町教會に開かれたる

九

第廿三回大會は、全國各教會の牧師長老神學教師宣教師（以上正議員）教師及傳道教會代員（以上員外議員）より組織せられ、從來の大會に比してその面目も自ら一新し活氣著しく加はりたるを覺へぬ。

明治四十三年の大會は、教師試験に關する憲法規則を改正し、教師は凡て大會に於て試験を受くることとなり、試験の内容も大に改まり、漸次教役者の品位を高め、其の精選統一を計ることとなりぬ。

第十九節 外國傳道の着手

明治四十二年はプロテスタント基督教の、我國に傳道を開始せし以來、恰も滿五十年の祝謝すべき年に當りたれば、同年十月東京に於て開きたる第廿三回大會は、其好記念として新に清國人の間に傳道せんことを決議し、同十一月教師丸山傳太郎氏を清國の首府北京に派遣したり。

明治四十三年九月朝鮮の併合成るや、新に大邱を傳道地として定住傳道者を送り、更に十月の大會に於ては朝鮮傳道に關して種々劃策する所あり、一には朝鮮の青年傳道者を養成し、一には我が青年傳道者に朝鮮語を學ばしめ、着々朝鮮人の間にも傳道の歩武を進めんことを決議せり。而して有志信徒の集會に於ては、進んで朝鮮傳道後援會なるものを設け、弘く資金を募集し、傳道局の朝鮮に對する傳道事業を應援することとなりぬ。

第二十節 日曜學校同盟の創設

明治四十四年十月の第廿五回大會は、我が日本基督教會に在る二百七十六個の日曜學校同盟を設け、特別委員を常置して、其の連絡統一發展を計らしむることを決議せり。

第二十一節 家庭禮拜曆の發行

同大會は聖書研究、家庭禮拜等の良習慣を規則正しく養はしめんがため、前大會に於て擧げられたる委員等の編纂に係はる家庭禮拜曆を調査し、明治四十五年一月より之を採用することを可決せり。

第二十二節 傳道教會資格標準一定

同大會は傳道教會の資格標準を、現住陪餐者十五名献金年額六拾圓と定め、既設の傳道教會には向ふ三ヶ年の猶豫を與へて其の時資格なきものは解散することとし、傳道地の整頓發達の上少からの便利と奮勵とを與へたり。

第二十三節 在外長老教會との連絡

同大會は朝鮮臺灣の長老教會に交誼を厚ふするため、大會議長より問安書を送ることとなり、尙ほ太平洋沿岸の日本人長老教會と將來の連絡を取らんためその方法につき審議したり。

第二十四節 滿洲中會の設立

傳道着手後僅に六年半にて、滿洲部内に三個の獨立教會を見るに至りたれば、明治四十五年六月大連市に於て、日本基督教會滿洲中會は建設せられたり。我教會が海外の傳道に率先

盡力して、着々其の効果を擧ぐることは、如何計り一般の傳道心を鼓舞作興せしや知るべからず、吾儕深く感謝すべき處なりとす。

第二十五節 日本基督教會創立四十年祝會

大正元年十月仙臺に於て大會開會中、仙臺日本基督教會に於て我教會創立の滿四十年祝會を開き、井深、植村二氏の演説、知事、市長及び各ミッション代表者の祝辭あり、數百の來會者皆既往の神恩を感謝し更に將來の希望を堅ふせられたり。

第二十六節 日本基督教會婦人傳道會社

大正二年四月有志婦人に由て創立せられたる同社は、同年十月の大會に同社長渡邊たつ子より規則書及現況報告書を添へて、其の承認願を提出せられたれば、大會は感謝と満足とを以て之を承認したり。

第二十七節 朝鮮中會の建設

大正三年十月の大會に於て決議せられたる同中會建設式は、大正四年七月京城に於て舉行せられたり傳道着手後十年餘を経過したり。

第二十八節 日本基督教會總務局の設置

大正三年十月第廿八回の大會は、日本基督教會の庶務傳道財務一切の事務を總轄進捗せしむる目的を以て、總務局設置を決議し、大正四年一月より之を實施することゝせり。隨て從來大會常置委員及傳道局の執り來れる事務は、一切之を總務局に引繼ぐことゝなり、同委員

等は皆自然に消滅せり。總務局最初の條例にては理事長一名、理事十四名、幹事、會計、書記各若干名なりしが、翌大正四年十月の大會にては、更に條例を改め、理事長一名、理事七名、評議員廿二名、幹事、會計、書記、各若干名となせり。

第二十九節 週一獻金の創始

大正四年第廿九回大會に於て、新に設けられたる總務局評議委員會にては、一週一錢の獻金を普く全國の教會員より集むるの新案を決し、其趣意書及週一獻金袋を配付して、一般會員に獻金と共に傳道の爲に祈る習慣を養はんことを奨勵したり。

第三十節 全國巡回傳道並新潟縣下特別傳道

同大會にては全國各派の協同傳道に伴ひ、我教會も總務局をして、全國を廿五區に別ち、悉く之を巡回傳道することを決し、且新潟縣下有志の特別資金に依り、同縣下に特に一年四回の有力なる應援傳道をなさんことを決し、大正四五年に互りては、一般に教勢の振起を見るを得たり。

第三十一節 海外傳道の精神再勃興

新開地傳道に銳意率先せる我教會は、近年聊か其意氣沈滞せるやの感ありしが、大正五年十月第卅回の大會に於ては、再び海外傳道の意氣勃興して、朝鮮、滿洲及臺灣生蕃傳道等に關する特別の演說會も開催せられ、一般に其責任使命の重大なることを自覺せしめたり。朝鮮京城に於ける一有力なる朝鮮人教會が、其指導者李源兢氏と共に我が朝鮮中會に入會せ

るも此年のことなり。

第三十二節 ルーテル宗教改革開始滿四百年記念會

大正六年十月廿八日の日曜を期して、全國日本基督教會は、總務局理事會の提案に基き、各有益なる記念禮拜若くは講演會を開きたり。

第三十三節 信州五ヶ所の傳道地引受及同縣下特別傳道

大正七年一月より總務局は、米國リホームドミツションより長野松本諏訪伊那飯田の五傳道地を引受くることとなり、特に同縣下有志の特別資金に依りて、一年數回の應援傳道をなすことを決し、一般に教勢の振起を見ることを得たり。

第三十四節 教職者大會

數名の篤志者の寄附に依り、二千餘圓の資金を以て、全國教職者を鎌倉に招集し、大正七年五月十四日より五日間、有益盛大なる修養會を開きたり。

第三十五節 三大集會

大正七年十月東京に於て開かれたる第三十二回大會の際には、奉仕者大會、婦人大會、信徒大會、の三大集會を催し、何れも盛會にて、日本基督教會にありて之れまでなかりし集會なりき。

第三十六節 傳道局創立二十五年記念會

大正八年十月の第三十三大會に於て傳道局創立二十五年記念會開かれ、井深、植村二氏の

演説、來賓の祝辭あり、盛なる會合にてありき。

第三十七節 傳道局及大會常置委員の再置

同大會に於て傳道局及大會常置委員を復興し、總務局の取りたる事務を分つこととなれり傳道局は理事十二名、幹事、會計を置き、大會常置委員は委員七名を置くこととなれり。

第三十八節 憲法規則の改正

從來我が日本基督教會が準據し來りたる憲法規則は明治二十三年の制定にかゝるものなるが、頗る不備の點あると、時代の要求に適應する必要あることにより、之が改正を求むるもの少からず、因て大會は大正三年開かれたる第二十八回大會以來、幾度か専任委員を置き、又幾度かその草案を改めたりしが、終に大正九年開かれたる第三十四回大會に至りて、審議の上之を裁定し、大正十年一月一日より之を實施することとなしたり。我が憲法規則制定後滿三十年にしてこの事あるは奇と云ふべし。改正せられたるは、條章の配置、字句、文章の修正を別としてその重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、從來傳道者として別に一階級をなしたるものを、改めて教師試補となし、准允後十年を経過するも教師の資格を得ざる者は、准允を取消することあるべしとせしこと。
- 一、從來中會組織に要せらるゝ獨立教會數は三個以上なりしを、改めて五個以上とせしこと、但し此は大正十四年一月より實施するものとす。
- 一、傳道教會にして一定の資格に達したるものは、大中會に正式に代員を選出する事を得

べしとせしこと。

- 一、教師又は教師試補にして日本基督教會以外にその職を奉ずるもの一ケ年を経るも退會を願出ざる者あらば除名すること。
- 一、從來神學教師は悉く大中會に於て正議員たりしが、之を制限して一神學校毎に二名の正議員を選出し得るものとせしこと、又各中會とも宣教師二名丈けを正議員たらしむることを得とせしこと。

一、大會に副議長を置くこと。

第三十九節 教會創立五十年記念

大正十年十月の第三十五回大會に於て日本基督教會創立五十年記念に關する左記の決議を爲し尙十月九日午前十時より神戸神港教會に於て記念禮拜を行へり。

日本基督教會創立五十年記念に關する決議案

吾國最初の教會たる横濱海岸教會の創立は明治五年三月十日にして今年は正に五十年に相當す此の歴史的好機に開かれたる我日本基督教會大會は適當なる記念の實を擧げ教會の一轉機たらしめんが爲め左の事業を遂行せんことを決議す。

- (一) 來年五月頃、我教會と關係ある米國リフオームド諸教會、長老派諸教會に特使を遣り、日本傳道開始以來の成績等に就て報告し、其好意と努力とに對する感謝の意を表し序を以て彼地諸教會の日本に行ふに最適はしき傳道事業に就て懇談し、從來よりも有効

にして一層徹底せる協力を行ひ、若くは少くとも其端緒を開く様に爲す事、而して其使者は便宜を見計ひ可成、カナダ及スコットランドの長老派諸教會大會をも訪問する事。

但し特使は一名となし、關係ミッションと交渉の上、その代表者の同行を求むる事。

- (二) 内外協力の事業として東京に日本基督教會記念館を建設する事。
- (三) 本大會より明年の大會期まで傳道局並中會は記念特別事業を計畫して倍加傳道の達成を期する事。

(四) 教師の養成、修養のため補助の方法を講ずる事。

(五) 日曜學校擴張のため方法を講ずる事。

(六) 來年の大會期中適當の時に於て掉尾の大集會を開く事。

(七) 此際内外協力の精神を一層徹底せしめんが爲めに特に委員を擧げ、ミッション代表者との協議會を開き適當の方法を講ずること。

(八) 以上の事業を遂行するため資金五拾萬圓募集する事。

(九) 以上の事業遂行に就ては、關係ミッションより宣教師四名、大會常置委員、及傳道局理事をして之に當らしむる事。但し必要に應じ委員を増加する事を得。

第四十節 特使の派遣

我日本基督教會創立及其進歩發達に特別の關係ある海外諸ミッションに對し、感謝の意を表せんが爲めに、特使として第三十五回大會に於て選ばれたる大會議長植村正久氏は大正十

一年四月十七日横濱解纜の大洋丸にて米國に向け出發せられ、米國、カナダ、スコットランドを訪問せられたり。

第四十一節 内外協力傳道

大會決議によりて委員等は、内外協力の精神を熾にし適當なる方法を案出する爲めに、數次熟議の結果現在の日本基督教會傳道局及關係諸ミッションの傳道機關を統一するの要を認め、諸ミッションを代表する委員及五十年運動常務委員より、各協力の傳道局案を作成發表せり。(提案は省略す)

第四十二節 震災救護會

大正十二年九月一日關東大震災火災の爲め、我日本基督教會に於ては、左記十四個教會及一神學校全部倒壊焼失し、尙他に十三ヶ教會及びミッション關係の女學校等大破を蒙れり、會員の罹災せるもの其の分明なるもののみにも、壹千八百七十四人の多きに達せり。

海岸、指路、新榮、芝、兩國、富士見町、明星、淺草、麴町、本所、太田、日本橋、鎌倉、神田、東京神學社

震災後直ちに大會常置員、傳道局理事、東京中會常置員を以て、日本基督教會震災救護會を組織し救護事務に當れり。

第四十三節 宣言書發表

大震災のため大會々場を泉州濱寺に移し大正十二年十一月上旬に開きたる第三十七回大會

は滿場一致を以て、左記の宣言書を可決發表せり。

宣言書

日本基督教會の創立せられて、半世紀歴史は正に一進展を思はしむるの秋、不慮の大變災は突如國民の頭上に落下し、神の嚴なる教訓は示されたり。惟ふに維新以來我國民的努力は帝都を以て代表せられたる物質文化の建設に、傾倒せられ、人間の本領と、人生の目的とに對する正しき考慮を缺きたり、其積弊の及ぶ所人心徒らに感覺的快樂を懐ひ、浮華淫蕩風を作し實質敬虔の徳地を拂ふに至れり、此の時に當り、天殃倏ち下り、國民誇負の幻影轉瞬の間に覆滅し、靈的教養を有せざる國民の實狀、白日の下に暴露せられたり、天災地妖の害は尙耐ふべし、人爲の禍に至りては、轉た痛恨の情を禁せざるなり。五十年記念運動は、爰に於て更に重大なる意義を加へられたり、我等深く自ら戒飾すること共に聖靈啓導の下に水火の冒し能はざる永遠の都を建設するに勵めざるべからず、豈啻に罹災教會のみと言はんや、我等は此の振古未曾有の時期に際し、國民的悔改を天下に宣明し以て十字架の恩寵に負ふ使命を完ふせんことを期す。

千九百二十三年十一月

於泉州濱寺第三十七回日本基督教大會

第四十四節 財務局の設置

大正十三年十月明治學院に開かれたる第三十八回大會に於て、日本基督教會財務局を新設

し、財務の統一を計ることなれり。

第四十五節 維持財團法人設立

大正十三年十一月廿一日附を以て、日本基督教會維持財團法人設立許可の指令ありたり。

第四十六節 傳道局創立三十年記念會

大正十四年十月の大會に於て、傳道局創立三十年記念會を開き、井深、多田、貴山、渡邊暢氏等の演説あり、功勞者故植村正久氏、貴山幸次郎氏、德澤治氏等を表彰したり。

第四十七節 特別傳道案

大正十五年十月大阪に於ける第四十回大會に於て、千九百廿七年度に約百個の教會に特別傳道を行ひ、基督教の中心使命を傳ふることを決し、教會發展の上に貢献する所少からざり

第四十八節 宗教法案反對運動

同大會に於て擧げられたる宗教法案反對實行委員は、數ヶ月に亙る熱心なる猛運動を續けて、終に其目的を達したり。

第四十九節 協力ミツシヨン問題

昭和二年九月横濱に於ける第四十一回大會に於ける決議によりミツシヨンの交渉を各中會にてなし本年四月より東京中會は六個所、浪花中會は四十四個所、山陽中會は十二個所、北海道中會は六個所の傳道地を北長老、南長老の兩ミツシヨンより繼承したり。

第二 特に記憶すべき大會の決議摘録

- (一) 甲地の信徒若し乙地に轉住する時は特別なる事情の外在住地附近の教會に轉入することを適當とす故に大會は之を各中會に奨勵すること (第十一回大會決議)
- (二) 各教會講義所々屬の會員及求道者にして旅行又は轉住者ある時當局者は直に其の氏名宿所を最寄の日本基督教會又は講義所に報告すること (第十二回大會決議)
- (三) 大會費募集の標準は現任陪餐會員に四分通常献金額に六分を賦課すること (四十年第二十一回大會決議)
- (四) 諸報告は凡て前年の曆年度に依るものとし尙其の年度後大會開期までの狀況は備考として報告することに一定すること (四十一年第二十二回大會決議)
- (五) 日本基督教會に屬する一個教會は其の事情に於て必要ある場合に他の一個教會の長老を選挙して大會に自己を代表せしむるも差支なし (同上)
- (六) 認可神學校よりは大會毎に其の報告書を出さしめ委員を擧て之を調査報告せしむること (四十二年第二十三回大會決議)
- (七) 自今中會より提出する建議案には代表者を立つる慣例を此の大會に於て定め置くこと (同上)
- (八) 從來教情調査の報告は大會常置委員に於て各中會より提出せる報告に基き之を爲すの

風なる處右は統計其の他に付ては當然のことなれども吾等は更に適切に各地方教勢の消長地方各己の要求施設等に付き又は各地方特殊の出來事就中信仰上の傾向等に關し之を聞かんことを欲す故に次期の大會より常置委員報告の外各中會に於て代表者を立て右等に關する演説をなさしむること (同上)

(備考)

大會に於ける教狀報告は爾今文書を以て報告するにとゞめること可決 (大正二年第廿七回決議)

(九) 教師は其の在職中長老たることを得ず (四十二年第二十三回大會決議)

(備考)

教師試補も亦教師と同様其資格を有する間は長老たることを得ず (大正十四年第廿九回決議)

(十) 教會は洗禮を志願するものを先づ會友とすることを得

第一 會友の加入は小會又は委員會の決議を経べし

第二 會友は禮拜に出席し献金をなし基督教傳播のため力を盡すべし

第三 會友は左の資格を備ふるものとす

一 深く基督の人格を慕ひ身を其の指導の下に置き信仰の道を修め新らしき生命に進まんことを志すこと

二 右の目的を以て教會に屬し教會の兄弟姉妹と親しみを厚ふし力めて基督教を學び洗禮を受くるの準備をなすことを約束すること

第四 會友は第三項の會友資格の二ヶ條に就き誓約すべし

第五 會友は教會の會議に與り又聖餐式に與かることを得ず

第六 教會は會友の名簿を整頓し置くべし

第七 會友誓約を破り又敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議にて除名すべし

(四十二年第二十三回大會決議)

(十一) 教會は便宜客員を設くることを得

第一 他教會の會員にて常に其の教會に出席し且つ献金をなし傳道の爲めに其の力を盡すも轉會し得ざる事情あるものを客員となすことを得

第二 客員の加入は小會又は委員會の決議を経べし

第三 客員は會議に列し會吏となることの外は會員と異なることなし

第四 教會は客員の名簿を整頓し置くべし

第五 客員敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議を経て客員名簿より取り除くべし

(同上)

(十二) 傳道教會の資格標準は現住陪餐者十五名献金年額六十圓とし既設の傳道教會は向ふ三ヶ年の猶豫を與へて其の時資格なきものは解散すること (四十四年第二十五回大會決議)

(十三) 教師試験志願者に對する決議案

一 教師試験を受けんと欲するものは大會開期三ヶ月前に履歴書及推薦書を添へ試験委員

長に宛て志願書を提出すべき事

二 受験者は試験委員長より試験問題及説教の題目を受領したる時は大會開期一ヶ月前に其の草稿を委員長に提出すべき事 (大正元年第二十六回大會決議)

(十四) 葬式決議案調査委員報告

凡そ葬儀に參列しては信者未信者の別なく死者に對して相當の敬意を表すべきは無論の事なりと雖死者の靈に對して柶を供へ又は焼香するは死者を神佛として禮拜するものと誤解せらるるの嫌あるを以て單に敬禮又は脱帽等の方法に依りて敬意を表するを可とす。

(大正二年第二十七回大會決議)

(十五) 社會問題の決議案

第二十七回日本基督教會大會は社會の狀況と其必要に鑑み左の諸項を決議す

一 我教會は勤勉にして賢き方法により直接傳道に勵むべきは勿論機宜に應じ其の力を計り青年及勞働者間に於ける精神教育及貧病者救濟等の社會事業にも心を用ふべきこと

二 我教會は信徒を督勵して左の諸件に付特に基督教道徳を發揮せしむること

(い) 家庭の風儀を緊肅し子女の宗教教育に注意すること

(ろ) 勤勉質素信義及禁酒禁煙の美風を發揚すること

(に) 婚約の成立婚姻の儀式を慎重にし且從來の風習に鑑みて葬儀及祖先記念を鄭重に

行ふこと (大正二年第二十七回大會可決)

(十六) 大會を有効ならしむる建議案

第一 大會は今一層有効ならしむる爲め大會開期中修養會並傳道集會を催すこと

第二 教會傳道局並關係ミッションに交渉して教役者を大會に出席せしむること

第三 右の實行は大會常置委員並現今の教役者會委員に附託すること

(大正二年第二十七回大會可決)

(十七) 日曜學校建議案

日本基督教會日曜學校同盟事業の一部として左の三項を建議仕候

一 臨時必要に應じ日曜學校巡回教師を置くこと

但し右費用百五十圓を計上し讚美歌賣上配當金より支辨すること

二 日曜學校に對する興味を増進する爲め大會又は中會開催毎に日曜學校生徒大會又は日

曜學校教師講習會を開くこと

三 大會の決議を以て未加入日曜學校に對して加盟勸告書を發すること

(大正二年第二十七回大會可決)

(十八) 教會員轉籍の決議案 第十一回大會の決議即ち(一)參照

教會員もし他郷に移轉し其の地に日本基督教會の存在する場合は必ず速に之を通知し且つ

本人をして成るべく其の教會に轉籍せしむること (大正三年第二十八回大會可決)

(十九) 日本日曜學校協會加入建議案

我日本基督教會が所屬日曜學校事業振起の爲に益其の日曜學校同盟の發展を期すると共に
 教派を問はず世界的に統合連絡せられたる日本日曜學校協會に對しても正しき理解を以て
 其の發展を圖らんが爲めに大會は普く所屬日曜學校に向て日本日曜學校協會に入會せんこ
 とを勧誘せられたし (大正三年第二十八回大會可決)

(二十) 大會書記の任期を三ヶ年とす (大正十年第三十五回決議)

(二十一) 教役者扶助金増加に關する建議案

教役者恩給扶助基本金増加の爲め教役者、長老、執事委員をして毎月一口(十錢)以上の献金
 を成るべく爲さしめ、資金充實の爲め教會、傳道教會、傳道所をして維持献金の一分(百
 分の一)を成るべく支出せしむる事 (大正十一年第三十六回決議)

(二十二) 神學校認可標準立案委員報告

委員は左の條件の具備を以て認可の標準と爲すを適當と認む

- 一 専門の學術を修むるに足る校舎圖書其他の設備を有すること
- 一 憲法に規定せる神學教師たり得べき專任教授を二名以上有すること
- 一 入學資格を中學校卒業若しくは同等以上の學力を有する者と爲し豫科本科を通して五
 ヶ年以上の課程を教授すること (大正十二年第三十七回決議)

(二十三) 教會所屬問題調査委員報告

臺灣中會の建議案に基き教會所屬問題につき調査せし結果「委員等は海外遠隔の地にある

教會を建設する場合は、地理上の關係尤も近き中會に屬せしむべきは勿論なれども、場合
 によりては、便宜上教會の希望により、教會と縁故最も深き中會に屬することを得」と決
 議せり (大正十二年第三十七回決議)

(二十四) 舊教師試験規則に依りて受験中の者に對しては次回より既に合格したる科目の外
 凡て新規則によりて試験を行ふべきものとす (大正十五年第四十回決議)

(二十五) 協力ミッション問題報告

浪花中會の提案に就ては各中會各々其の事情を異にするを以て之を各中會に委任しミッシ
 ョンと交渉の上適當の處置を取らしむること (昭和二年第四十一回決議)

(二十六) 恩給扶助決議案

財務局に於て徴收したる恩給扶助に關する資金は之を恩給扶助規則による會計委員に交附
 し、該委員をして出納保管の責に任せしむるものとす (昭和二年第四十一回決議)

(二十七) 教役者恩給扶助規則改正案

附則 第一條中恩給金扶助金を左記の通り改正す。

- 一、恩給金 終身年金壹百五十圓を參百圓
- 一、扶助金 甲種(三ヶ年) 壹百五十圓を參百圓
- 乙種(同) 壹百圓を貳百圓
- 丙種(同) 七拾圓を壹百五十圓

丁種（一時金）五拾圓を壹百圓

右建議候也（但本案は昭和三年度より實施の事）（昭和二年第四十一回決議）

第三 日本基督教信仰の告白と同憲法規則及諸條例

日本基督教會信仰の告白

（明治二十三年の大
會に於て制定す）

我等が神と崇むる、主耶蘇基督は神の獨子にして、人類のため、その罪の救ひのために、人となりて苦を受け我等が罪のために、完全き犠牲をささげ給へり。凡そ信仰に由りて、之と一體となれるものは赦されて義とせらる。基督に於ける信仰は愛に由り作用きて人の心を潔む。また父と子と、ともに崇められ、禮拜せらるる聖靈は我等が魂に耶蘇基督を顯示す。その恩によるに非ざれば、罪に死したる人、神の國に入ることを得ず。古の預言者使徒および聖人は聖靈に啓迪せられたり、新舊兩約の聖書のうちに語りたまふ聖靈は宗教上のことにつき誤謬なき最上の審判者なり。往時の教會は、聖書に據りて、左の告白文を作れり。我等もまた、聖徒が曾て傳へられたる、信仰の道を奉じ讚美と感謝とを以て、その告白に同意を表す。

我は天地の造成者、全能の父なる神を信す。我はその獨子、我等の主耶蘇基督を信す、即

ち聖靈によりて胎みこもられ處をこめ女マリヤより生れポンテオ、ピラトの下くろしみに苦を受け、十字架につけられ、死して葬はうじられ、(陰府よみに下り)第三日みつかひに死者のうちより復活よみがへり、天に昇りて、全能の父なる神の右に座し給へり、彼所かしこより來りて生けるものと死ねるものとを審判さばたまはん。我は聖靈を信ず、聖なる公同教會すなはち聖徒の交通まじはり、罪の赦ゆるし、身體からだの復活よみがへり、永遠の生命を信ず。

日本基督教會憲法規則
 (大正九年改正)

第一章 日本基督教會

第一條 日本基督教會は公同教會に屬する一團の教會にして幾多箇々の教會より成立し信仰

日本基督教會憲法規則

(大正九年改正)

日本基督教會憲法

神は萬國民のうちより無數の大衆を召し彼等によりて世々其の恩恵と眞理との勝れて豊なるを顯し給ふこれ活ける神の教會基督の身聖靈の宮にしてすべてのものを以てすすべてのものに満たし給ふもの満つる所なり此の大衆は萬國萬世の聖徒より成る之を聖なる公同教會と稱す。

此の聖なる公同教會は古今に互り萬國に通じて存在す之に屬するものは神のみ定かに識り給ふ之を見えざる教會と稱す公同教會は又見ゆる教會として地上に現存す之に屬するものは國の異同人種の區別階級の差等を問はずすべて父子聖靈なる唯一の神を信じ主耶蘇基督の救により其の啓導感化を受け其の教訓と模範とに遵ひ其の命令を奉じ神の國を擴めて其の聖旨を成さんと志すものなり。

公同教會の本旨を實現せんがために形式を整へ制度を定めて團體を組織す之を一團の教會と稱す。

第一章 日本基督教會

第一條 日本基督教會は公同教會に屬する一團の教會にして幾多箇々の教會より成立し信仰

の告白と憲法とを奉じ規則に循ひて教會の權能を行使し其の存立の目的を成就せんことを志すものなり。

本法及規則に於ていふところの信仰の告白は明治二十三年十二月制定せられたるものなり

第二章 一箇の教會

第二條 教會は信仰の告白及憲法に基づき中會によりて建設せられたる日本基督教會々員の集團にして小會を組織し定期の禮拜を行ひ基督に於ける交を厚うし互に信仰を増し徳を建て基督の道を證明し神の國の事を經營し主の制裁を明にせんがために結合せるものなり

第三章 禮拜

第三條 教會は主の日毎に時を定めて禮拜を行ふ禮拜は祈禱讚美聖書の朗讀説教聖禮典献金祝禱とす

聖禮典はバプテスマ及聖餐にして教師之を執行す

第四章 政治

第四條 日本基督教會は其の代議機關たる小會中會大會によりて其の權能を行ひ小會中會大會は左の事項を管掌す

日本基督教會

- 一 バプテスマ志願者及信仰告白者の試問
 - 二 會員の轉入又轉出
 - 三 教會の風紀及會員の戒規
 - 四 禮拜の準備
 - 五 傳道
 - 六 日曜學校及教會内諸團體の監督
 - 七 財政
 - 八 中會及大會議員の選舉
 - 九 慈善及救濟其の他の社會事業
- 中會
- 一 教會の建設轉籍合併加入解散除籍
 - 二 教師の任職退職轉會入會戒規
 - 三 教師試補志願者の試験准允退職轉會入會戒規
 - 四 牧師宣教師神學教師の就職及解職
 - 五 教會の監督及指導
 - 六 小會記録の檢閲
 - 七 照會の處置及上告の判決

八 傳道
九 社會事業

大會

- 一 中會の建設合併解散又は其の區域の變更
- 二 中會の監督及指導
- 三 中會記録の檢閲
- 四 教師志願者の試験
- 五 照會の處置及上告の判決
- 六 傳道
- 七 信仰の告白憲法規則の解釋
- 八 神學校及其他の教育機關の經營及認可
- 九 日本基督教會全體の事業に關する事項

大會は之れ等の事項を執行するために適當なる機關を設置することを得

第五條 小會中會大會の組織及代議員の資格は別に規則の定むる所に依る

本法及規則に於て規定せられざる權能は箇々の教會自ら之を行ふ

第五章 會員

第六條 日本基督教會の會員は信仰を告白してバプテスマを受けたるもの及會員の小兒にし

てバプテスマを受けたるものなり

第六章 教師

第七條 教師は規則に循ひ按手禮を以て聖職に任せられたるものなり而して一箇若くは數箇の教會を牧すること任せられたる教師を牧師と稱し中會の命によりて牧師なき教會を監督し又は傳道に従事する教師を宣教師と稱し大會に於て認可せられたる神學校の教授たる教師を神學教師と稱す

第七章 教師 試補

第八條 教師試補は教師候補者として規則に循ひ傳道の准允を受けたるものなり

第八章 長老

第九條 長老は牧師を輔佐して教會の事を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたる代表者なり長老は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし

第九章 執事

第十條 執事は牧師及長老を輔佐して教會の庶務會計を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたるものなり執事は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし
教會は場合により執事を置かざることを得

第十章 信仰の告白及憲法の改正

第十一條 信仰の告白及憲法は大會議員三分の二以上の同意によりて改正することを得

改正案は先づ大會に提出し出席議員過半数の同意を得たる上少くとも次期大會開會六箇月前之を各教會及各教師に配附し次期の大會に於て議題となすべきものとす

日本基督教會規則

第一條 教會

第一款 教會は其の會員の數に於ても資力に於ても一箇の自治團體たるの資格を有するものなり

第二款 教會は中會の管轄に屬し小會によりて其の權能を行使するものなり

第三款 傳道教會は其の實力未だ小會を設け組織を完備するの程度に達せざるものなり

第四款 傳道教會は中會の直轄に屬し其の監督指導を受くるものなれども會務は其の教會の委員之を掌る

第五款 凡て教會に關する規定の原則は傳道教會にも適用す

第二條 教會の建設

第一款 信徒相結びて教會を組織せんと欲するときは一同署名の上其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を舉げて教會を建設し長老及執事(之を置く場合には)を選舉せしむべし

第二款 教會の一部分たる會員が別に教會を組織せんと欲する場合及傳道教會が一箇教會とならんと欲する場合にも本條前款を適用す

第三條 教會の轉籍

第一款 其の所屬中會との關係を變更せんと欲する教會は大會に願出づべし大會之を可決せば其の教會を其の加入せんと欲する中會の籍に編入すべし

第四條 教會の合併

第二款 同一中會部内にある所の二箇或は二箇以上の教會合併せんと欲するときは各委員を舉げて中會に願出づべし中會之を可決せば委員を舉げて其の教會を合併し長老及執事(之を置く場合には)を選舉せしむべし

第二款 合併せんと欲する所の教會若し所屬中會を異にするときは其の中會との關係を變更せんと欲する教會先づ規則第三條に循ひ大會に轉籍を願出づべし大會之を可決せば之を轉籍せしめ而して後本條前款の手續をなさしむべし

第五條 教會の加入脱籍解散

第一款 日本基督教會に加入せんと欲する教會は其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を舉げて憲法及規則に循ひ教會の組織を改めしむべし其の教會に牧師あるときは規則第十三條第一款に循ひ中會に加入せしむべし

第二款 日本基督教會を脱籍せんと欲する教會は所屬中會に願出づべし中會之を可決せば之

に脱籍書を與ふべし

第三款 其の牧師の俸給及他の常費を支辨すること能はざる教會は中會之を解散して傳道教會となすべし

第四款 其の組織を維持するに足る會員の數と資力とを缺く傳道教會は中會之を解散して適當の處置をなすべし

第五款 キリストの聖名を瀆す所の主義又は所爲を固執して中會の決議に循はざる教會は中會之を解散して適當の處置をなすべし

第六條 中會の建設及解散

第一款 大會は規則に循ひて中會を建設す但し中會は少くとも五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）を以て組織すべきものとす

第二款 五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）其の所屬中會より分離して更に中會を組織せんと欲するときは大會に願出づべし大會之を可決せば委員を擧げて其の手續をなすべし

第三款 微力にして其の建設の目的を達すること能はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第四款 キリストの聖名を瀆す所の主義又は行爲を固執して大會の決議に循はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第七條 教師試補の試験及准允

第一款 教師試補試験は別に定められたる教師試験條例により、中會之を執行す、中會は之れが爲め試験委員を擧ぐべし

第二款 神の召命を自覺し、日本基督教會教師の聖職を志願するものにして、教師試補試験に合格したる者は、准允を受け、教師試補たることを得

第三款 中會は試験に及第したる志願者の准允式を執行すべし議長又は其の代理者は志願者をして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師試補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ而して議長及書記の署名したる准允證書を之に與ふべし

第四款 中會は准允を受けたる後十年を経過するも尙ほ教師の資格を得ざるものの准允を取消すことあるべし

第五款 中會は左の場合に於て教師試補の准允を取消すことを得

- 一 教師試補の職務に従事せざるるとき
- 二 教師試補に不適當と認めたるるとき
- 三 日本基督教會より退會したるとき

第八條 教師の試験及任職

第一款 教師試験は別に定められたる教師試験條例により、大會之れを執行す、大會は之れ

が爲試験委員を擧ぐべし

第二款 教師の任職式は按手禮を以て基督教教師の聖職につかしむることにして嚴肅に執行すべきものとす

第三款 中會は大會の試験に及第したる教師志願者にして牧師宣教師神學教師の職につくものの任職式を執行す

第四款 教師志願者は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 列席の教師其の志願者の頭に按手し議長若くは其の指名したる教師任職の祈禱を捧ぐべし

第六款 中會は任職式を執行するために委員を立つことを得

第九條 牧師の選舉

第一款 牧師の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第十條 牧師の就職

第一款 教師教會の招聘を受け牧師たらんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて就職式を執行すべし

第二款 教師たらざるもの牧師として教會の招聘を受けたるときは先づ教師試験を受け任職式を経て然る後就職すべし但し任職式は就職式と同時に進行ふことを得

第三款 牧師として招聘を受けたるもの他中會に屬するときは就職を願出づる前其の教會所屬の中會に轉會すべし

第十一條 牧師の辭職

第一款 牧師の辭職は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て諾否を議決すべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の決議は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 牧師教會の承諾を得て其の職を辭せんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會及牧師に通告し且其の教會の小會と協議して善後の處置をなすべし但し直ちに中會を開き難き事情あるときは中會議長適宜の處置をなすことを得

第十二條 教師及教師試補の轉會

第一款 教師及教師試補他中會に轉せんと欲するときは必ず其の所屬中會の議長並に書記連署の轉會書を受けて其の屬せんと欲する中會の議長に差出し轉會の手續をなすべし

第十三條 教師及教師試補の加入及退會

第一款 他教會の教師又は教師試補にして日本基督教會に加入せんと欲するものは中會に願

出づべし且成るべく其の所屬教會役員の署名したる轉會書を差出すべし中會は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師或は教師試補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ然る後加入の手續をなすべし但し中會は必要と認むるとき之が試験を行ふことあるべし

第二款 教師又は教師試補若日本基督教會を退きて他教會に屬せんと欲するときは中會に願出づべし中會之を可決せば退會證を與ふべし

第十四條 教師の退職

第一款 假令譴責なき教師といへども神の召命を蒙らざることを自覺して退職を申出づるか又は其の職に従事せざるものあらば中會は適宜の通知をなしたる上其の名を別帳に記入することを得斯くて一箇年を経過するときは必ず教師名簿より除籍すべし一旦除籍せられたるもの再び教師たらんことを願出づるときは中會は適宜に試験を行ふべし

第二款 教師又は教師試補にして日本基督教會以外に其の職を奉じ一年を経過するも退會を願出ざる者あらば本條前款を適用す

第十五條 長老及執事の選舉並に任職

第一款 長老の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 長老の任期は二箇年とす而して成るべく之を二組に分ちて其の任期を同時に満たざ

らしむべし

但し再選せらるることを得

第三款 長老に選舉せられたるときは任職式を経て就職すべし再選せられたるときは單に其の選舉を公告するを以て足れりとす

第四款 長老は任職式るとき日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて長老たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 長老の任職式は牧師及先任長老之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師其の職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第六款 執事の選舉及任職の手續はすべて長老に同じ

第七款 執事の任職式は牧師及先任執事之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師その職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第十六條 傳道教會の委員

第一款 傳道教會の委員の選舉及任職の手續は前條の原則によりて行ふべきものとす

第十七條 會員の加入及轉入

第一款 教會に加入し聖餐に陪せんと志願するものは其の信仰及操行につきて小會の試問を

受け日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて會員たる義務を忠實に盡くすべきを誓約してバプテスマを受くべし

第二款 小兒のときバプテスマを受けたるものにして聖餐に陪せんと志願するものは本條第一款の手續によりて誓約をなすべし

第三款 日本基督教會部内に於て其の所屬教會を變更せんと欲する者は小會より薦書を受けて其の手續をなすべし

第四款 他教會員にして日本基督教會に入會せんと欲するものは轉會書又は證明書を提出し本條第一款の手續によりて誓約をなすべし

第十八條 會員の轉籍及退會

第一款 其の所屬教會より轉籍せんと欲する者は小會に請求して薦書を受くることを得

第二款 薦書を出したる小會は本人が轉會の手續を了するまでは之を除籍することを得ず

第三款 薦書を受けたる小會はその規定に基づきて轉入の手續を了し薦書を出したる小會に其の旨を通知すべし

第四款 日本基督教會より他教會へ轉出せんと欲するものには退會證を與ふることを得

第十九條 戒規

第一款 戒規の目的は教會の清潔を保ち被戒規者の益を圖るにあれば之を行ふにあたりキリストの教訓の精神を奉體すべし (マタイ傳十八章十五―十七)

第二款 教師教師試補並に中會の直轄に屬する會員は中會の戒規を受け其の他の會員は所屬教會小會の戒規を受くるものとす

第三款 戒規は教師教師試補長老執事の場合に於ては教會に加入するとき及任職式又は准允を受くるときになしたる誓約に違反する行為に對し其の他の會員の場合に於ては教會に加入するときになしたる誓約に違反する行為に對して行ふものとす

第四款 中會又は小會の戒規は人と神との關係を變ずるものにあらず唯其の被戒規者は誓約に違反する行為ありたれば當に悔改むべきものなりと嚴肅に言明するものなり

第五款 戒規の種類は教戒譴責停職免職陪餐の停止權利の停止除名放逐とす

第六款 戒規の目的既に達したりと認むるときは解除又は復歸せしむることを得教師及教師試補の場合に於ては之に戒規を加へたる中會の承諾を得るにあらざれば解除又は復歸せしむることを得ず一旦免職せられたるものは悔改の事實明白になりたる上相當の時日を經過するにあらざれば復歸せしむべからず會員の場合に於ては之に戒規を加へたる小會と協議の上にあらずれば解除又は復歸せしむることを得ず

第二十條 照會

第一款 總て其の權限内の事に關し小會又は教會は中會に中會は大會に照會して指示若くは判決を請ふことを得

第二款 中會又は大會は照會を受けたる事件に對し自ら判決するか若くは委員を擧げて判決

せしめ或は指示又は判決を附せずして返却することを得

第二十一條 上 告

第一款 牧師又は會員は小會又は教會の判決若しくは其の他の決議に不服なるとき中會に上告することを得中會の議員又は其の部内の會員は中會の判決又は其の他の決議に不服なるとき大會に上告することを得

第二款 中會又は大會は上告を受けたる事件に對し之を確定破毀變更停止し又は之に取消變更停止すべき訓示を加へて返却することを得戒規の場合に於ては他の教會にあてたる薦書を被戒規者に與ふることを得

第二十二條 教會事務章程

第一款 教會は牧師長老執事日曜學校長の選舉財産の管理豫算の決定及其他の事務を行ふものとす (憲法第四條参照)

第二款 教會は其の事務を執行せんがために毎年一回定期總會を開くべし此の會議に於ては一年間に於ける教勢會計其の他の報告を受け次年度の豫算を決定すべし且つ中會並に大會の情況及事業につきて小會の報告を受くべし

第三款 總會は必ず二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし

第四款 臨時總會は小會に於て必要と認めるとき又投票權を有する會員十分の一の請求若しくは中會又は大會の請求あるとき開くものとす小會は豫め臨時總會に於て執行すべき事項

を記載したる通知書を會員に發送すべし記載以外の事項は執行することを得ず

第五款 牧師長老執事選舉のときは投票權を有し且其の地に在留し現に聖餐に陪する會員三分の一の出席を以て滿數とす其の他の事務を執行するためには五分の一を以て滿數とす

第六款 投票權を有するものは聖餐に陪する會員にして議場に出席したるものに限る議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第七款 牧師の選舉及辭職のために開く總會は小會より依頼したる日本基督教會の教師を議長となすべし其の場合には通常牧師を以て議長とす

第八款 總て總會に於て決議したる事項は總會記録に之を明記し小會に於て之を保存すべし

第二十三條 小會事務章程

第一款 小會は教會の牧師及長老を以て組織し少くとも毎月一回定期會を開くべし小會議長の通知又は投票權を有する會員十分の一の請求若しくは中會又は大會の請求あるときは必ず臨時會を開くべし

第二款 小會に於て別に滿數に關する規定なきときは過半數を以て滿數とす

第三款 投票は出席議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第四款 小會は牧師を以て議長となすべし特別の場合に於ては牧師は小會の承諾を経たる上日本基督教會の他の教師に請ひて代理たらしむることを得牧師不在なるときは長老の一

人之が代理たるべし牧師なきときは日本基督教會の教師に請ひて議長たらしむることを得戒規を行ふときは必ず然すべし

第五款 書記は長老の中より選舉すべし其の在職期限は小會の定むる所による書記は小會の議事を記録して之を保存し中會及大會の議員に當選したる長老に證明書を交付し又總會記録會員名簿及其の他の書類を保管すべし

第六款 名簿には大人及小兒のバプテスマ薦書退會證の授受會員の原籍現住地結婚死去等の事項を明細に記入すべし他郷にある者又は住所不明の者は別帳に移し二箇年以上踪跡を失したる者は除籍すべし

第七款 小會は中會に提出するため年報を作るべし年報には聖餐に陪する會員の總數大人及小兒のバプテスマ薦書及退會證の授受戒規の事故會員の増減献金の總額教勢の一斑日曜學校の狀況其の他必要と認むる事項を記載すべし

第二十四條 中會事務章程

第一款 中會は其の部内の教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し

- 一 正議員
- 一 各教會の牧師
- 一 宣教師 (二名以内)

一 神學教師 (各神學校より二名以内)

一 各教會より選出したる長老

但聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得

一 各傳道教會 (聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員

員 外 議 員

一 正議員たらざる中會所屬の教師

一 中會の決議に依り議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師

一 正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 協力ミッションの外國宣教師にして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉することを公に誓約するものは中會の決議によりて員外議員となることを得

第三款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず

第四款 中會は定められたる時と處とに於て少くとも毎年一回定期會を開くべし中會は議長又は議員の説教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし

第五款 臨時會は正議員六名 (内三名は各異なりたる教會の長老たることを要す) 連署して請求するとき又は大會の請求あるとき之を開くべし中會書記は少くとも開會十日前に各教會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし

記載以外の事項は執行することを得ず

第六款 中會に於て別に滿數に關する規定なきときは正議員過半數を以て滿數とす

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第八款 議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て新議長の選舉せらるゝまで在職するものとす

第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其他の書類を保管すべし議事録は各教會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して部内の各教會各傳道教會各教師に配附すべし

第十款 中會は其の部内の教會教師教師試補並に其の直轄に屬する會員の名簿を調製して之を保管すべし

第十一款 中會は大會に提出するため年報を作るべし年報には部内の教勢傳道及信仰生活の狀況教會の統計教師及教師試補の姓名教會の建設轉籍合併加入脱籍解散教師及教師試補の任職准允退職轉會加入退會戒規の事故死去牧師の就職及解職其の他必要と認むる事項を記載すべし

第十二款 定期中會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす但し差支あるときは豫め其の旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得

第二十五條 大會事務章程

第一款 大會は日本基督教會の最高機關にして教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し

正 議 員

一 各教會の牧師

一 宣教師 (各中會より二名以内)

一 神學教師 (各神學校より二名以内)

一 各教會より選出したる長老

但し聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得

一 各傳道教會(聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上)より選出したる委員
員 外 議 員

一 正議員たらざる教師

一 中會の決議により議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師

一 正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず

第三款 大會は定められたる時と處とに於て毎年一回定期會を開くべし議長又は議員の説教

若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし

第四款 臨時會は二箇以上の中會の請求あるとき之を開くべし大會書記は少くとも開會三十

日前に各中會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發
送すべし記載以外の事項といへども出席議員三分の二之を可とするときは執行すること
を得

第五款 大會は正議員の三分の一を以て滿數とす

第六款 選出せられたる長老及傳道教會の委員は議長の許可を得て補員に其の席を讓ること
を得

一旦補員に席を讓りたるときは再び議席に着くことを得ず

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ
決定の投票をなすことを得

第八款 議長副議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て後任者の選舉せらるるまで在
職するものとす

第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其の他の書類を保管すべし議事録は
各中會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して各教會各傳道教會
各教師に配附すべし

第十款 定期大會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす但
し差支あるときは豫め其の旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得

第二十六條 規則の改正

此の規則は大會議員三分の二以上の投票によりて改正することを得改正案は少くとも大會開
會三十日前に各教會各傳道教會各教師に配附すべし但し日本基督教會の信仰の告白及憲法に
抵觸する改正案は決して之を提出することを得ず

日本基督教會諸條例

○日本基督教會大會常置委員規定

第一條 日本基督教會大會に於て議決したる事項の遂行及次期大會まで臨時の事務を處理せ
しむる目的を以て大會常置委員を置く

第二條 大會常置委員は七名とし議長書記の外五名を選舉す

第三條 大會常置委員は大會毎に左の事項を執行す

- (一) 前年度の教狀其の他の報告をなすこと
- (二) 大會費の豫算を作製し大會に提出すること
- (三) 豫じめ大會の議案を整理すること

第四條 常置委員中缺員を生ずるときは委員に於て之を選挙し次の大會に報告す
第五條 本規定は定期大會出席の議員過半数の賛成を得て變更改正することを得

○日本基督教會傳道局條例

第一條 日本基督教會は廣く内外に傳道するの目的を以て日本基督教會傳道局を設置す

第二條 日本基督教會は右の目的を達する爲に左の役員を選挙し本局事業の經營に當らしむ

理事十二名(内理事長一名) 幹事若干名 會計一名

第三條 理事長は理事より互選し幹事會計は理事會之を選任す

第四條 理事の任期は二ケ年とす但し大會毎に其の半数を改選す

第五條 理事中半数は教師以外の教會員たるを要す

第六條 理事中缺員を生ずるときは理事會之を選挙し次の大會に報告す

第七條 理事中より常務理事若干名を互選し臨時緊要の事務を處理せしむ

第八條 理事會は毎年二回開くものとす必要の場合臨時會合す

第九條 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意あるときは之を變更修正す

ることを得但し修正案は必ず少くも討議の前日に提出するを要す

○日本基督教會財務局條例

第一條 本局は日本基督教會の財務に關する左の事項を處理す

一、日本基督教會大會及各局、各部の豫算を査定し大會に提出する事

二、日本基督教會各教會の負擔金及有志献金を收集する事

三、日本基督教會大會及各局各部の經費を支出し及其の收支を大會に報告する事

四、以上の外大會の決議に基く財務に關する事項

第二條 本局に左の役員及職員を置く

一、役員 理事五名 内理事長一名

二、職員 會計若干名 書記若干名

第三條 役員及職員の選任は左の手續による

一、理事は大會に於て之を選挙し理事長は理事中より互選す

二、會計及書記は理事會に於て之を選任す

三、理事の任期は一ケ年とす

第四條 本條例の修正は大會出席議員三分の二以上の同意を要す

○日本基督教會會堂建築局規定

第一 目的 本局は日本基督教會會堂建築の事業を協賛せんが爲め設立するものとす

第二 資金 本局は其の目的を達せんが爲め五百口以上協賛員を募り一口に對し必要ある毎

に金壹圓宛出金せしむるものとし毎年二回迄募る事を得

第三 協賛員 前項の協賛員は教會、傳道教會、團體、個人より募集するものとす

第四 協賛金交付 日本基督教會中新たに會堂を建築せんとする教會傳道教會にして必要あ

るものに對しては其の計畫及現状等を調査したる上本局委員會の決議を以て若干の協賛金を交付す

第五 資金積立 協賛金を受領せる教會及篤志者よりの寄附金を積立て本局の基本金とす

第六 委員 本局に五名の委員を置き一切の事務を取扱はしむ但し委員は大會毎に改選す再選妨げなし

第七 特別委員 委員會は各中會に委員若干名を置き其の中會部内の協賛金募集の事務を掌らしむることを得

第八 事務費 本局は協賛金の内より一ケ年五十圓迄の事務費を支出することを得

第九 修正 本規定は定期大會出席議員過半数の賛成を以て改正することを得

○日本基督教會教役者恩給扶助規則

第一章 資格

第一條 廿ケ年以上日本基督教會に於て忠實に其の職に膺りたる教師又は教師試補にして年齢六十歳以上に達し退職したる者は規定の手續を経て退職の翌日より恩給金を受くることを得

第二條 憲法規則に従つて教師試補又は教師となり日本基督教會に於て忠實に其の職務に膺りたる教師又は教師試補の中途にして死去したる者の遺族は規定の手續を経て左記の割合により扶助金を受くることを得

滿三十年以上のもの 甲種扶助料

同二十年以上のもの 乙種扶助料

同十年以上のもの 丙種扶助料

同一ケ年以上のもの 丁種扶助料

第三條 遺族とは前條死者の寡婦、寡婦あらざる時は長子又は長女にして丁年未滿の者を指す寡婦子女皆あらざる時と雖も死者の父又は母にして七十歳以上に達せるもの、在籍するときは之を遺族と稱す、但し遺族たる長子又は長女が十歳以上なるとき及父又は母が七十年未滿なるときは一時金として甲乙丙丁種の内に該當する扶助金一ケ年分の金額を受くることを得

第四條 教師及教師試補の服務年數は規則に従つて准允を受け又は就任したる時より起算す

第五條 他教會より轉入せる教師又は教師試補の服務年數は其の轉入の時より起算す自ら退會し或は除名せられたる教師又は教師試補にして其後現職に復したる者の服務年數は之を其の復歸の時より起算す

第六條 日本基督教會に關係ある外國ミッションに於て其の任用する教師又は傳道者に對し別に恩給扶助の方法を設くる時は之に任用せられたるものは此の規則により恩給扶助に與るを得ず

第二章 基金及資金

第七條 恩給扶助基金は日本基督教會の据置財産にして永久に保管すべきものなれば如何な

る場合と雖も之を流用し又は使用するを得ず

但し基金若くは資金増加の目的を以て別に募集の方法を定むる事あるべし

第八條 恩給扶助資金は右集金より出る利子並に特に之が爲め各教會より募集する寄附金より成るものとす

第九條 恩給扶助金は附則の定むる所の標準によりて支拂ふべきものと雖も資金の増減に準し大會は其の標準を変更することあるべし

第十條 恩給扶助資金に餘裕を生じたる時大會は決議により之を基金に繰入るることを得

第三章 會計委員

第十一條 大會は恩給扶助會計委員若干名を挙げ、恩給扶助資金の保管募集並に出納に關する事務を處理せしむ

第十二條 會計委員は大會指定の方法によりて基金を保管し、又は資格調査委員より適法の通知書を得たる時其の手續を経て支拂をなすべきものとす

第十三條 恩給金及扶助金を受く可きもの豫期せるより多くして現在の資金を以てしてはその支拂に應じ難き場合、會計委員は一時その支拂を延期し置き、次期大會に其の事情を報告しその處置を請ふべし

但し右の場合に於て大會は其の不足金額を補足するため適當の方法により臨時募集する事あるべし

第十四條 會計委員の任期は三ヶ年とす

第四章 調査委員

第十五條 大會は恩給金又は扶助金を受くべき者の資格調査及附帶事務を執らしむるため調査委員若干名を選挙せしむべし、又各中會に命じ同一の事務を執らしむるため調査委員若干名を選挙せしむべし

第十六條 右中會調査委員は其の中會部内に於て恩給金又は扶助金を受く可きものある時、十分調査を遂げ、資格充分と見做す時は、詳細なる報告書を作り、之を大會調査委員に推薦すべし、而して大會調査委員之に同意したる時は、中會委員よりの推薦書を添へ其の旨を會計委員に報告すべし

第十七條 中央委員と中會委員との間に於て、若くは中央委員相互間に於て、その意見を異にする場合に於ては、次期大會に其の事情を具申しその裁決を乞ふべし

第十八條 會計委員及中央調査委員は大會毎にその執行せる事務の詳細なる報告書を提出すべし

第十九條 大會調査委員の任期は三ヶ年とす

但し中會調査委員の員數及任期は中會に於て適宜之を定めしむべし

第五章 規則改正

第二十條 此の規則は大會出席議員三分の二以上の同意ある時之を改正する事を得

附 則

第一條 恩給及扶助金は當分の内左の標準によりて支給するものとする

- 一、恩給金 終身年金 參百圓
- 一、扶助金 甲種(三ヶ年) 參百圓
- 乙種(同) 貳百圓
- 丙種(同) 壹百五十圓
- 丁種(一時金) 壹百圓

○日本基督教會日曜學校局條例

第一條 名稱 日本基督教會日曜學校局

第二條 目的 日本基督教會に屬する總ての日曜學校を統一し其の事業の發達進歩を圖るにあり

第三條 事業 一、日曜學校教職の養成訓練

二、日曜學校に關する雜誌の刊行圖書の出版教科書教具の選擇供給

三、日曜學校事業の調査統計研究並に計畫施設

四、個々の日曜學校に對する應援

一、本局事務所を東京又は大阪に置く

二、本局は理事十二名(内長一名)主事若干名、會計一名の役員を置きて事業

第四條 組織

を經營せしむ

三、理事長は理事中より互選し主事會計は理事之を選定す

四、理事の任期を二ヶ年とし大會に於て之を選挙す

五、理事中常務理事若干名を互選し臨時緊急の事務を處理せしむ

六、理事會は毎年二回開くものとす、但し都合に依り其の回数を増減することあるべし

七、各中會の選挙したる日曜學校委員を本局評議員として本局事業經營上の

協力を乞ふ事とす

第五條 經費 本局の經費は大會に於て豫算を決議し各教會及傳道教會より徴收し尙ほ團體

有志者より募集す

第六條 修正 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時に修正變更す

る事を得但し修正案は討議の前日迄に提出すべきものとす

○日本基督教會教師試験條例

第一章 教師試験

第一條 教師試験は日本基督教會規則第七條第一款の規程によつて中會より擧げられた

る委員之れを執行す

第二條 教師試験補志願者は左の資格の一を備ふる者たるべし

- 一、認可神學校の本科を卒業したる者
- 二、高等教育を受けたる者(若は之れと同等の學力ある者)にして、教職となるに必須の神學科目を研究したる者
- 第三條 教師試補志願者は受験願書、履歷書及會員としての資格に關する所屬教會の證明書を試験委員長宛に差出すべし
- 第四條 教師試補志願者は所屬教會の屬する中會に於て試験を受くべきものとす
- 第五條 試験委員は志願者に對し左の試験を爲すべし
 - 一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由
 - 二、日本基督教會の信仰告白
 - 三、日本基督教會の歴史及政治
 - 四、聖書緒論
 - 五、聖書釋義
 - 六、聖書神學
 - 七、基督教會史
 - 八、説教(一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし。必要と認むる時は説教を爲さしむべし)
- 第六條 試験委員は、認可神學校の本科を卒業せる者にして、當該學校教授會の推薦證明せ

る者に對し、前條四以下の試験の一部又は全部を省略することを得

第七條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし

第二章 教師試験

第八條 教師試験は日本基督教會規則第八條第一款の規定によつて、大會より擧げられたる委員之を執行す

第九條 教師志願者は日本基督教會規則第七條により准允を受け、教師試補として二箇年以上専ら實地傳道に従事し、かつ所屬中會部内の教師二名より推薦せられたるものたるべし

第十條 教師志願者は受験願書履歷書及推薦書を試験委員長宛に差出すべし

第十一條 試験委員は教師志願者に對し左の試験を爲すべし

- 一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由
- 二、日本基督教會の信仰告白
- 三、系統神學(教義學、辯證學、倫理學の三部門の一つに屬する題を指定し、三ヶ月以上の時間を與へて論文を提出せしむ、かつ三部門に涉りて口頭試問を爲すべし)

- 四、聖書神學
- 五、聖書釋義(聖書緒論を含む)
- 六、基督教教理史
- 七、説教(一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし)

第十二條 教師志願者は前條第一項、第二項を除くの外任意の科目を選んで數回に受験することを得此の場合には、受験願書の提出と同時に志望科目を指定して届け出で、豫め試験委員長の認可を受くべし

第十三條 試験委員は准允を受けてより十五年以上引續き實地傳道に従事する者にして、教會の牧師として招聘を受ける者、又は十五年以上引續き實地傳道に従事する者にして、傳道上功績顯著なるの故を以て所屬中會より特に推薦せられたる者に對し、第十一條三以下の試験の一部又は全部を省略することを得

第十四條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし

第十五條 本條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時は之を修正する事を得

○日本基督教會婦人傳道會社規則

第一 名稱 本社を日本基督教會婦人傳道會社と稱す

第二 位置 本社の事務所を東京に置く

第三 目的 本社は基督教を宣傳するを以て目的とす

第四 事業 本社は日本基督教會大會に於て設けられたる傳道の機關と商議協力して傳道上諸般の事業を經營す

第五 社員 本社の目的を賛成する出資團體の代表者及出資個人を以て社員とす

第六 資金 本社の資金一株を年額金壹圓とす

第七 總會 本社は年額六株以上の出資團體代表者及五株以上の出資個人を以て毎年一回總會を開き事務會計の報告議事及役員の選舉をなす

第八 役員 本社に社長一名副社長二名理事七名を置く

但し書記會計は理事中にて互選し必要に應じ特に常務書記を置くことを得

第九 委員 本社の出資各團體は委員を舉げて本社に對する諸般の事務を取扱はしむべし

○日本基督教會教職會規則 (改正)

第一條 本會は日本基督教會教職會と稱す

第二條 本會は會員相互の友誼を厚ふし智徳を進め緩急相扶くるものとす

第三條 本會は日本基督教會に屬する教職を以て會員とす

第四條 本會の目的を賛助し年額金拾圓以上を寄附する者を賛助員とす。賛助員は總會に於て員外議員たることを得

第五條 本會一般の會務を處理する爲めに委員十名を總會に於て選舉す。委員の任期は二ヶ年とし總會毎に半數を改選す

第六條 本會の總會は日本基督教會大會の時期之れを開く

第七條 本會は其の目的を達せんが爲めに左の二部を置く

イ、修養部 毎年一回修養會を開き祈禱、講演、親睦を爲す

ロ、共済部 會員の傷病死亡並に會員妻の死亡に際して共済金を贈呈す
本會の収入總額三分の一を修養部に三分の二を共済部に用ふ

第八條 本會の資金は會費及贊助金よりなる

會費は日本基督教會の教師又は教師試補としての一定の収入の千分の五とす

但宅料を支給せらるゝものは其額を、住宅を支給せらるるものは金貳拾圓を本給に加算して會費納入率を算出す

第九條 會費の納入は月額金參圓以上の者は毎月其他は便宜上其額金參圓以上に達するを俟

つて集金郵便の方法を以てす。會費年額少くとも金四圓以上たるを要す

第十條 本給の査定は前年十二月末日現在に由る會員各自之れを本會に通告するを要す

第十一條 入會又は退會せんとする者は委員會に申出で、其の承認を受くべし

第十二條 會員中一年以上の會費滞納者にして再三照會するもなほ應せざるものは之れを除名す

第十三條 會員の身上若しくは會員の妻に事故ある時に情報委員及事情を知れる會員より直ちに本會に通報すべきものとす。但情報委員は各中會書記に依頼す

第十四條 共済金の贈呈は左の如くに規定す

一、會員の死亡に際してはその遺族に金五拾圓を贈呈す

二、會員にして三週間以上の疾病の爲めに臥床する者、或は三週間以上の治療を要する

外科手術を受けたる者と委員會に於て認定せられたるものには左の率を以て贈呈す

第一回 (第一ヶ月目) 金五拾圓

第二回 (第二ヶ月目) 金五拾圓

第三回 (第三ヶ月目) 金五拾圓

第四回目よりは委員會の認定する所に従ひ相當額贈呈することあるべし

三、會員の妻死亡の際に金參拾圓を贈呈す

第十五條 本規則は總會に於て出席者三分の二以上の同意を以て修正することを得

第四 日本基督教會維持財團寄附行爲と 同加入手續其他に關する説明

日本基督教會維持財團寄附行爲

(大正十五年三月三日附改正)
(認可指令同月三十日接受)

名稱

第一條 本財團は日本基督教會維持財團と稱す

事務所

第二條 本財團は事務所を東京市赤坂區新町四丁目參番地に置く

目的

第三條 本財團の目的は日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並に同教會所屬諸教會が基督教を内外に宣布し基督主義の教育慈善救濟出版の事業に要する土地建物資金其他の財産を所有し借有し處理するに在り

資産

第四條 本財團の資産は左の三種より成る

一、基本財産

二、特別財産

三、通常財産

第五條 前條の基本財産とは本寄附行爲に依り植村正久の寄附したる別紙財産目録記載の財産及將來基本財産として寄附若くは編入せらるる財産を謂ひ特別財産とは將來使用の目的を指定して寄附又は編入せらるる財産及其果實を謂ひ通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せざる寄附の財産及基本財産又は通常財産より生ずる果實及他の雜收入を謂ふ但第十二條に依り公課金其他の費用を負擔する當該教會に使用する特別財産より生じたる果實は特別財産に編入せず當該教會に交付することを得

第六條 本財團は本財團の目的に反する條件又は其目的に従て維持し又は使用し難き條件を附せられたる寄附は一切受けることを得ず

第七條 本財團の資産は最も安全なる方法に於て管理し殊に金錢は堅實なる銀行に利子預を爲し又は確實なる有價證券に替へ保管し而して本財團の目的以外に之を處分することを許さず

特別財産は其寄附の際指定せられたる目的に従て之を管理す

第八條 本財團の目的の爲め已むを得ざる必要ありて基本財産又は特別財産を處分するには理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を受くるを要す其日本基督教會所屬教會に於て現に使用しある特別財産を處分する場合には尙當該教會の總會の承認を受くることを要す

第九條 本財團の所有する土地建物が不用となりたるときは損失を免れんが爲めに之を他人に賃貸し其益金を本財團の通常財産に編入することを得

第十條 本財團の資産の管理維持其他の諸経費は本寄附行爲に別段の規定あるもの、外本財團の通常財産を以て之を支辨す

通常財産に剩餘あるときは理事の決議に依り基本財産又は特別財産に編入し又は翌年度に繰越すことを得

第十一條 本財團の特別財産を使用せる教會が將來政府の許可を得て法人を設立したるときは本財團は其財産を該法人に寄附すべし但此場合日本基督教會の憲法及規則に従て開かれたる該教會の總會の議決に依る請求あるを要す

第十二條 基本財産若くは特別財産たる土地建物を日本基督教會並に同教會所屬教會の用に供したる場合に當該教會の管理人をして之を管理せしめ且該土地又は建物に對する租税公課其他必要の費用は現に該物件を使用する日本基督教會又同教會所屬教會の管理人の申込に依り之を負担せしむることを得

役員

第十三條 本財團に理事拾貳名を置き理事會を組織す内一名は日本基督教會傳道局理事長を以て員を備ふ

第十四條 理事は日本基督教會定期大會に於て選任す

第十五條 理事の任期は五年とす但日本基督教會傳道局理事長にして理事たる者の任期は之を定めず

第十六條 日本基督教會教會所屬教會の正會員は理事に選任せらるゝ權を有す

第十七條 理事が日本基督教會の正會員たる資格止みたるときは同時に退任したるものとす

第十八條 理事の業務執行上又は一身上不都合の行爲あるとき又は職務を行ふ能はざる状況にあるときは日本基督教會大會の決議を以て之を解任することを得

第十九條 理事が死亡其他の原因に依り退任し缺員を生したるときは次の日本基督教會定期大會に於て補缺理事を選挙す但遲滞の爲め損害を生ずるの虞あるときは殘存する理事に於て次の定期大會まで補缺理事を指名す

第二十條 補缺理事は前任理事の殘任期間在任す

第二十一條 理事の任期満了するときは其年の日本基督教會定期大會に於て理事選舉會を開き第二十四條の理事候補者中に就き新任すべき理事を選挙す

第二十二條 理事選舉會は大會議長之を召集し且之を整理す

第二十三條 選舉は連記票を用ひ有効投票の比較多數を得たるを以て當選者と爲す得票の數相同じき者は更に投票して其當選を決す

其他投票の施行は大會の決議したる方法に依る

第二十四條 理事は理事を選挙すべき年の日本基督教會定期大會の開期前理事候補者を指定

し大會議長に報告す但理事候補者の數は選舉すべき理事の員數の倍數とす
理事が候補者を指定せざる場合には大會議長理事候補者を指名す大會議長は大會の初日
に於て理事選舉日を定め候補者の氏名と共に之を大會議員に報告す

第二十五條 理事は本寄附行為の趣意に従ひ本財團一切の事務を處理す
理事が本財團の事務を處理するには理事會の決議に依る
理事會は理事三名以上出席する時は開會することを得但其決議は理事七名以上の同意を
得るに非ざれば其効力を生ぜず

第二十六條 理事は互選を以て理事長書記理事會計理事各一名を定む

第二十七條 理事長は外部に對し本財團を代表し理事會の議長と爲る理事長差支あるときは
他の理事之を代理す

其他理事長書記理事會計理事の職務及代理の順序は理事會の決議を以て別に之を定む
第二十八條 理事會は事務執行の爲め少なくとも毎年二回會議を開く
理事長の意見又は理事三名の請求に依り何時にても臨時理事會を開くことを得

第二十九條 本財團は理事全員の四分の三以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を得て
解散することを得

第三十條 本財團解散の場合には其財産は左の如く處分す

- 一、特別財産は寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附す
- 二、其他の財産は本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附す但日本基督教
會大會の承認あるを要す

改正

第三十一條 本寄附行為は理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認あるとき
は主務官廳の認可を経て之を變更することを得

附則

第三十二條 本財團設立の際理事就任に至るまでは理事の職務は設立者之を行ふ

第三十三條 本財團は直接に布教、教育、慈善、出版の事業を爲すものにあらず

本財團は日本帝國外に在る如何なる團體とも法律上何等の關係を有せず又日本帝國に於
ける他の宗教的團體若くは營利を目的とする團體とも法律上何等の關係を有せず

第三十四條 本財團に依り土地建物其他の財産を維持せらるべき日本基督教會所屬教會の擔
當布教者の資格は中學校卒業以上の學力を有し日本基督教會規則に依り教師の任職式を
受けたるものなることを要す

第三十五條 本寄附行為に規定する日本基督教會大會は日本基督教會規則の定むる所に從ひ
開催するものとす

第三十六條 本財團設立の際に限り設立者は左の拾貳名を最初の理事に指定す但其の任期は

法人設立許可の日に始まり任期満了の年の日本基督教會定期大會の終日を以て終る
以下各理事住所氏名畧す

(大正十三年十一月廿一日設立認可)

日本基督教會維持財團

日本基督教會維持財團加入手續

其の他に關する説明書

一、目的

我日本基督教會維持財團の目的は日本基督教會維持財團寄附行爲(以下單に寄附行爲と云)第三條に規定せらるる通日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並同教會所屬各個の教會が福音の宣傳と基督教主義の教育慈善出版の事業等を爲すに要する土地、建物、資金、其の他の財産を所有し又借り受けて之を處理するにあります各教會の中には既に單獨で財團法人となつて居る向もありますが其れは甚だ少數で其の大部分の教會は未だ財團法人となつて居りませぬ從て教會所有の財産(會堂及會堂の敷地其の他の動産又は不動産)は各其の教會が長老、委員、其の他の中より假りに代表者を設け其の代表者一個人の所有名義となつて居りますので萬一の場合其れが係争の種

とならむとも限りませぬ之畢竟教會が法律上認められたる一個の公法人となつて居らぬ結果已むを得ぬ便宜の處置で萬一にも過ちは無い譯でありませうけれど若し其の財産の所有名義人が死去せし場合には其の財産は一個人の所有名義になつて居るが爲めに法律上當然其の家督相續人たる者(全く教會に無關係の者或は有關係者)の所有に歸する事となるので其處に思ひ設けざる係争問題を惹起す様な場合が生ぜぬとも限りませぬ其處で此の不安を無くする爲めには教會が其の所有財産を當日本基督教會維持財團なる公法人に寄附して之をその所有主となし置くならば管に前の如き不安を除き得るのみならず斷じて其の禍根莫からしむる譯であります畢竟教會の如き公共的共同團體の財産は之を一個の公法人となして其の財産の安固を確保する事が社會公益上最も必要な事であるけれども各個の教會が悉く單獨にて財團法人たらむ事は各教會に取ても將又主務官廳に於ても其の手續頗る煩に堪えざるを以て其の取扱手續の簡捷と便宜とよりして茲に本財團の組織を許可されたので主務官廳に於ては寧ろ個々の財團設立を避くる方針で各教會の財産を此の一個の法人に依て管理せしむる事となつた譯であります

故に全國に於ける我日本基督教會に屬する各個の教會にして未だ單獨にて法人となり居らぬ各教會は此の際速かに本財團に加入せられ各教會の所有せる財産を使用の目的を指定して本

財團に寄附せらるれば本財團は寄附行為第五條により之を特別財産として所有し管理するの
で要するに此の寄附行為は一の信託行為であります

二、資 産

本財團には基本財産があります(寄附行為第 四條參看)之は今迄假りに植村正久氏個人所有名義になつて
居りましたが此度財團が成立したので植村正久氏の寄附といふ形式を以て本財團の基本財産
に編入せらるるのであります次に特別財産とは各教會が其の使用の目的を指定して本財團に
寄附せらるる財産と其の果實(財産より生ずる利分即ち)を申します。又通常財産とは將來基本財産又
は特別財産に屬せぬ寄附の財産(財務局へ毎月送らるる大會費、傳道局負擔金、日曜學校局費、恩給扶助部費、會
堂建築局費並是等諸機關に對する臨時又は任意の寄附金及之より生ずる果實)
其の他雜收入などを申します

然し各教會より其の所有の不動産其の他の財産を特別財産として本財團に寄附せらるる場合
本財團の目的に反する條件や又其の目的に従て維持し又は使用し難い條件を附せらるる寄附
財産は一切之を受ける事が出来ぬのでありますけれど此の規定(寄附行為第 六條參看)に抵觸せず特別財
産として寄附を受けた財産は寄附者が寄附の際指定せらるる條件や目的を尊重して管理する
のであります

以下寄附申出(加入の意)に付ての例を示します

(第一例) 寄附申出書

三錢收
入印紙

東京市麴町區平河町參丁目九番地所在
一、宅地 壹千貳百坪
價格金貳拾四萬圓也

右土地ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麴町教會會堂ノ敷地トシテ使用
大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麴町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麴町教會

代表者長老 何

某

日本基督教會維持財團 御 中
(第二例) 寄附申出書

三錢收
入印紙

東京市麴町區平河町參丁目九番地所在
一、鐵筋混泥土造スレート葺參階建築家屋 壹棟

此ノ建坪 第壹階 參百坪
第貳階 貳百坪
第參階 壹百坪

價格金參拾萬圓也

右建物ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麴町教會會員其ノ他ノ禮拜又福音宣傳ノ爲メ使用

大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某

日本基督教會維持財團 御 中

右寄附申出書は 一、金額、坪數、年月日、番地等の數字は必ず壹、貳、參、拾、を使用する事
二、誤書、訂正の場合には欄外に何字挿入又削除を記して代表者、捺印の事
三、美濃紙に毛筆にて認め、ハン書及カーホン複寫せざる事

以上假設例の如き寄附申出が有りしとすれば本財團に於ては其の財産は各指定せられたる目的に従て之を管理するのであります(寄附行爲第七條第二項參看)若し本財團が其の目的遂行上己むを得ぬ必要を生じて基本財産又特別財産を處分せねばならぬ場合には本財團理事三分の二以上の同意を受け日本基督教會大會の承認を経なければ處分し得ぬのであります加之寄附したる教會に於て現に使用しつつある特別財産を處分するには先づ第一に當該教會(加入した教會)の總會の承認を受けねばならぬのであります(寄附行爲第八條參看)又本財團の特別財産として寄附せられたる土地建物等を使用せる教會が政府の許可を得て將來法人を設立したときには(寄附行爲第十一條參看)本財團は其の財産を該法人に寄附します然し其れには日本基督教會の憲法規則に従て開かれた該教會の總會の決議による請求が無ければなりません

三、財産の管理

特別財産として本財團へ寄附せられたる土地建物の管理は當然本財團で爲すべきですけれど

其の寄附された土地建物を其の寄附した教會の用に供する場合には其の教會の管理人に管理せしめ其の土地、建物に對する租税公課等の必要費は其の經常費たるを臨時費たるを問はず教會の負擔とするのであります(寄附行爲第十二條參看)其の代り此の負擔を引受けられた教會は寄附行爲第五條但書によつて寄附せられた特別財産より生ずる果實のある場合に限り其の果實の交附を本財團へ請求する事が出來ます
若し將來本財團が解散する場合は寄附行爲第三十條第一號の規定せる通(一)特別財産は最初寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附するのであります(二)其の他の財産は日本基督教會大會の承認を経て本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附します
本財團に加入の結果寄附さるべき特別財産に關する事柄は大略前記の通寄附を受け之を管理し且處分せらるるのであります其の寄附に關する手續に付尙一言説明を附加します
特別財産へ寄附せらるべき物件が土地建物の場合には所有權の移轉登記をなさねばならず其れは不動産の所在地を管轄する登記所で登記せらるればよいのであります凡て寄附を申出らるる場合には

一、寄附申出書 (壹通)

二、財 産 表 (寄附せらるべき財産の) (壹通)

三、總會記録の寫 (寄附に關する決議事項) (壹通)

を、取、揃、へ、書、留、郵、便、に、て、御、送、附、を、願、ま、す、從、て、此、の、不、動、産、の、所、有、權、移、轉、に、付、て、要、す、る、登、録、税、は、其、の、不、動、産、價、格、の、千、分、の、三、十、で、あ、り、ま、し、て、之、は、寄、附、せ、ら、る、各、教、會、の、負、擔、で、あ、り、ま、す、但、教、會、堂、の、敷、地、に、付、て、は、登、録、税、法、第、十、九、條、第、一、項、第、二、號、に、依、り、登、録、税、も、登、記、料、も、共、に、免、除、せ、ら、る、の、で、あ、り、ま、す、序、に、申、て、置、き、ま、す、が、此、の、他、本、財、團、よ、り、脱、退、の、爲、め、若、は、本、財、團、解、散、の、爲、め、特、別、財、産、を、選、附、す、る、場、合、及、加、入、後、特、別、財、産、の、變、更、増、減、抹、消、又、名、稱、變、更、等、に、關、す、る、登、記、を、爲、さ、む、と、す、る、と、き、は、其、の、登、記、に、要、す、る、登、記、料、並、登、録、税、等、は、其、の、都、度、各、教、會、の、負、擔、せ、ら、る、べ、き、も、の、と、御、承、知、下、さ、い、

寄附申出をせらるる各教會に於ては當方へ送らるる寄附申出書、財産表、等の控書及登記簿
謄本等遺漏なく備附置かるる様願ます

當財團所有名義に変更せられたるとき登記簿の謄本壹通御提出ありたし

財團法人事務取扱に付ての諸經費に充當する意味に於て本財團に加入又は脱退其の場合
に本財團は各其の當該教會より左記手数料を申受けます

一、加入脱退の場合

- 一教會の特別財産として提供せらるる財産の總價格
- 一、一萬圓迄 三圓
- 一、一萬圓迄 七圓
- 一、一萬圓以上 五圓
- 一、一萬圓以上 十圓

二、加入後資産の増減及び名稱變更の場合

一登記事項毎に 壹圓

第五 日本基督教會役員委員及職員其他一覽

(昭和三年)

(一) 役員之部

大會議長	山本 秀煌	東京市外上大崎二四五	同	新島 善直	札幌市北六條四十二丁目
同副議長	佐波 亘	東京府荏原郡入新井町不入斗七六七	同	榑富安左衛門	朝鮮全羅北道金堤郡月村面
同書記	光 晋	同市小石川區原町七一	同	田川大吉郎	東京市小石川區小日向台町二丁目二五
同常置員(長)	山本 秀煌	(前出)	同	多田 素	高知市水通町二丁目六三
同	(書記) 光 晋	(同)	同	秋月 致	朝鮮京城府旭町二丁目六三
同	佐波 亘	(同)	同	市村 與市	名古屋市外守山町小幡二、二、二二
同	三好 務	東京市外上荻窪九三九	同	桑田繁太郎	西宮市西濱甲南園二、二、一七、四
同	金井爲一郎	東京市牛込區原町一丁目五〇	同	棟居喜九馬	東京市芝區白金今里町八九
同	山本 忠興	同市外高田町高田一、四二一	同	(書記) 富田 滿	同市外下荻窪三五一
同	都留 仙次	同市外荏原町戸越一五	同	日疋 信亮	同市外大久保百人町二八五
同	毛利 官治	同市外中區夢田町一ノ八	同	中島與曾八	同市外荏原町戸越五六
同	傳道局理事	溝口 悦次	同	逢坂元吉郎	東京市芝區白金嶺町六八
			同	西島 政之	同市外高田町菓嶋三、五三二

同 磯部 房信 同市外東大久保四一二
 同 松尾造酒藏 橫濱市中區南太田町一、九八四
 同 日曜學校理事(長) 笹倉 彌吉 橫濱市中區中村町八幡一、二〇一
 同 馬場 久成 神戶市平野楠谷町二九四
 同 山本 忠興 (前出) 堺市熊野町東四丁、一八
 同 齋藤 敏夫 堺市熊野町東四丁、一八
 同 新島 善直 (前出) 兵庫縣武庫郡瓦木村高木二三八
 同 賀川 豐彦 神戶市西須磨字西天神上一〇
 同 大野 直周 小樽市稻穂町西八丁目九
 同 村岸 清彦 東京市外調布田園都市八九
 同 小平 國雄 大阪市住吉區天王寺町二、五七二
 同 森田金之助 下關市大坪町一三一
 同 松本德三郎 東京市下谷區竹町四
 同 小杉 德治 東京市下谷區竹町四

維持財團(長) 毛利 官治 (前出)
 同 法人理事 多田 素 (前出)
 同 秋月 致 (前出)
 同 桑田繁太郎 (前出)
 同 笹倉 彌吉 (前出) 千葉縣市川町字平田一、二〇
 同 小林 誠 千葉縣市川町字平田一、二〇
 同 渡邊 暢 千葉縣市川町字平田一、二〇
 同 新島 善直 (前出) 東京市麴町區一番町五二
 同 山本 忠興 (前出) 東京市入新井町新井宿一、三〇九
 同 渡邊 莊 東京市入新井町新井宿一、三〇九
 同 中松 盛雄 東京市入新井町新井宿一、三〇九
 同 財團事務擔當者 樹富安左衛門 (前出)
 同 金城女學校理事 多田 素 (前出)
 同 溝口 悅次 (前出)

(二) 委員之部

同 吉川逸之助 名古屋市東區自壁町四丁目二七
 同 市村 與市 (前出)
 同 辻 亮吉 愛知縣勝川町勝景園
 助役者恩給扶助取調委員(長) 笹倉 彌吉 (前出)
 同 毛利 官治 (前出)
 同 佐波 亘 (前出)
 同 金井爲一郎 (前出)
 同 山本 忠興 (前出)
 同會計委員(長) 岡見千吉郎 東京市外下目黒二二二
 同(出納係主任) 西島 政之 (前出)
 同(出納係) 長野 嘉吉 同市外中野町四町三、七五三
 同(書記) 日疋 信亮 (前出)
 同(検査掛) 中村美登志 大阪府北區旅籠町三三

教師試驗委員(長) 佐波 亘 (前出)
 同(書記) 郷司 慥爾 東京府荏原郡玉川村奥澤五九四
 同 毛利 官治 (前出) 東京市赤坂區青山南町五丁目六四
 同 川添萬壽得 東京市外澁橋町柏木九四八
 同 高倉德太郎 (前出) 東京市外世田ヶ谷池尻三九八
 同 都留 仙次 (前出) 東京市外世田ヶ谷池尻三九八
 同 村田 四郎 (前出) 東京市外世田ヶ谷池尻三九八
 同 多田 素 (前出) 東京市芝區白金明治學院構内
 同 笹尾糸太郎 札幌市北一條西六丁目二
 同 小野村林藏 (前出)
 同 溝口 悅次 (前出)
 同 日高 善一 京都市室町通丸太町上、東側
 同 會堂建築委員(長) 德澤 治 東京府入新井町新井宿一、三〇九
 同 局委員 塚田 福三 橫濱市神奈川區白幡町一、二四七

金子民三郎 東京市本郷區本郷駒込富士前町四
 同 中松 盛雄 (前出)
 同 長野 嘉吉 (前出)
 同 讚美歌委員 小林 誠 (前出)
 同 郷司 慥爾 (前出)
 同 ハナフオード 東京市芝區白金明治學院構内
 同 諸式式文 委員長 逢坂元吉郎 (前出)
 同 川添萬壽得 (前出)
 同 佐波 亘 (前出)
 同 都留 仙次 (前出)
 同 郷司 慥爾 (前出)
 同 特別傳道員(長) 小平 國雄 (前出)
 同 逢坂元吉郎 (前出)
 同 郷司 慥爾 (前出)

鈴木 高志 朝鮮釜山府寶水町一丁目九三
 同 尾島 眞治 東京市外港谷町松濤三七
 同 川俣 義一 東京市京橋區新榮町一丁目一二
 同 基督教聯盟委員(長) 佐波 亘 (前出)
 同 (書記) 郷司 慥爾 (前出)
 同 桑田繁太郎 (前出)
 同 毛利 官治 (前出)
 同 逢坂元吉郎 (前出)
 同 中川 景輝 東京市外上荻窪三四三
 同 小平 國雄 (前出)
 同 棟居喜九馬 (前出)
 同 富田 滿 (前出)
 同 村田 四郎 (前出)
 同 歷史編纂委員(長) 笹倉 彌吉 (前出)

同 山本 秀煌 (前出)
 同 榎富安左衛門 (前出)

(三) 職員之部

會計 木岡甲子男 東京市麴町區上二番町四〇
 書記 孝橋龜次郎 同市赤坂區新町四丁目三
 維持財團(名譽) 篠澤 武夫 同市外中野町雜色一〇
 事務囑託 中田 光治 同市外西巢鴨町宮仲三
 日曜學校(名譽) 同市外荏原町中延矢橋二九四
 局主事 山下岩太郎 同市出島町三五八湊遊園地内
 同 會計(名譽) 北村 勳 東京市外荏原町戸越二二〇二
 同 編輯主任 大川 弘

(四) 各中會議長、書記

東京中會(議長) 中川 景輝 (前出)
 同 (書記) 山本 喜藏 東京市外上大崎下屋敷七六一
 浜花中會(議長) 多田 素 (前出)

同 (書記) 秋元 茂雄 京都市吉田二本松町四
 東北中會(議長) 伊藤 嘉吉 仙臺市荒町五八
 同 (書記) 丹 忠 會津若松市榮町三丁目三四八
 鎮西中會(議長) 藤田 治芽 福岡市庄新開九九ノ一
 同 (書記) 永田猪之介 佐賀市興賀町新地
 山陽中會(議長) 鈴木 傳助 松山市榎町七
 同 (書記) 金行 貞一 山口縣岩國町大名小路
 北海道中會(議長) 村岸 清彦 (前出)
 同 (書記) 細川 慶次 旭川市二條通十一丁目左十號中通リ
 臺灣中會(議長) 上 與二郎 臺北市幸町七
 同 (書記) 伊江 朝貞 高雄州屏東街二九六
 滿州中會(議長) 白井 慶吉 大連市文化台七一
 同 (書記) 貴山 榮 新旅順千歲町一二ノ二
 朝鮮中會(議長) 秋月 致 (前出)
 同 (書記) 宮田 熊治 朝鮮全羅北道全州面高砂町三七三

(五) 各關係ミツション議長、書記

米國リフオ (議長) エイサ、カイバ 大分市中島之浦 一、八
 同 (書記) ウサリス、デー、ホキニ 長崎市東山手一六
 北長老會 (議長) グブリユ、シー、 朝鮮京城府彌雲洞三三
 同 (書記) ハーベ、プロカ 京都市室町西一條通
 南長老會 (議長) エル、ダブリユ、 岐阜市
 同 (書記) エー、ビー、ハツセル 徳島市徳島本町
 合衆國リフ (議長) オ、エム、スタウト 仙臺市長丁一五
 オムド教會 (書記) アルフレッド、アン 仙臺市北二番丁一一二

(六) 婦人傳道會社役員

社長 渡邊たつ子 千葉市登戸町穴川四〇
 副社長 武田 越子 東京市外代々木富ヶ谷 一、四六四
 理事 石塚 忍子 同市牛込區原町二丁目 七一
 同 奥平 敏子 同市芝區愛宕町二丁目 二二
 同 河本香芽子 同市麴町區富士見町四 丁目四

(七) 教職會役員

田川 直子 同市小石川區小日向臺 町二丁目二五
 榎富 照子 朝鮮全羅北道金堤郡月 村面
 淺野 花子 東京市外濠谷町金玉四 七
 齋藤とら子 同市麴町區五番町二
 濱田はな子 同市麴町區富士見町五 丁目九
 委員(長) 三好 務 (前出)
 桑田 秀延 東京府下杉並町天沼八 九
 中川 景輝 (前出)
 川崎 義敏 東京市麴町區三番町七 五
 金井爲一郎 (前出)
 逢坂元吉郎 (前出)
 熊野 義孝 函館市相生町九八
 石川 四郎 和歌山市三木町堀詰八
 馬場 久成 (前出)
 藤田 治芽 (前出)

第六 各教會、牧師、役員氏名住所

(無印ハ牧師○印ハ教師△印ハ教師試補●印ハ中會未加入者(書)ハ書記(會)ハ會計(日)ハ日曜學校長)

(一) 東京中會所屬教會之部

名稱	位	置	設立年月日	牧師又ハ主任者	住所
海岸	一六七	横濱市中區山下町	明治五年三月十日	笹倉彌吉	同市中區中村町 一、二〇一
(書)	高橋勇二郎	同市東神奈川二 本郷二八五		保	同市大岡町岸ヶ 谷二、二〇二
(書)	早川 淺吉	同市相生町四丁 目六一		林 貞子	同市山手町三七
(書)	酒井隆五郎	同市中村町東一、 三八三		山埜井 久	神奈川縣戸塚町 字矢部
(書)	神保藤次郎	同市根岸町柏葉 三、四二七		大館才次郎	同市瀧頭町七四 一
新 榮	東京市京橋區新榮 町一丁目一二	明治六年九月廿 三日		川俣義 一	同上
(書)	平野 龍亮	同市外下落合七 四一		石橋慶 藏	同市外大井町立 會原五〇〇
(書)	藤原鈎次郎	同市下谷區上根 岸町八二		中村か つ	同市小石川區大 塚坂下町八五
(書)	高橋勇二郎	同市本牧町大鳥 一、五九八		湯淺糸 子	同市本牧町大鳥 一、五九八
(書)	高橋勇二郎	(前出)			
(書)	鈴木新吉	同市新子安町字 濱下一、八八四			
(書)	高木こ う	同市星川町二丁 目二二			
(書)	福谷由 藏	同市本牧町八王 子二、八九一			
(書)	佐々木彰太郎	同市芝區三田豊 岡町六二			
(書)	千屋御 法	同市京橋區新榮 町一、一二			

(書) 金子民三郎 同市本郷區本郷
駒込富士前町四
今野 幸吉 同市本郷區本郷
駒込千駄木町三

麴町 東京市麴町區平河 明治十一年十一
町三丁目九 月三日

(書) 佐崎 波子 同市同區平河町
一〇
横山 岩代 同市外上落合五
四九

桐生 桐生市本町六丁目 明治十一年十一
一六 月十一日
(書) 田中喜久吾 同市新宿元町八
九五

(書) 山端 宇太郎 同市清水町
堀 祐平 同市巴町

高輪 東京市芝區二本榎 明治十一年十一
二丁目一九 月十一日
(書) 渡邊 縫二 同市外荏原町中
延大原北三三

(書) 高橋 清一 同府下大井町八
六八
津田 正夫 同市外荏原町馬
込町清水窪五五

兩國 東京市日本橋區矢 明治十一年十二
ノ倉町一 月八日
(書) 馬淵 万次郎 同市日本橋區藥
研堀町四〇

(書) 西村 芳太郎 同市日本橋區新
材木町六
沖 りよ子 同市日本橋區村
松町二三

高岡 たゝ子 同市外大森町山
王二二三二六
桑田 秀延 同市外杉並町天
沼八九

豊島岡 東京市小石川區大 明治十二年十一
塚坂下町四〇 月八日
(書) 西島 政之 同市外高田町集
鴨三五三二一

(書) 牛山 坂登 同市外西巢鴨町
宮仲二五二二三
中田 光治 同市外西巢鴨町
宮仲二五二二三

日本橋 東京市日本橋區濱 明治十二年十一
町二丁目一二 月廿二日
(書) 島 誠輔 同市日本橋區本
船町一八

(書) 箕輪 勇吉 同市外大森町谷
戸二二三八一
原田 友太 同市外世田ヶ谷
池尻四一〇

服部 豊助 同市下谷區櫻木
町二五
結城 長治 同市小石川區春
日町五〇

上澤 謙二 同市外大崎町下
大崎八
立田 通子 同市日本橋區川
瀬石町一一

上澤 謙二 (前出)

横須賀

横須賀市深田町八 明治十九年七月十九日

(書) 伊比信一 同市中里町二三

(書) 菊池理一郎 同市不入斗町二三

中村文徳 同市中里町二四

富士見町

東京市麹町區富士見町六丁目三 明治二十年三月六日

(書) 工藤正平 同市麻布區筭町一〇

(書) 木岡甲子男 同市麹町區上二番町四〇

(書) 土屋龜太郎 同市外淀橋町角 答二七三

(書) 原志賀 (原成吉方)

(書) 田中惠 同市本郷區四片町一〇にノ九

(書) 福島正雄 同市外池原大原一、三七七

河井道 同市牛込區神樂町二丁目一六

吉本一良 同上

渡邊與三郎 同市公卿町一、二一五

紺野尙雄 同市公卿町一、九二一

三好務 同市外上荻窪九三九

川崎敏 同市麹町區三番町七五

大石榮 同市外代々木九五八

巖谷冬生 同市外野方町上 沼袋二八

林忠美 同市外戸塚町上 戸塚三七一

田中忠二郎 同市外池袋町青葉二〇

小川潤次郎 同市外杉並町高圓寺四〇ノ二

山本和吉 同市麹町區三番町七五

日正信亮 同市外大久保百人町二八五

高橋直 同市外荻窪町上 荻窪六七九

園部彦長 同市公卿町二、三八九

古場善吉 同市中里町二一三

吉本一良 (前出)

原成吉 同市外世田ヶ谷町代田六三四

鳥田多門 同市外西巢鴨町宮仲二、三五九

棟居喜九馬 同市芝區白金令里町八九

山本忠興 同市外高田町高田一、四二二

松南健彦 同市外高田町雜司ヶ谷二〇

羽仁もと 同市外高田町雜司ヶ谷上ノ屋敷

田中正 (田中忠二郎方)

藤田松世 同市本郷區駒込淺草町三五

齋藤とら 同市麹町區五番町二

山本忠興 (前出)

三島つな 同市外淀橋町枡木九四八植村方

伊勢崎

群馬縣伊勢崎町本町四丁目一、四四一 明治廿一年七月廿四日

(書) 金井敬三 同縣同町本町二丁目一、〇八五

(書) 金井直次郎 同縣同町本町二丁目一、〇八五

千葉 千葉市市場町五 明治廿八年十月八日

(書) 高島秀男 同市寒川新宿六四

(書) 杉谷乙次郎 同市寒川新宿四八

高梨ちせ 同市寒川長洲九一八

市ヶ谷 東京市牛込區原町一丁目五二 明治廿四年三月十日

(書) 伊藤一夫 同市牛込區若松町一二九

(書) 大澤佐四郎 同市牛込區富久町九四

野田半三 同市牛込區若松町一二一

太田好景 同上

森村堯太 同縣佐波郡宮郷村大字速取

森岡謹吾 同市寒川新宿七一

武藤鎮夫 同市市場町五〇

岩上潤次 同市寒川長洲九三二

金井爲一郎 同市牛込區原町一丁目五〇

中島與會八 同市外荏原町戸越五六

太田兼次郎 同市牛込區若松町一二九

鈴木榮吉 同市外中野町圓三、二七

武安藏 同縣佐波郡植蓮村字下植木

太田好景 (前出)

齋藤鷹之助 同市香妻町三丁目一、二〇九

河島とら 同市本町三丁目五五六

齋藤鷹之助 (前出)

河田茂 同市牛込區辨天町一五一

鷺山第三郎 同市外池上町字石川六一

海江田虎次郎 同市牛込區原町三丁目五〇大久保方

奥峪 柗太郎 同市本所區松井町二丁目三

河田 良子 (河田茂方)

大森 百合子 同市外杉並町阿佐ヶ谷六三二

角 筈

東京市外淀橋町角 明治卅七年四月廿三日

松原 英一 同上

鷺山 弟三郎 (前出)

(書) 武 俣 勇 往 東京市外代々木山谷二九九

中山 國 六 同市外和田堀和泉一八四

河田 力 同市外西大久保四八三

② 白 山 靖 同市外幡ヶ谷町一〇

水村 寅 吉 同市外笹塚一〇八一

佐藤 伊 代 同市鶴町區土手三番町七

太田 恒 代 千葉縣船橋町山谷海神四九一

高橋 泰 同市外長崎町四二七三

② 高橋 泰 (前出)

鷺 山

横濱市中區根岸町 明治四十年九月十五日

② 月 野 振 吾 同市鶴見區東寺尾町二二四九

池田 覺 雄 同市中區根岸町鷺山三六七三

芹 澤 い く 同市中區根岸町鷺山三六七三

② 月 野 振 吾 (前出)

水 戸

水戸市上市西町六 明治四十一年三月十七日

● 柏井 光 藏 同市上市並松町一四三九

② 宇 野 藤 熊 同市上市西町六七

海野 信 之 助 同市上市仲町四八三

平山 彦 六 同市上市泉町二丁目

② 宇 野 藤 熊 (前出)

山 梨

甲府市春日町一五 明治四十二年二月廿八日

● 伊藤 恭 治 同市百石町一八

(書) 山 崎 仙 藏 同市三日町

島田 正 巳 山梨縣南巨摩郡飯澤町

志村 誠 策 同市春日町

② 上 田 英 吉 同市百石町

秋山 春 吉 同市東青沼町

笠井 勉 同市百石町

② 内 藤 健 同市元緑町

青 山

東京市赤坂區青山 明治四十三年四月南町五丁目五三

川添 萬 壽 得 同市赤坂區青山南町五丁目六四

(書) 尾 間 信 同市赤坂區青山南町五丁目三七

古賀 祥 二 同市麻布區材木町三三

淵 時 智 同市外駒澤町野澤北九三六

② 岩 井 福 造 同市外澁谷町金王三六

石橋 近 三 同市外目黒町上目黒二〇八一

小山田 正 直 同市赤坂區青山高樹町一二ノ六

② 萬 納 孫 次 郎 同市赤坂區青山南町六丁目二四

武田 越 子 同市外代々木富ヶ谷一四六四

宇佐美 敬 子 同市外玉川村瀬田第一遊園地上

② 能 勢 英 馬 同市外目黒町上目黒一七三〇

千 駄 ヶ 谷

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町字新田八六廿一日

中川 景 輝 同市外井荻町上荻窪三四三

(書) 青 木 元 次 同市外淀橋町柏木四三一

高野 昇 同市外中野町東中野一七二三

溝尻 房 藏 同市外荏原町戸越一二七

② 山 谷 太 郎 同市外千駄ヶ谷町八三八

三谷 隆 正 同市牛込區加賀町二丁目二

長野 嘉 吉 同市外中野町四町三、七五三

② 赤 井 米 吉 同市外吉祥寺町一、九八四

大 森

東京府荏原郡入新井町不入斗七六七六日

佐波 亘 同上

(書) 平尾誠一 同府同郡入新井町不入斗二三四
 (書) 安戸豊莊 同府同郡大井町庚塚四、九七六
 (書) 德澤治 同府同郡入新井町新井宿一三九
 中松秀子 (中松盛雄方)
 志佐信子 同府同郡入新井町新井宿三三九
 中澁谷 東京府澁谷町櫻丘五番地 大正六年九月廿九日
 (書) 佐伯儉 同市外中野町大塚一、七二八
 (書) 井上明三郎 同府澁谷町櫻丘五番地六號
 清水二郎 同市外澁谷町中通三丁目四八
 宮崎貞子 同市外戸塚源兵衛一四〇
 大崎 東京府大崎町字篠谷二六 大正六年十月一日
 (書) 杉山慎一 同市芝區白金三光町三三一
 (書) 中井正愛 同市外荏原町中延二〇九
 中松盛雄 同府同郡入新井町新井宿一三九
 大村益荒 同府同郡大井町森前五、四五〇
 宇賀武雄 同府同郡大森町山谷一、六一七
 德澤楠子 (德澤治方)
 三木千代子 同府同郡大井町庚塚四、八九二
 今泉源吉 神奈川縣鎌倉町材木座上河原七
 小田垣光之輔 同市外戸塚源兵衛一九七
 加藤七郎 同市麹町區三番町八三
 淺野花子 同市外澁谷町金王四七
 逢坂元吉郎 同市芝區白金嶺町六八
 牟田易太郎 同市外中野町中野三三〇〇
 星トミ 同市外荏原町戸越三六九
 曾根廉郎 同府同郡入新井町不入斗七四七
 高村甚平 同府同郡大井町出石五、一六五
 堀内友四郎 橫濱市鶴見町豊岡六二一
 佐藤哲子 同府同郡入新井町新井宿一三九
 高村甚平 (前出)
 上遠章 同市外調布村田園都市二五〇
 石井重雄 同市外杉並町高圓寺四山谷三〇ノ一六
 櫛田孝子 同市外中野町谷戸二、三六一
 上遠章 (前出)
 山崎芳雄 同市外荏原町小山三二二
 中島淑子 同市外荏原町戸越五六

(書) 逢坂元吉郎 (前出)

上海北四川路林家花園一〇 大正七年十二月十五日
 (書) 稅田隆輔 上海文路十五號記號
 (書) 五十嵐寬彌 上海四川路一八四B
 九鬼喜一 上海四川路六六伊藤洋行
 寬谷ハンナ 上海狄思威路八〇九
 明星 東京市下谷區竹町日 大正八年二月二一五
 (書) 平田泰次郎 同市本郷區駒込神明町六八
 (書) 長尾民之助 同市下谷區竹町一五教會內
 (書) 中原信義 同市本郷區駒込神明町一六〇
 青島 支那山東省青島桓支路三十號地 大正十年九月十八日
 (書) 濱田正直 同青島綏遠路一
 (書) 北野順吉 同青島無棣路一
 三原一正 同上教會內
 門田耕成 漢口太平街三號商會支店
 泉祐太郎 上海楊樹浦路九〇上海紡織會社
 藤卷ヒデ 上海威賽路八八
 立石タマ 上海施高塔路一四
 村上治 同市外荏原町小山六〇八
 小杉德治 同市下谷區竹町四
 堀與市 同市下谷區墨門町四
 夏目重作 同市小石川區久堅町七一
 島村穗吉 同上
 星田脩四郎 同青島萊州路一七
 甲斐秀子 同青島泰山路四二
 澤規矩雄 上海北四川路麥拿里一三
 田中榮次郎 上海愚園路三三一豊田社宅
 田中マサ (田中榮次郎方)
 廣津不可思 上海崑山花園二
 秋庭濱太郎 同市外青島山北町七ノ一田藤方
 新井靜 同市下谷區竹町一二ノ一〇
 小杉德治 (前出)
 小原和吉 同青島堂邑路江商株式會社
 柳下道子 同青島奉天路四〇

前島 勇 同青島堂邑路正金銀行

小石川 勇 同青島堂邑路正金銀行

(書) 矢内宗武 東京市外濠谷町猿樂一

(書) 園山芳夫 同市小石川區東青柳町六

(書) 伊吹山榮子 同市外巢鴨町駒込傳中二八

大井町 東京府荏原郡大井町四〇九

(書) 鈴木春 同市外大井町三三四

鎌倉 神奈川縣鎌倉町大町藏屋敷七八八

清水候忠 同縣鎌倉町雪ノ下一〇六九

(書) 野畑啓二郎 同縣鎌倉町佐介稻荷通五〇二

三島 靜岡縣田方郡三島町字芝一六〇五

(書) 間宮珪雄 同縣同郡三島町字小中島一三七

岡田 敬事 同縣同郡三島町字茶二七

新瀉 新潟市寄居町四四十三日

(書) 桐澤金重 同市中大畑町五二七

(書) 大島太郎 同市學校町二番

白金 東京市外大崎町上大崎千代ヶ崎三三

(書) 原基一郎 同市外大崎町上大崎四四四

(書) 加藤市太郎 同市外目黒町上目黒二〇一

(書) 中井田静夫 同市外碑文谷村碑文谷一五二

松本 松本市東町一丁目十三日

(書) 瀧澤萬次郎 長野縣東筑摩郡築摩地村

(書) 福與英治 同縣南安曇郡有明村

静岡 静岡市水落町三丁目一七

九十八

(書) 桑山隆保 同青島大學路一三

光 晉同上

藤本 喬 同市外荏原町中延一〇三

篠原とく子 同市小石川區龍町九一

(書) 加藤邦雄 同市小石川區丸山町三一

日下 一 同市外南品川一五一七

水戸 晤郎 同市外蒲田新宿四七四

吉田 モン 同市外大井町四七三

(書) 南條 一郎 同市外南品川一四九

松尾造酒藏 横濱市中區南太田町一、九八四

山中正人 横濱市中區青木町一、六七九

清水富喜子 (清水候忠方) (書) 松尾造酒藏 (前出) 同縣藤澤町川袋二、三七〇

林 三喜雄 同上

花島 周一 同縣同郡三島町字久保一二五

小出正吾 同縣同郡三島町字久保一二四

(書) 小出正吾 (前出)

渡邊熊三郎 同市旭市一番町 高橋助七 同市曙町四ノ丁

齋藤正直 同市四仲町 室富正規 同市學校町二番

(書) 齋藤正直 (前出)

郷司 懺爾 東京府荏原郡玉川村奥澤五九四

江田三重子 同市外大崎町上大崎四四四

井深花子 同市芝區白金三光町三四六

菊地 西治 同市外目黒町下目黒九四七

小林隆雄 同市外目黒町下目黒九四七

二宮 弦 同市外荏原町中延一〇七一

(書) 棟居信夫 同市外荏原町中延一〇九三

手塚 綾藏 同市西町藤塚 小原福治 同縣東筑摩郡島内村

松岡 弘 同縣南安曇郡穗高村 (書) 松岡 弘 (前出)

柳田 秀男 同上

九十九

(書) 中里善美 同市外安東村大岩五四 皆藤英夫 同市東草深町二丁目三五 井上俊彦 同市外千代田村足洗一

(書) 清水重治 同市外安東村大岩一五五 大谷信夫 同市西草深町一四六 (書) 清水重治 (前出)

市ヶ谷町 東京市牛込區市谷 大正十四年五月一日 外村義郎 同市牛込區市谷町五 荒木庄治郎 同市牛込區富久町一三四

(書) 田邊元次郎 同市四谷區東信濃町二八 伊賀秀雄 同市外入新井町一〇六 荒木庄治郎 同市牛込區富久町一三四

(書) 西野庄治郎 同市外西大久保一三七 荒木コト子 (荒木庄治郎方) 大井上よね茂 同市牛込區市谷町一

諏訪 長野縣諏訪郡上諏訪 大正十四年十一月八日 西山知義 同上 (書) 伊賀秀雄 (前出)

(書) 佐藤豊助 同縣同郡上諏訪町片羽 龍田祖文 同縣同郡上諏訪町片羽 三輪きく 同縣同郡上諏訪町本町

(書) 久保田力藏 同縣同郡上諏訪町上町 金子ハルエ 同縣同郡上諏訪町湯之脇 (書) 西山知義 (前出)

澁谷 東京市外澁谷町松 大正十五年五月九日 尾島真治 同上 (書) 尾島真治 (前出)

(書) 角谷カネ 同市外澁谷町猿樂三三 尾島喜久惠 同市外杉並町阿佐ヶ谷六八一 山本 登 同市外澁谷町字圓山三

巢鴨 東京府北豊島郡巢鴨町一六二二三 大正十五年十月九日復歸(明治九年四月四日) 田村直臣 同上 (書) 尾島真治 (前出)

(書) 椎名常次郎 同市外代々木本村八三二 今井權次郎 同市京橋區南佐柄木町三 今村直藏 同市下谷區西黒門町二二小川方

(書) 妹尾房次郎 同市外澁谷町若木三一 小澤 衛 同市外杉並町天沼二四〇 岡田省三 同府荏原郡碑文谷一〇八

(書) 椎名常次郎 (前出)

戸山 東京市外澁橋町柏 昭和二年九月十日 高倉徳太郎 同上 岡田正夫 同市外杉並町阿佐ヶ谷二五一

(書) 秋山晴雄 同市外澁ノ川町西ヶ原一〇七二 栗飯原梧樓 同市外吉祥寺村野田南一八八九 淺見三慶 同市牛込區中町一

(書) 金澤須惠吉 千葉縣南葛飾郡小岩村中岩一三三加手納方 河本香芽子 同市龜町區富士見町四丁目四 大江スミ子 同市龜町區三番町一三

長崎次郎 横濱市中區南太田町庚耕地三三三 船尾榮太郎 東京市外日暮里町字日暮里〇三三 大井上よね茂 同市芝區榮町一〇

齋藤勇 東京市牛込區北山伏町二〇 前川こう 同市本郷區千駄木町五九 渡邊 暢 千葉市登戸穴川四〇三

田川大吉郎 同市小石川區小日向臺町二丁目二五 渡邊多喜 同市龜町區一番 (書) 栗飯原梧樓 (前出)

(一) 二東京中會所屬傳道教會之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住所
小俣 橋本縣足利郡小俣町字田町 明治卅一年十月十九日 川端市郎 同上

△北豊島 東京市外西巢鴨町 大正十一年十月 八日

△十字 東京市外淀橋町柏木九一伊東方 大正十三年三月 廿三日

伊東保士 同市外淀橋町柏木九一

西巢鴨 東京市外西巢鴨町 大正十四年二月 十二日

山村 英 同市外淀橋町柏木一八落合方

佐久 長野縣南佐久郡白田町 昭和二年十一月 七日

田原秀人 同縣同町二三二〇日向與茂治

本所 東京市本所區龜澤町一丁目二六 明治十六年一月 廿三日

村 新瀉縣岩船郡村上町加賀町 明治十七年八月 廿四日

伊那 長野縣上伊那郡伊那町青木町 明治廿四年三月 八日

飯田 長野縣下伊那郡飯田町江戸町二三六 明治廿七年

進 同市外代々幡町代々木山谷七九

同市外高田町雜司ヶ谷上り屋敷一、二、九

同市外中野井村 大字中、一、二、九

同市本所區長岡町竹内方

同縣同郡青沼村

同市本所區長岡町竹内方

同縣同町入舟町

同縣飯田町傳馬町二前澤方

同縣同町古町

同縣同町古町

同縣飯田町傳馬町二前澤方

白鳥宗司 同縣同町江戸町

長野 長野市縣町七六 大正七年四月

西川正直 同市同町

柏崎 新瀉縣刈羽郡柏崎町本町一丁目石塚方 大正十三年八月 廿四日

石塚音松 同縣同町本町一丁目

小千谷 新潟縣小千谷町裏町 大正十三年八月 廿四日

山本 同縣同町裏町

長岡 長岡市長町一丁目 大正十三年八月 廿四日

若井元齋 同市稽古町

香港 Japan Christian Church No.5 Daddel St Hongkong 大正十四年八月 廿三日

井上隆一 香港三井物産支店內

沼津 沼津市眞砂町一二 昭和二年六月 廿六日

渡邊 和 同市外東間門

小堤永作 同市通横町九三

原田増藏 同縣同郡上飯田村鈴鹿町

上田市車坂上八〇〇

長野市德永町

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

長岡市長町一丁目一、六七一

佐渡 新潟縣佐渡郡河原 明治四十四年九月十日 松尾喜代司 同上

濱松 濱松市紺屋町四四 昭和二年五月十日 相原正勝 同上

共立 千葉縣君津郡大貫 明治四十五年七月九日 上田ユキミ 同上

岩本 靜岡縣富士郡岩松 大正十三年四月廿七日 荒木トミ 同上

武澤力三 同縣同郡加島村 國久鈴木水車内 山崎兼至 同上

金子作次郎 同縣同町新宿 堀越庸吾 同縣同町新宿

神田 東京市神田區美土 明治十七年四月七日 小平國雄 同市外調布田園

岩住良治 同市外巢鴨町一 竹内はな 同市麴町區三番

越ヶ谷 埼玉縣越ヶ谷町 長尾丁郎 同上

吉田兼三郎 同縣南埼玉郡出羽村字越卷 石垣武治 同縣越ヶ谷町

吉田茂彌 同縣同町忍北谷 荒木銈三 同縣同町忍小學

松村吉則 同市外邊谷町羽根澤七四 瀨上廣成 同上

森喜四郎 同市外池袋九四 濱 武興 同市外池袋八七

飯野喜平 同縣同町片倉新道 吉田菊太郎 同上

木村元助 同縣同町二七 黒澤慶次郎 同縣同町二九

浦和 埼玉縣浦和町岸區 昭和三年一月二十日 木山喜代五郎 同上

鴻集 埼玉縣北足立郡鴻巣町宮永町 大正十三年四月廿九日 吉田菊太郎 前出

大宮 埼玉縣大宮町大宮 大正十三年四月八日 吉田菊太郎 前出

伊墻八束 同市外池袋中原 立教裏 淺野庄作 前出

池袋 東京市外西巢鴨町 大正十二年三月十八日 淺野庄作 前出

森喜四郎 同市外池袋九四 濱 武興 同市外池袋八七

飯野喜平 同縣同町片倉新道 吉田菊太郎 前出

木村元助 同縣同町二七 黒澤慶次郎 同縣同町二九

浦和 埼玉縣浦和町岸區 昭和三年一月二十日 木山喜代五郎 同上

鴻集 埼玉縣北足立郡鴻巣町宮永町 大正十三年四月廿九日 吉田菊太郎 前出

大宮 埼玉縣大宮町大宮 大正十三年四月八日 吉田菊太郎 前出

伊墻八束 同市外池袋中原 立教裏 淺野庄作 前出

池袋 東京市外西巢鴨町 大正十二年三月十八日 淺野庄作 前出

森喜四郎 同市外池袋九四 濱 武興 同市外池袋八七

飯野喜平 同縣同町片倉新道 吉田菊太郎 前出

木村元助 同縣同町二七 黒澤慶次郎 同縣同町二九

浦和 埼玉縣浦和町岸區 昭和三年一月二十日 木山喜代五郎 同上

鴻集 埼玉縣北足立郡鴻巣町宮永町 大正十三年四月廿九日 吉田菊太郎 前出

大宮 埼玉縣大宮町大宮 大正十三年四月八日 吉田菊太郎 前出

伊墻八束 同市外池袋中原 立教裏 淺野庄作 前出

池袋 東京市外西巢鴨町 大正十二年三月十八日 淺野庄作 前出

森喜四郎 同市外池袋九四 濱 武興 同市外池袋八七

飯野喜平 同縣同町片倉新道 吉田菊太郎 前出

木村元助 同縣同町二七 黒澤慶次郎 同縣同町二九

石井周壽 同縣同町高砂町 辻村甚太郎 同縣北足立郡木崎村字本太
 木更津 千葉縣君津郡木更津町山手 松山昌三郎 同上
 大日方八五郎 同縣同郡清川村 長須賀
 九十九里 千葉縣山武郡松尾町松尾六一 山田卯三郎 同上
 里見富三郎 同縣同郡同町松尾六九
 朽木 栃木縣朽木町倭町 三丁目五四 小林 格 同上
 佐々木才吉 同縣下都賀郡皆川村大字皆川城内 小林 格 (前出)
 磯川 東京市小石川區小日向臺町一丁目六 波多野房吉 同市小石川區小日向臺町三丁目三
 神保倉吉 同市神田區千代田町六橋商會内 阿部邦彦 同市牛込區改代町三四
 宇都宮 宇都宮市旭町一丁目十二日 江村寛一 東京市外世田谷池尻三丁目二
 大西古筑 宇都宮市城田町四五五 笠原正一郎 宇都宮市川向町六
 蒲田 東京府荏原郡蒲田町御園三〇八 栗原久雄 同上
 郷 淳平 同府同郡同町新宿四七六 栗原久雄 (前出)

(一)三東京中會所屬傳道所之部

名稱	位置	設立年月日	教師又ハ主任者	住	所
館山	千葉縣安房郡館山町館山一〇五四	明治廿四年六月十四日			
中山徳兵衛	同縣同郡同町館山一〇五五				
駒込	東京市外上駒込妙義町四一四	昭和二年三月	上田丈夫	同上	
坂上直道	東京市本郷區神明町三七四				
小名木川	東京市外大島町五丁目二六		外村義郎	東京市牛込區市ヶ谷臺町五	
君袋健一	同市外大島町五丁目二一				
岩槻	埼玉縣南埼玉郡岩槻町岩槻三〇八四	明治卅三年三月十五日	久世隆猪	同縣同町太田	
永谷幾衛	同縣同町昭和銀行支店社宅内		渡邊綱吉	同縣同町久保宿	永谷幾衛 (前出)
蓮田	埼玉縣南埼玉郡綾瀨村大字蓮田	明治卅四年七月廿八日	久世隆猪	同縣岩槻町太田	
長谷部習吉	同縣同郡同村大字蓮田二二四		高橋登之助	同縣同郡同村大字蓮田九五	久世隆猪 (前出)
川口	埼玉縣川口町築町南三丁目八九一	大正十五年五月廿八日	木村重雄	同上	

草加 埼玉縣北足立郡草加町 大正十五年十月〇長尾丁郎 同縣越ヶ谷町

①木村重雄(前出)

②長尾丁郎(前出)

新嘉坡 Japan Christian church No. 2 Adis Road Singapore 大正十四年十月廿八日 梅森豪勇 同上

③梅森豪勇(前出)

(一)四東京中會地域内

申合ミツシヨン所屬傳道教會之部

名稱 地位 設立年月日 教師又ハ主任者 住所

柏久保 靜岡縣田方郡北狩野村柏久保三三 明治十九年一月 室野玄一 同上

菊池龜吉 同縣同郡同村柏久保 同縣同郡同村 木田秀夫 同上 ④室野玄一(前出)

御殿場 靜岡縣駿東郡御殿場町二枚橋丙三八 明治四十年四月七日 大井上武 同上

井村宇三郎 同縣同郡同町上 鈴木啓次郎 同上 ⑤大井上武(前出)

御殿山 東京府北品川町御殿山七一八 大正元年八月 村上潤次郎 同上

由布保 同府下大崎二七 内藤嘉易 同府吾嬬町請地 磯村英一 同府北品川町御殿山七一八

(一)五東京中會所屬各教會出張傳道地

名稱 地位 置開始期 擔當教會 擔當者

王子町 東京市外王子町 指路教會 中邊谷教會 本間誠

高田町 東京市外高田町大原一五五八本間方 角筈教會 松原英一

笹塚 東京市外笹塚 角筈教會 高崎能樹

阿佐ヶ谷 東京市外杉並町阿佐ヶ谷小山三〇 大崎教會 逢坂元吉郎

小山 東京市外荏原町小山一七一 日本橋教會 原田友太

富士十 東京市外西巢鴨町池袋豐ヶ窪六八三 富士見町教會 武市四郎

中野 東京市外中野町本郷氷川神社側波多野方 前 同川崎義敏

洗足 東京市外荏原町中延サイカチ坂伊藤方 前 同三好務

荻窪 東京市外上荻窪六七九高橋方 前 同堀内友四郎

鶴見 橫濱市鶴見町豊岡六二一 大森教會 上田マス子

金目 神奈川縣中郡金目村 海岸教會

葉山	神奈川縣三浦郡葉山村堀の内	昭和二年	鎌倉教會	松尾造酒藏
荻窪	東京市外上荻窪三四三、中川方	大正十五年一月	千駄ヶ谷教會	中川景輝
天王宿	桐生市外相生村	大正十一年	桐生教會	新階鞆音
境野	桐生市外境野村	大正十一年	前	同人
赤穂	長野縣上伊那郡赤穂村字取ノ木	昭和二年四月	伊那傳道教會	雨宮道雄
八幡	長野縣下伊那郡松尾村八幡		飯田傳道教會	
加島	靜岡縣富士郡加島村平垣	大正八年八月四日	岩本傳道教會	
佐倉	千葉縣印幡郡佐倉町	大正五年	千葉教會	森岡謹吾
下館	茨城縣眞壁郡下館町本城	明治四十四年	栃木傳道教會	小林格
小山	栃木縣下都賀郡小山町下町	大正十四年一年	前	同人
濟南府	支那山東省濟南府外二ヶ所	大正十年	青島教會	島村穂吉

(二)浪花中會所屬教會之部

名稱	位置	設立年月日	牧師又ハ主任者	住所
金澤	金澤市石浦町	明治十四年五月一日	秋保孝次	同市中覺匠町四丁目五二
(書) 中澤正七	同市早道町四四		中島郁夫	同市新堅町三丁目五二
(書) 赤尾直松	同市下主馬町一		中村久三郎	同市杉浦町一三
名古屋	名古屋市中區南外堀町九丁目二	明治十七年五月三日	吉川逸之助	同市東區白壁町四丁目二七
(書) 松田幸吉	同市中區廣路町南山四三		佐藤利惣治	同市東區六曾根町一五五ノ五五
(書) 杉本鎌市	同市東區新出來町五丁目一二二		澤田千熊	同市東區長堀町五丁目
大阪西	大阪市西區阿波堀通三丁目五	明治十七年十月三日	馬場銆作	同市西區京町堀通三丁目一二
(書) 增穂龍吉	同市港區九條北通一丁目一一		長谷川計太郎	同市西區京町堀通三丁目一二
(書) 清水英三	同市西區江戶堀南通一丁目一九		福富徳次郎	同市西區阿波座中通一丁目三六
(書) 清水欣	同市西區本字中島		小島喜三郎	同市西區花園町四九
(書) 清水英三	同市西區本字中島		清水夕永	同市西區本字中島
(書) 增穂龍吉	同市北區旅籠町		中村美登志	同市北區旅籠町三三
(書) 增穂龍吉	同市北區旅籠町		增穂龍吉	同市北區旅籠町三三
(書) 塚村彌太郎	同市東區千種町高見一五六		淡中彰義	同市長町三番丁一〇
(書) 塩野尙三	同市成瀬町三三		秋保孝次	同市東區千種町
(書) 塚村彌太郎	同市東區千種町高見一五六		淡中彰義	同市長町三番丁一〇
(書) 塩野尙三	同市成瀬町三三		秋保孝次	同市東區千種町

神戶 神戶市再度筋平野 明治三十年五月十五日
淨水池東下

(書) 國吉政次郎 同市山本通四丁目一二三ノ八
馬場久成 同市再度筋三三
間野松藏 東京市芝區三田
福島信次 神戶市山本通五丁目六八ノ三五

丸川 令 兵庫縣武庫郡真元村仁川(卷)三

飯島誠太 同上
田中猶水 神戶市東川崎町一丁目四四
國吉政次郎(前出)

堺 堺市大町西四丁一 明治卅八年四月十六日

大枝正三郎 同市市之町東一丁目三三
大枝淺吉 同市市ノ町東一丁目二一
大野 縫 同市甲斐町東二丁目
谷内清十郎 同市三寶町山本新田
三木元三 同市九間町東二丁目
柿崎洋吾(前出)

神港 神戶市下山手通三 明治卅九年十月廿八日

丹羽豐之助 同市稻葉町七丁目七一
末高與次郎 同市生田町二丁目七四
波多好文 同市山本通四丁目一〇一ノ二三
高木玉夫 同市平野梅元町一八
藤原次郎(前出)

高松 高松市三番丁一二 明治四十年十月廿七日

高田銀造 同上
藤澤次郎 同市上筒井通六丁目一五ノ三一
藤原次郎(前出)

(書) 後藤 秀 同市七番丁

山下儀平 同市宮脇町
鎌倉令三 同市天神前

岩井 茂 同市宮脇町

野坂象之 同市宮脇町
佃保雄 同市魚屋町

湊川 神戶市永澤町四丁目五

大野直周 同市西須磨四天神上一〇
木村常盤 同市湊川町五丁目一九ノ二二
八幡輝一 同市清見町三丁目

(書) 福田 實 同市海運町四丁目一七

前田富太郎 同市稻葉町五丁目八
大野直周(前出)

太田儀一 同市日吉町五丁目一〇

谷津善次郎 同市籠池通五丁目七
谷津泰子 同市籠池通五丁目七
谷津善次郎(前出)

布引 神戶市生田町一丁目二六 明治四十四年五月七日

本田武次郎 同市布引町一丁目三五ノ一
田村利威 同市中山手通三丁目七一
谷津善次郎(前出)

(書) 安福術三郎 同市神若通五丁目一七ノ一六

山田賢藏 同市住吉區天王寺町五六二
進藤 德 同市住吉區天王寺町柳原筋
荒木宗孝 同市西成區玉出有樂町九九二
小林春作(前出)

天下茶屋 大阪市住吉區天王寺町聖天坂下 明治四十四年五月七日

小林春作 同市住吉區天王寺町櫻筋
尾野千市 同市住吉區北田邊町三九七
小林春作(前出)

(書) 松井小一郎 同市住吉區住吉町九五五

尾野千市 同市住吉區北田邊町三九七
荒木宗孝 同市西成區玉出有樂町九九二
小林春作(前出)

神戸住吉 兵庫縣武庫郡住吉村八甲田七三六 大正十二年三月十一日 今村好太郎 兵庫縣武庫郡住吉村八甲田七三六

(書) 谷川 瑛 同縣同郡本山村野崎六七三 樋口卯太郎 同縣同郡住吉村頼川一三〇〇 牧野敬事 同縣同郡住吉村八甲田

(書) 龜田房夫 同縣同郡魚崎町二四七 末包敏夫 同縣同郡住吉村梅ノ木八六一 小向政治 神戸市大橋町二丁目

(書) 石井濱子 同縣同郡魚崎町深溝三九七 (書) 龜田房夫 (前出)

新宮 和歌山縣新宮町四一八ノ五 大正十三年一月十六日 河村齋美 同上

(書) 宮 頼 一同縣同町 成江秀治 同縣同町

(書) 小倉信男 同縣同町 宇野ハシナ 同縣三輪崎町 熊野地 三輪崎町

(書) 小倉朝彦 同縣同町 熊野地 宇野瀧之助 同縣三輪崎町

西都 京都市東山通五條下ル 大正十三年九月廿一日 井田健司 同上

(書) 上杉俊作 同市佛具屋町高辻下ル 岡本昇 同市東九條字賀邊

(書) 松岡伊三郎 同市佛具屋町五條下ル 竹内璋二 同市佛光寺大宮東入 三島田鶴 同市外山科町上山

(書) 江幡亮 同市上京區紅梅町七

岐阜 岐阜市神室町一丁目一五 大正十四年五月十四日 坂野龍雄 同上

(書) 五十嵐喜廣 同市外加納町三丁目 高島研造 同市梅ヶ枝町市營住宅五三

(書) 坂井雅太郎 同市今町一丁目 加藤孝一 同市神室町岐阜教會氣付 星野和歌 同市野泊町

(書) 坂野龍雄 (前出)

山田 宇治山田市岩淵町二二三 大正十四年五月廿一日 富山光慶 同上

(書) 山本正八 同市外御園町 前川和夫 同市本町 松本かな 同市岩淵町

(書) 久保田義三 同市大世古町 大藏 靜 同市吹上町 (書) 富山光慶 (前出)

兵庫 神戸市蓮宮通四丁目八六 大正十五年二月廿一日 植村夏樹 同市蓮池通四丁目八七

(書) 土岐正義 (同教會内) 細川貞治郎 同市菅原通一丁目九三 石濱義則 同市大塚町三丁目四〇

(書) 清水未吉 同市菅原通一丁目九一 (書) 土岐正義 (前出)

大阪住吉 大阪市西成區粉濱東ノ町三丁目七八 大正十五年四月廿五日 福井珍彦 同上

(書) 川添安太郎 同市住吉區住吉町三五九 佐藤雄一 同市住吉區千休町一六

(書) 平田久吉 同市西成區粉濱東ノ町三丁目三三 (書) 川添安太郎 (前出)

七條 京都市下京區新町通三哲上ル 昭和二年七月十日 吉田英三 同上

(書) 長岡松雄 同府葛飾郡太森村新町井戸尻三
小畑辰巳 同府同郡太森村和泉式部
前川 守 京都市上京區今小路御前通西入

元田源次郎 同市下京區八條内田町三二
高橋熊造 同市外吉祥院村奥村電機商會社
柏村三重子 同市木津屋橋通猪熊東入
元田源次郎 (前出)

池田 大阪府豊能郡池田町本町三、一七二
昭和三三年五月十日
小倉鐵之助 同上
中川捨清 兵庫縣川西町字花屋敷
川村木治郎 兵庫縣川邊郡田村上食滿
渡邊周一郎 大阪府西淀川區三津屋町二二三

(書) 平野謙三 兵庫縣川西町字花屋敷
浪花中會所屬傳道教會之部
名 稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所
新舞鶴 京都市新舞鶴町二 月廿日
條通富士角
八戸義雄 同府同町北吸官會内二四
吉田源治郎 同上
佐々木 親 同府同町八條大門西入

大 阪 市 此 花 區 四 貫 昭 和 二 年 十 二 月 十 八 日
吉 田 源 治 郎 同 上
大 阪 市 西 成 區 田 端 通 一 丁 目 一 八 開 花 昭 和 三 年 五 月 廿 日
奧 田 鹿 三 同 市 同 區 千 本 通 幼 稚 園 内

川 口 弘 同 市 同 區 四 貫 島 元 宮 町 一 〇
森 野 公 一 同 市 同 區 春 日 出 町 中 五 丁 目 三
吉 田 源 治 郎 (前出)

玉 出 大阪府西成區田端通一丁目一八開花昭和三三年五月廿日
奧田鹿三 同市同區千本通幼稚園内

(書) 内田金太郎 (奧田鹿三方) (後水喜一郎 同市同區田端通二丁目三和田方
津市玉置町 大正十一年八月十三日
上河原雄吉 同上

(書) 矢頭政子 同市中新町 淺沼喜子 同市新道
上河原雄吉 (前出)

鳥 取 鳥取市本町一丁目 大正十四年八月九日
四 竈 一 郎 同 上
古谷寅次郎 同市東町御宮ノ
四 竈 一 郎 (前出)

愛 隣 和歌山縣海草郡内 明治十六年五月四日
田 口 政 敏 同縣同郡同町名 高二二八
青 山 定 之 助 同縣同郡同町名 高
山 本 惣 十 郎 同縣同郡同町日
井 上 幸 四 郎 同縣同郡同町藤白

瀨 戸 永 泉 愛知縣瀨戶町大字 明治廿一年十月二日
瀨 戸 一 九 九 八
三 品 棟 男 同縣同町
藤 井 銀 次 郎 同縣同町

中 津 川 岐阜縣中津川町暨 明治廿四年十一月一日
坂 口 龍 雄 同 上
大 山 豐 吉 同縣同町花木町
渡 邊 有 同縣同町花木町
坂 口 龍 雄 (前出)

福 井 福井市賣水上町五 明治四十一年四月廿三日
釣 田 敏 雄 同 上
坂 井 清 (前出)

(書) 坂 井 清 同市石場畑方一
織 田 富 藏 同市佐久瓦上町
坂 井 清 (前出)

敦賀 福井縣敦賀町御手洗 大正十二年五月廿五日 △須藤 晉 同縣同町御手洗 六一

(書) 源田仁吉 同縣同町御手洗 六五 △武本宗吉 同縣同町北津内 六〇號ノ二 △須藤 晉 (前出)

串本 和歌山縣西牟婁郡串本町 大正十二年六月五日

(書) 神田林太郎 同縣同郡同町

勝浦 和歌山縣東牟婁郡勝浦町 大正十四年三月五日 △山本茂一 同縣同郡下里町 下里

(書) 岸良一 同縣同郡同町 △岸正一 同縣同郡同町 △角峰 雄 同縣同郡同町

佐野 大阪府泉南郡佐野町 大正十四年五月一日 △大藤英靛 同上

(書) 出原茂義 同府同郡同町 △和田美彌 同府同郡同町 △大藤英靛 (前出)

豐橋 豊橋市旭町四番丁 大正十四年九月十四日 △辻德兵衛 八〇 同市同町二番町

(書) 野口芳朗 愛知縣寶飯郡大塚村赤根 田口久六 同市東田東前山 野口芳朗 (前出)

大道 德島市大道三丁目 大正十五年五月廿日 ●上堀照次 同上

(書) 大知數八 同市大道二丁目 △古角 勝 同市大道三丁目

阿漕 津市下辨才町一、二、三、六 昭和二年六月二日 △平尾重太郎 同上

(書) 木下清 同市外米津 △中村正太郎 同市下辨才町 △松村 寛 同市出口町

岡崎 岡崎市康生町七八 昭和二年十月十七日 △中村則秋 同上

(書) 高木正 同市六供町杉本 △寺崎そう 同市康生町五六 △中村則秋 (前出)

小阪 大阪府中河内郡小阪町小坂九ノ八 昭和二年十一月二十日 ○森田金之助 大阪市住吉區天王寺町三、五、七、二

(書) 矢野國臣 同府同郡同町中 小阪六〇九ノ八 △太田憲次 同府同郡同町下小阪三ノ一前更方

松坂 三重縣松坂町新座 昭和三年四月廿五日 △白石保太郎 同上

若狹 福井縣小濱町玉前 昭和三三年七月八日 △鹽月常世 同上

(書) 吉井定枝 福井縣小濱町鹽 吉井四郎 福井縣小濱町鹽 △鹽月常世 (前出)

(二) 浪花中會所屬傳道所之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所
善通寺 香川縣善通寺町大字上吉田 二日
河 北 大阪府北河内郡守口町 明治四十五年五月五日

外島 大阪府西淀川區外 大正元年十一月十七日 ●福田荒太郎 大阪府豊能郡豊島保養院内 中村新免

(書) 桂 文 吉 同保養院内

前川 德島市前川町五一 大正二年一月 △高橋善吉郎 同上

(書) 寛 數 美 同市助任西町 (書) 高橋善吉郎 (前出)

坂出 香川縣綾歌郡坂出町富士見町 大正五年十月廿五日 △松井康平 同上

(書) 田中龍雄 同縣同郡同町新 (書) 松井康平 (前出)

小松 石川縣小松町字京町八二 大正九年五月廿日 △中村慶治

(書) 澤守榮一 同縣同町字八日市町六七

佐川 高知縣高岡郡佐川町 大正十一年

(書) 近澤相樹 同縣同郡同町 (書) 竹村兔喜 同縣同郡同町

宇多津 香川縣綾歌郡宇多津町新町 大正十五年一月十日

(書) 畠中信治 同縣同郡同町今 (書) 奥村輝一 同縣同郡同町新 (書) 原友安 同上

(二)ノ四 浪花中會地域内

申合ミツシヨソ所屬傳道所之部

名稱 地位 設置 設立年月日 教師又ハ主任者 住所

大藪 岐阜縣安八郡大藪町 (以下略) 明治廿八年五月三日 △笹森修一 大垣市御殿町四五

(書) 田中耕 同縣同郡同町

三好 德島縣三好郡池田町 ●立石芳松 同上

(書) 加藤武男 同縣同郡池田町 (書) 喜多獻一 同上 (書) 立石芳松 (前出)

高松東 高松市埴上町八九五ノ一 明治四十三年 ●エス、エム、エリクソン 同市濱ノ丁

(書) 宮内岩太郎 同市鹽上町

△扇港 神戸市龍池通七丁目四七 明治四十四年十月 ●ブカナン

△旭 明治四十四年十月

美馬 大正二年一月九日 ●立石芳松 同縣同郡池田村

小松島 德島縣小松島町字松島二三三 大正二年五月七日 △坂東清人 同上

(書) 坂東清人 (前出)

多治見

岐阜縣可兒郡豐岡町長瀬二〇四五

△山本眠虎同上

寺田政人 同縣同郡同町本町通

山本眠虎(前出)

香川 高松市中新町

大正三年四月 △川田幹一 同市中新町一六五ノ四

(書) 九重正雄 同市宮脇町

川田幹一(前出)

蒲郡 愛知縣寶飯郡蒲郡町四町

大正三年六月 △中井正藏同上

中井正藏(前出)

宿毛 高知縣幡多郡宿毛町土居下

大正四年四月 △今西延幸同上

(書) 山下福三 同縣同郡同町真岡

添理惠 同縣同郡同町新今西延幸(前出)

西代 神戶市西代水笠通三丁目五二

△高橋一男同上

(書) 片岡秀吉 同市大手權現町一丁目 一坪タキノ 同市御屋敷通三丁目 高橋一男(前出)

加茂名 德島市外加茂名町庄一二五

大正四年六月廿三日 △宮清八同上

(書) 白達也 同市外藏本町 白達也(前出)

大垣 大垣市御殿町四五

大正五年七月十九日 △笹森修一同上

(書) 兒玉義憲 大垣市郭町 渡邊榮子 同市御殿町渡邊病院內 笹森修一(前出)

和食 德島縣那賀郡警敷町和食字町六ノ一 大正八年一月 筑紫益人同上

(書) 篠原義雄 同縣同郡同町 石川友八 同縣同郡同町 筑紫益人(前出)

津島 愛知縣津島町字向島仲之町 山崎惣次郎同上

イェス團 神戶市吾妻通五丁目三 賀川豊彦 兵庫縣武庫郡瓦木村東口二三八

杉山健一郎 同市葺合吾妻通五丁目三

△安城 愛知縣碧海郡安城町花ノ木八二 大正十年 前川敬雄同上

關 岐阜縣武儀郡關町甲一二六ノ一 伊達量平同上

(書) 勝見有義 同縣同郡同町本町一丁目 北村信治郎 同縣同郡同町出伊達量平(前出)

高知中村 高知縣幡多郡中村町中ノ町 大正十二年四月十一日 今西延幸 同縣同郡宿毛町土居下

岡村龜高 同縣同郡中村町上

△加納 岐阜市外加納町東丸之内 大正十二年七月七日 小島謙太郎同上

(書) 岩田 薰 同市松ヶ枝町二 西尾篤 同市外加納町字西加納四丁目 小島謙太郎(前出)

高森 岐阜市高森町三丁目 大正十五年五月二日 △征矢野 豊同上

①征矢野 豊(前出)

△刈谷 愛知縣碧海郡刈谷町舊城廓 △雨宮正士同上

②雨宮正士(前出)

(二)五浪花中會所屬各教會出張傳道地

名稱	位	置	開始期	擔當教會	擔當者
瑞穂町	名古屋市南區瑞穂町高田三九				△聽濤誠夫
イエス館	名古屋市西區戴下町一丁目				△幅銀右衛門
太田町	愛知縣東加茂郡旭村太田町				關傳道所 △伊達量平
形ノ原	愛知縣寶飯郡形ノ原町		大正八年		蒲郡傳道所 △中井正藏
鳥羽	三重縣志摩郡鳥羽町				山田教會 富田光慶
五ヶ所村	三重縣度會郡五ヶ所村		大正十五年七月十七日		同 教會 前 同
夕風橋	大阪府港區高尾町二丁目一五		大正十五年三月八日		大阪南教會 森田殿丸

新野 德島縣那賀郡新野町 大正九年 和食傳道所。筑紫益人

鳴島町 德島縣麻植郡鳴島町 大正十五年四月 加茂名傳道所 △宮 清八

久禮 高知縣高岡郡久禮町 大正十五年 須崎傳道教會・ブレイド

東津野 高知縣高岡郡東津野町 明治四十三年 同 傳道教會 前 同

大島 香川縣木田郡大島町 明治四十二年 高松東傳道所・宮内岩太郎

(三)東北中會所屬教會之部

名稱 位 置 設立年月日 牧師又ハ主任者 住 所

仙台 仙臺市東二番丁六一日 明治十四年五月一日 蘆原信行 同上

①伊藤佐亮 同市米袋中丁七 眞山 良 同市大町二丁目一四九 佐々木幸助 同市東三番丁二

②宮本政之助 同市東四番丁四 橋本よしち 同市柳町五二 佐藤政治郎 同市東三番丁一五九

大塚一太郎 同市名掛丁四五 岩崎重三 同市土樋一四八(岩崎重三(前出))

岩沼 宮城縣名取郡岩沼町二一 明治十八年十月三十日 伊藤嘉吉 仙臺市荒町五八

③(書)作間達兒 同縣名取郡岩沼町櫻三七 安部 朔 同縣同郡岩沼町櫻三五 岡本龍吾 同縣同郡岩沼町東館下一八

安部 朔(前出)

作間 やす 同縣同郡岩沼町
仙臺市東六番丁四 明治四十年七月
三 二日

矢野猪三郎 同市新小路八

菅原清士 同市十番丁六六
高橋末喜 同市小田原裏山
本丁三〇

雲野香右衛門 同市小田原裏山
本丁三二

濱名 正 同市外南小泉文
化住宅

門馬清治郎 同市東六番丁四
三

福島 福島市字後田一三 二日
大正三年四月十

城生安治 同上

國分守時 同市字代町北二
五

上杉源四郎 同市字天神前二

阿部 新(福島教會氣付)

芳賀甚吉 同市字新町一七
五

城生安治(前出)

荒町 一見 清 同市土樋一六
一 仙臺市南鍛冶町一 大正九年一月廿
五日

稻垣好雄 同上

清水東四郎 同市越路三四
二 仙臺市東二番丁四 大正十五年二月
五日

福田幸之助 同市荒町五八
中目かねじ 同市越路三四清
水方

佐久間民治 同市東八番丁一
八四

紺戸 喬 同市向山越路三
四

出村梯三郎 同市南六軒丁二

五十嵐 正 同市北五番丁一
八〇

三品 鼎 同市向山越路三
四

赤石義明 同市北五番丁八

津田 郁 同市東二番丁二
〇

津久井善四郎 同市琵琶首新丁
五

石川金司 同市柳町通一六

阿部從二 同市向山越路五
二

鹿股長三郎 同市二本松通四

渡邊良亮 同上
穴戸七彌 同上

出村 剛 同市北四番丁一
五七

完戸元平 山形市埋立地

奥山吉治 山形縣北村山郡
東郷村

大場一郎 同縣東村山郡山
邊町

東海林市四郎 同市埋立地

高橋孫四郎 同市旅籠町

成原理三郎 同市香澄町木ノ
實小路

會津若松 若松市榮町三丁目 大正十五年九月
三 廿六日

丹 忠 同上
鶴沼よしむ 同市大町堅町三

穴戸七彌(前出)

鈴木繁治 同市大町一ノ町

穴澤滿語 同市馬場二ノ町

森 彌五郎 同市柳原町

五十嵐寅吉 同市中川原町

山口甚三郎 同市片柳町

小林 隆 同市大町堅町二
六

細堀 歌 同市馬場

佐藤きよ 同市舊一ノ町

小林 隆(前出)

東北中會所屬傳道教會之部

佐藤禧重 同上

小林 隆(前出)

名稱

福島長岡

福島縣伊達郡長岡 明治廿四年十二
月廿四日

佐藤禧重 同上

(書) 小野 昂雄 同長岡村伊達驛 佐藤 裕 同長岡村字本町 佐藤 禧重 (前出)

古川 宮城縣志田郡古川町中里 明治十八年四月十一日 小笠原政繁 同上

(書) 尾花 勇 同古川町 紺野直義 同古川町 尾花重雄 同古川町

石卷 宮城縣牡鹿郡石卷町南野山ノ一 明治十八年十一月九日 齋藤 一 同上 門馬勝子 同町山城町一

(書) 佐々木辰三郎 同町新田町四五 菅原桂祐 同町裏町 岩井勝太郎 同縣同郡鮎田村新橋

白石 宮城縣刈田郡白石町櫻小路 明治十九年五月一日 大和吉五郎 同上 増子わくり 同上

(書) 高橋重太郎 同郡大平村字幕之内 島貫一郎 同郡福岡村大字 大和吉五郎 (前出)

盛岡 盛岡市内丸乙廿九 明治十九年五月十日 土田熊二 同市下ノ橋際 八木沼節子 同市大澤川原七一

(書) 關 政光 同市驛前 福地嘉吉 同市上業小路 シュレーヤ 同市大澤川原七一

上山 山形縣上ノ山町鶴屋町 明治十九年十一月十七日 近藤助四郎 同上

(書) 山口金七 同縣同町長清水 小池信子 同縣同町二日町 近藤助四郎 (前出)

中村 福島縣相馬郡中村町大手先九 明治十九年十二月六日 片岡 壽 同縣同町新町一〇七 加藤まつ 同縣同町大手先 岡本みどり 同上

(書) 鎌田昌次郎 同縣同町新町二 岡和田安弼 同縣同町田町 鎌田昌次郎 (前出)

鶴岡 鶴岡市馬場町十日 明治廿一年六月十一日 梅津吉之助 同上

(書) 千葉 武 同市高畑町 宮村兌子 同市番田 千葉 武 (前出)

米澤 米澤市元籠町三、二、三三 明治廿三年五月 高木史郎 同上

(書) 山岸吉之助 同市外南原村芳泉 松崎 綠 同市猪苗代片町 高木史郎 (前出)

大河原 宮城縣柴田郡大河原町本町 明治廿三年十一月廿日 猪股舉平 同郡同町上町

(書) 金野陸三 同縣同町尾形町 吉野親平 同縣同町上町 加藤みゆき 同縣同町本町

青森 青森市長島町八三 明治廿四年十月一日 田口泰輔 同上

(書) 福士眞雄 同市柳町 小林周次郎 同市新安方町 田口泰輔 (前出)

飯坂 福島縣信夫郡飯坂町湯町一二 明治廿四年十二月廿八日 千葉太次郎 同上 佐藤たつい 同縣飯坂町

(書) 野崎辰太郎 同縣同郡餘目村 古山金作 同縣伊達郡湯野村字藥師山 千葉太次郎 (前出)

秋田 秋田市下長町六 明治廿七年九月九日 星野又吉 同上 門馬 幸 同市東土手町

(書) 加賀谷龜吉 同市中島本町市營住宅二號 池田安三 同市土手長町上 星野又吉 (前出)

角田 宮城縣伊具郡角田町仲町一八九 明治廿七年 佐藤善助 同上

(書) 廣岡 玄三 同縣同町天神町 森善太郎 同縣同町田町 (書) 佐藤善助 (前出)

平 福島縣平町十五丁目二六 明治卅五年十二月廿五日 中村清次 同上

(書) 真岡 文平 同縣同町古鍛冶 馬目德三郎 同縣同町南町三 (書) 中村清次 (前出)

新庄 山形縣新庄町沼田二 明治卅七年十二月五日 結城國義 同上

(書) 大泉 芳吉 同縣同町 鎌田貞藏 同縣同町 (書) 結城國義 (前出)

一ノ關 岩手縣一ノ關町中街二七 明治卅八年十月一日 馬場慶一郎 同上

(書) 加藤 春治 同縣同町南十軒 石崎貞雄 同縣同町字山岸 (書) 馬場慶一郎 (前出)

北四番丁 仙臺市外記丁通二五 明治四十二年十一月十三日 小林龜太郎 同上

(書) 渡邊 力 同市角五郎丁新町二一 高橋民三郎 同市上杉山通三

郡山 郡山市堂前町八 明治四十三年七月一日 中山真平 同上

(書) 鳴原 四郎 同市虎丸町一 (書) 松津恒夫 同市堂前町如寶 (書) 鳴原四郎 (前出)

酒田 山形縣飽海郡酒田町今町 大正二年七月十一日 三浦鏡造 同縣同郡鶴渡川原村立町

(書) 富樫 雄太 同縣同郡西荒瀬村 猶崎四郎 同縣同町濱町 (書) 三浦鏡造 (前出)

本宮 福島縣本宮町字南町五二 大正九年四月十八日 阿部治助 同縣本宮町

(書) 糠澤 承吾 同縣同町字仲條三八 (書) 阿部治助 (前出)

喜多方 福島縣耶麻郡喜多方町字新町 大正九年十一月廿三日 高久孝吉 同上

(書) 東條 三郎 同縣同町字新道 小野寺いち 同縣同町字仲町 (書) 高久孝吉 (前出)

横手 秋田縣横手町根岸下丁五 大正十年五月廿九日 佐々木安治 同上

(書) 須藤 雅一 同縣同町上野臺 旭谷正治郎 同縣同町四日町 (書) 佐々木安治 (前出)

宮古 岩手縣宮古町八幡沖一ノ二 大正十二年七月十五日 菅井喜七 同上

(書) 高橋 金之助 同縣同町本町 (書) 島香平 同縣同町光岸地 (書) 菅井喜七 (前出)

松山 宮城縣志田郡松山町千石 大正十二年十月七日 室井長治 同縣小牛田町義見塚

(書) 遠藤 三男治 同縣同町竹ノ花 (書) 佐々木たけよ 同縣同町裏町

伊達 福島縣伊達郡長岡村 大正十四年三月廿日 千葉太次郎 同縣飯坂町湯町一二

(書) 芳賀 守之助 同縣同郡同村右 田中太郎 同縣同郡同村右 (書) 千葉太郎 (前出)

置賜 山形縣東置賜郡宮内町旭町 大正十四年七月十二日 川島專助同上

(書) 小笠原利吉 同縣同町柳町 大室博司 同縣同町 川島みき 同縣同町旭町

亘理 宮城縣亘理町字下 大正十五年十月十日 小針大四郎 同上

(書) 金山 茂 同縣同町字祝田 渡邊清助 同縣同町字櫻町 富田三郎 同縣亘理町驛前

大曲 秋田縣大曲町新町 昭和二年六月十日 青木源三郎 同上

越中勝二 同縣同町 佐藤欣一郎 同縣同町 青木源三郎 (前出)

(三ノ三) 東北中會所屬傳道所之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

登米 宮城縣登米町前小路六六 明治廿五年十一月 石川泰次郎 同縣同町後舟橋町

(書) 小堀忠雄 同縣同町三日町 島原卓郎 同縣同町前舟橋町

須賀川 福島縣須賀川町西六丁目三〇 明治廿七年二月八日 佐藤貞一 同上

(書) 安田良之 同縣同町西六丁目二七 鬼木大彌太 同縣同町川岸

原ノ町 福島縣原ノ町幸町 明治三十三年六月十日 諏訪修治 同縣同町東一番町 鶴沼よしえ 同縣同町幸町

(書) 成瀬銀一郎 同縣同町旭町 (書) 諏訪修治 (前出)

原町 宮城縣宮城郡原町南目八〇 明治廿六年 後藤金治郎 仙臺市北五番町

(書) 寺田信治 仙臺市觀砲町二五〇 (書) 後藤金治郎 (前出)

小高 福島縣相馬郡小高町字町八七 明治廿六年四月廿二日 瀨尾正夫 同上

(書) 渡邊安 同縣同町字町 木幡茂男 同縣同町橫町 瀨尾正夫 (前出)

福島本郷 福島縣大沼郡本郷町瀬月町 明治四十年四月八日 坂野大龍 同縣同郡高田町 外川原

竹内芳太郎 同縣本郷町 水野喜市 同縣本郷町 坂野大龍 (前出)

川俣 福島縣伊達郡川俣町八反田三三 明治四十年五月廿一日 小林壽雄 同上

(書) 三浦宇之助 同縣同町寺窪 香野幸三 同縣同町中丁 小林壽雄 (前出)

野邊地 青森縣野邊地町城内 明治四十一年六月十九日 池野朝雄 同上

(書) 井上伊三郎 同縣同町新道 安田勘吉郎 同縣同町字金澤 池野朝雄 (前出)

村田 宮城縣柴田郡村田町 明治四十三年 猪股譽平 同縣同郡大河原町上町 佐々木久枝 同縣同郡大河原町本町

(書) 渡會みき子 同縣同町字東一七三 大沼金七 同縣同町字町一 大沼金七 (前出)

楯岡 山形縣北村山郡楯岡町大澤川 明治四十三年五月

加藤 與吉 同縣同郡長瀬村

二本松 福島縣二本松町本町二丁目七六 明治四十四年五月六日 赤城英夫 同上

(書) 小熊 啓正 同縣同町字裏町 加藤 逸治 同縣同町若宮 (前出) 赤城英夫 (前出)

三春 福島縣三春町字南町一 明治四十四年七月十六日 坂内 美喜 同上

(書) 佐藤 利四郎 同縣同町北町九 丹伊田 弘成 同縣同町高野村 丹伊田 清成 同縣同郡高野村

猪苗代 福島縣猪苗代町古城町八四 明治四十五年一月十日 小川 永水 若松市徒ノ町九六

(書) 本多 健次 同縣同町九軒町 佐藤 定直 同縣同町古城町 小川 永水 (前出)

白河 福島縣白河町道場小路 大正四年六月十日 佐藤 貞一 同縣須賀川町西六ノ三〇

金原 信義 同縣同町廓内八 遠藤 軍二 同縣同町 金原 信義 (前出)

山田 岩手縣山田町飯岡 大正四年七月十日 菅 井喜七 同縣宮古町八幡沖 木村 小春 同町欽ヶ崎

(書) 昆 恒三 同縣同町飯岡 菅 井喜七 (前出)

一ノ戸 岩手縣二ノ戸郡一ノ戸町上町 羽生 義三郎 同上

(前出) 羽生 義三郎 (前出)

丸森 宮城縣伊具郡丸森町 大正七年六月 佐藤 善助 同縣角田町西仲

(書) 齋藤 遠平 同縣同町 齋藤 遠平 (前出)

田尻 宮城縣遠田郡田尻町 大正十一年五月 小笠原 政繁 同縣古川町中里

伊藤 達 同縣同町八幡 伊藤 ヒサ 同上 田村 次男 同縣同町

小牛田 宮城縣小牛田町義見塚 大正十三年十月廿日 室井 長治 同上

(書) 菅野 甚作 同縣同町字町屋 菊地 善八 同縣同町字町屋 室井 長治 (前出)

能代 秋田縣山本郡能代港町馬喰町 大正十三年 丹波源 一郎 同上

(書) 瀨尾 惣太郎 同縣同町上町 安井 富治 同縣同町下川反

福島縣大沼郡高田町御林畑 坂野 大龍 同縣同町外川原

佐藤 深造 同縣同町御林畑 山本 榮一 同上 坂野 大龍 (前出)

長町 仙臺市長町北町西浦三八二 長谷部 俊一郎 同上

(書) 三浦 宗長 仙臺市長町北町西浦三八二 齊藤 幸子 仙臺市新河原町

日詰 岩手縣日詰町

大正十五年六月六日

笹原 周同上

田島

福島縣南會津郡田島町

堀内賢太郎 同縣同町

笹原 周(前出)

山口

福島縣南會津郡山口村

八卷 傳同上

(三) 四 東北中會所屬各教會出張傳道地

名稱	地位	置	開始期	擔當教會	擔當者
渡波	宮城縣牡鹿郡渡波町			石卷傳道教會	
石森	宮城縣登米郡石森町			登米傳道所	石川泰次郎
山下	宮城縣亘理郡山下村		昭和二年十月三十日	亘理傳道教會	小針大四郎
湯野	宮城縣伊達郡湯野村		昭和元年十二月	長岡傳道教會	佐藤禰重
桑折	宮城縣伊達郡桑折		同年同月	同	同
仙臺	仙臺市東八番丁		昭和二年一月	同	傳道教會 同
小野新町	福島縣田村郡小野新町		明治四十四年	平傳道教會	中村清次

小濱	福島縣安達郡小濱町			二本松傳道所	赤城英夫
坂下	福島縣河沼郡坂下町			若松教會	小川永水
小松	山形縣東置賜郡小松町		大正十三年	米澤傳道教會	高木史郎
片柳町	若松市片柳町			若松教會	丹 忠
松嶺	山形縣飽海郡松嶺町本町		大正二年一月	酒田傳道教會	三浦鐵造
遊佐	山形縣飽海郡遊佐村六日町		明治四十四年五月	同	傳道教會 同
本楯	山形縣飽海郡本楯村豊川		大正八年八月	同	傳道教會 同
金浦	秋田縣由利郡金浦町		大正十三年十一月	同	傳道教會 同
高島	山形縣東置賜郡高島町		大正十一年	置賜傳道教會	川島專助
長井	山形縣西置賜郡長井町		大正十三年六月	同	傳道教會 同
温海	山形縣西田川郡温海村		大正十四年四月	鶴岡傳道教會	梅津吉之助
山邊	山形縣東村山郡山邊町			山形教會	渡邊良亮
和合	山形縣西村山郡東五百川村			同	教會 同

山田町 岩手縣山田町北向日 大正二年十月九日 宮古傳道教會 菅井喜七

赤石村 岩手縣紫波郡赤石村 日詰傳道所 笹原周

志和村 岩手縣紫波郡志和村 岡 傳道所 同

(四) 鎮西中會所屬教會之部

名稱	位	置	設立年月日	牧師又ハ主任者	住	所
----	---	---	-------	---------	---	---

長崎 長崎市大浦町三一 明治九年十二月廿三日

(書) 犬塚 功 同市東山手町九 草野芳槌 同市東山手町九 山田五郎 同市矢ノ平町七一七

(書) 前田大四郎 同市上小島町三〇六 野田鏡四郎 同市船佐町三丁目二八〇

熊本 熊本市東外坪井町 明治四十年九月廿六日 △唐牛 正 同上

(書) 津田正象 同市小幡町三七 中川清之 同市京町本丁二八 細川德子 同市大江町七〇一

(書) 河野真琴 同市西坪井町八〇 小林末夫 同市藥園町五二 田尻 鍛 同市外河内村壱夕塔

(書) 唐牛 正 (前出)

福岡 福岡市庄新開九九 明治四十三年十月一日 藤田治芽 同上

(書) 脇坂良太郎 同市九州大學病院 牧野敏雄 (脇坂良太郎方) 熊澤政一 同市地行西町一九ノ二

(書) 板垣政參 同市舞鶴町二七 佐藤高夫 同市南藥院一〇三七千葉方 (書) 板垣政參 (前出)

佐世保 佐世保市濱田町六 大正六年四月廿八日 △小川治郎 同上

(書) 三輪經治 同市鎮守府官舎甲八號 北村德太郎 同市福田町二二三 池田一索 同市木場田町一三四

(書) 林 彦一 同市清水町一一九 豐島鹽子 同市太田町一〇三 (書) 三輪經治 (前出)

若松 若松市土井町 大正十一年八月 △中村巳之吉 同上

(書) 原 新太郎 同市土井町二丁目 藤崎元和 同市濱五番町 光安友男 同市本町五丁目

小倉 小倉市博勢町二九 大正十二年四月十五日 宮 松 治 同上

(書) 藤井金之助 同市博勢町七四 立花貫一郎 八幡市高見町二丁目 草刈雄治 同市鑄物師町三〇

(書) 吉永正雄 同市鑄物師町川端 久野久子 同市足立村字砂原 中山天矣子 同市到津西南女學院

(書) 宮 松 治 (前出)

都場 都城市八幡町虹馬 大正十四年四月十九日 園部丑之助 同上

(書) 池袋春樹 同市八幡町櫻馬場 野邊盛正 同市油屋小路 佐々彌三郎 同市東中町三丁目

池袋時子同市八幡町櫻馬場 丹部繁藏同市八幡町西口 小杉イノ同市松元町

園部丑之助(前出)

佐賀 佐賀市與賀町新地大正十四年四月廿六日 永田猪之介同上 栗野荒野同市與賀町西精 武富佐賀郡鍋島村増田

江口高義同西田代町西正丹小路 中溝為六同市神野町三ツ溝 永田猪之介(前出)

高濱 彰同市水ヶ江町 篠原愛三同縣唐津町廓内 酒井並治郎同縣同町廓内 桑原トメ同縣同町廓内

唐津 佐賀縣唐津町本町昭和二年四月廿九日 藤田誠一郎同縣唐津町外先石 山口傳次郎同縣唐津町廓内 深谷サメ同縣同町山下四丁目 篠原愛三(前出)

八幡八幡市枝光北本町六丁目 大森辰二同市東鏡町 四元富志同市中町停留所 三木勇同市祇園町三木病院内

福田かつ同市大川町三菱該炭俱樂部 番匠鐵雄同市下龍尾町四 大森辰二(前出)

鹿兒島 鹿兒島市山下町三昭和三年一月廿九日 落合兼文同市長田町一 高原俊文同市外中郡字村中六九五

三好貞七同市上荒田町一〇二 山田 琅同市長田町四七 原田テイ同市長田町一三 古本初子同市高麗町一九四

山田 有登同市天妃町二丁目一三 井上弘文同市久米町二丁目二六 芹澤 浩(前出)

那覇 那覇市久米町二丁目五七 大正十二年六月廿五日 芹澤 浩同上

門司 門司市小森江大正五年五月廿八日 深山佐太郎同上 深山佐太郎(前出)

那覇 那覇市久米町二丁目五七 大正十二年六月廿五日 芹澤 浩同上

那覇 那覇市久米町二丁目五七 大正十二年六月廿五日 芹澤 浩同上

那覇 那覇市久米町二丁目五七 大正十二年六月廿五日 芹澤 浩同上

那覇 那覇市久米町二丁目五七 大正十二年六月廿五日 芹澤 浩同上

那覇 那覇市久米町二丁目五七 大正十二年六月廿五日 芹澤 浩同上

(四)ノ二 鎮西中會所屬傳道教會之部

名稱 地位 設立年月日 教師又ハ主任者 住所

戸畑戸畑市牧野町牧山學校東下田中方 大正九年四月 〇河合龜輔八幡市枝光町北本町六丁目

河合喜久八幡市枝光町北本町六丁目 寺崎文子福岡縣嘉穂郡幸袋町目尾

首里首里市大中町二丁目二二 大正二年六月十五日 新垣信一首里市末吉町一丁目六〇

與那城 靜首里市桃原町一丁目七 新垣信一(前出)

門司 門司市小森江大正五年五月廿八日 深山佐太郎同上

中澤猪五郎同市小森江 深山佐太郎(前出)

那覇 那覇市久米町二丁目五七 大正十二年六月廿五日 芹澤 浩同上

山田 有登同市天妃町二丁目一三 井上弘文同市久米町二丁目二六 芹澤 浩(前出)

(四)ノ三 鎮西中會所屬傳道所之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

津 瀬 沖繩縣中頭郡中城 大正三年四月十日 新垣信一 首里市末吉町一丁目六〇

玉那 瀬 同縣同郡同村津 同縣同郡同村津 一、二、三、二、一

(書) 新垣信一 (前出)

(四)ノ四 鎮西中會地域内

申合ミ教シヨソ所屬傳道教會之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

柳 河 福岡縣山門郡柳河 明治十二年十一月一日

矢ヶ部 信吾 同縣同町細工町 遠藤キノ 同縣同町城内村 柳小路

白 杵 大分縣北海部郡白杵町一八八ノ一 明治廿年十一月〇日 坂 文一 同縣同町東白杵 區字辻

渡邊 正雄 同縣同町港區港 小野春信 同縣同町東白杵 區字辻

日出 大分縣速見郡日出 明治四十年四月十六日 峰田喜三郎 同縣同町二ノ丸

夏目 綾子 同縣同町二ノ丸 德永イツ子 同上 峰田喜三郎 (前出)

佐伯 大分縣佐伯町山際 明治四十年四月廿九日

大分 大分市於北町 大正元年十一月廿九日 山田 益同上

(書) 水口覺之助 同上 北澤佐雄 大分市勢家字田 水口覺之助 (前出)

別府 別府市不老町 大正二年二月十七日 齋藤信篤 同上

(書) 永見永左衛門 同市上野口 佐々木隆策 同市秋葉町二丁目 齋藤信篤 (前出)

久留米 久留米市莊島町西 大正六年十二月廿二日 佐羽内哲三 同上

(書) 渡邊正能 同市梅滿町 小池袈裟雄 同市諏訪野町 佐羽内哲三 (前出)

羽犬塚 福岡縣八女郡羽犬塚町和泉二五ノ叁日 大正九年二月八日 檜崎武三郎 同上

(書) 湊 乙吉 同縣同郡古川村 柿添元貞 同縣同郡古川村 檜崎武三郎 (前出)

福島 福岡縣八女郡福島町本町一丁目二七六ノ二 大正十四年五月十日 吉良初見 同上

(書) 吉良初見 (前出) 大鶴好助 同縣同町京町平 井方 吉良初見 (前出)

字 佐 大分縣宇佐郡長洲町金谷南せつ子方 梅崎太郎次 同縣豊後高田町 是永町

(書) 南せつ子 同縣同町金谷 都留喜一 同縣同郡高森

高田 大分縣高田町字是 大正十五年四月 十八日 △梅崎太郎次同上
 (書) 小關三次郎 同縣同町大小路 (書) 國友正雄 同縣同町水取 (書) 梅崎太郎次 (前出)
 宮崎 宮崎市別府町 昭和二年二月十日 ○吉田穰太郎同上
 (書) 近藤美則 同市下地方 (書) 河野亦四郎 同市本町未金松 (書) 吉田穰太郎 (前出)

(四)五 鎮西中會地域内

申合ミツシヨン所屬傳道所ノ部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所
 大川 福岡縣三浦郡大川町明治町 大正三年十月 ●山本芳松同上
 (書) 渡邊三郎 同縣同郡大野島村松ノ内 (書) 高口滿枝 同縣大川町若津 (書) 山本芳松 (前出)
 古町 長崎市古町二〇 大正八年三月 ○山口通知同上
 (書) 梅田高二 同市日出町二 (書) 延田乙彦 同市出來大工町 (書) 山口通知 (前出)
 志布志 鹿兒島縣志布志町 大正九年八月廿一日 ○佐藤銓藏 同縣同町
 (書) 岡村政次郎 同縣同町字關屋 二五七八

有田 佐賀縣西松浦郡有田町白川區 大正十年四月廿五日 △黑川時之輔 同縣伊萬里町甲 一一九
 (書) 川内長一 同縣同郡有田村桑古場 (書) 深川きよ子 同縣同町白川區
 武雄 佐賀縣杵島郡武雄町下西山區池田方 大正十年四月廿六日 △黑川時之輔 同縣伊萬里町一
 (書) 池田繁夫 同上
 森 大分縣玖珠郡森町大字森 大正十一年十一月十九日 ○茂村德太郎 同上
 (書) 茂村德太郎 (前出) (書) 茂村德太郎 (前出)
 伊萬里 佐賀縣西松浦郡伊萬里町甲 一八九廿六日 △黑川時之輔 同上
 (書) 黑川時之輔 (前出) (書) 梅崎仙一 同縣同郡牧島村 (書) 黑川時之輔 (前出)
 島原 長崎縣島原町字新馬場 (書) 宮内彰 同縣同町中ノ町 二〇七七
 (書) 松尾チエノ 同縣同町 (書) 宮内彰 (前出)

(四)六 鎮西中會所屬各教會出張傳道地

名稱 位 置 設立年月日 擔當教會 擔當者
 河内村 熊本縣飽託郡河内村 熊本教會 唐牛正

陳内 同縣菊池郡陳内村 同教會同
 折尾 福岡縣折尾町 昭和二年一月 八幡教會 河合龜輔
 仲西 沖繩縣中頭郡浦添村仲西 大正十三年一月 那覇傳道教會 芹澤浩
 玉城 同縣島尻郡玉城村 大正十一年九月 同傳道教會 同
 鳥栖 佐賀縣鳥栖町 昭和二年十月 久留米傳道教會 川上才造
 大三東 長崎縣大三東村 島原傳道所

(五) 山陽中會所屬教會之部

名稱	地位	置	設立年月日	牧師又ハ主任者	住	所
下關	下關市田中町上筋	明治十三年十二月廿五日	松本德三郎	同市大坪町一三		
(書)	井川直衛	同市外一ノ宮	富田菊二郎	同市三百目町		富海松兵衛 同市唐戸町
(書)	河村幸次郎	同市上田中町上	廣津藤吉	同市丸山町		黒木五郎 同市大坪町向山
(書)	玉木榮次郎	同市入江町	和田豐惠	同市新町二丁目		和田豐惠 (前出)
廣島	廣島市國泰寺町一	明治十六年十一月廿八日	和田方行	同市上		

(書)	清水金之助	同市南竹屋町二八七ノ三	則武勝之進	同市皆實町一、五〇七ノ一二		小山治郎 同市國泰寺町七八ノ一
(書)	土屋一郎	同市大手町八丁目一四八	佐々木孫一	同市南竹屋町二四〇		野田末喜 同市千田町一丁目五八〇
	邊見由太郎	同市水主町一三九				小山治郎 (前出)
豐浦	山口縣長府町南ノ町	明治十六年十二月三日	山崎米太郎	同上		
(書)	水谷末夫	同縣長府町金屋濱	末永頼太郎	同縣同町中濱町		十川嘉太郎 同縣同町侍町
(書)	弘中定潔	同縣同町前八幡	佐々部謙一	同縣同町黒門		高林喜代子 同縣同町松原
(書)	十川愛子	同縣同町侍町	兒玉翠	同縣同町先八幡		佐々部謙一 (前出)
吳	吳市中通五丁目六	明治廿四年十一月廿四日	中山國三	同上		
(書)	大野董	同市東愛宕町三一ノ二	小野德三郎	同市東二河通六丁目二〇		高龜昇 同市城山町三八
(書)	岩崎利太郎	同市本通六丁目三ノ一	十時菊子	同市山手通		大野董 (前出)
岡山	岡山市西中山山下	明治四十三年五月七日	中山道夫	同上		
(書)	木村芸一	同市南方三六六	水野浩四	同市東山道大道		折井太一郎 同市一番町六
(書)	寺尾兎狼吉	岡山縣上道郡平井村	野田璞水	同市廣瀬町二三		中村マツ子 同市上出石町三〇

井桁貞男 大津市滋賀刑務所官舎

松山 (榎町) 松山市榎町七番戸 大正十一年九月廿四日

(書) 山内良太郎 愛媛縣温泉郡久米村大字南久米

安平 章 同縣温泉郡堀江村大字堀江

山之内正惠 松山市榎町

大洲 愛媛縣喜多郡大洲町大字大洲二〇二十日 大正十三年一月二十日

(書) 森本好太郎 同縣同郡大洲町

朝山嘉壽百 同縣同郡大洲町 山口縣岩國町大明路 昭和三年三月十八日

(書) 中島啓一 山口縣玖珂郡麻里布町今津

松田梅子 同縣岩國町大明路

宮林マサ子 同縣同町森木

山口 山口縣山口町早間 昭和三年七月三日 町三三

(前出) 木村芸一

鈴木傳助 同上

矢野不二郎 松山市豊坂町 田中忠夫 同市一萬町

三浦謙次郎 同縣温泉郡三津濱梅田町 兒島梅子 同市大字持田

岡田菊子 同市柳井町 (前出) 田中忠夫

黒田寛一 同縣同郡大洲村河原

大槻成理 同縣同郡同町 笹川浩 同縣同郡同町

西山キクヨ 同縣同郡大洲村波場 (前出) 黒田寛一

金行貞一 同上

中岡律子 同縣同町堀端 川戶柳子 同縣同町光臨寺

松重富美子 同縣同町本町四丁目

(前出) 金行歌野 同縣同町大明路

藤本保巳 同上

(書) 布谷二郎 同縣同町久保小路

繩田和四郎 同縣同町田町三

三矢琴子 同縣同町大正道路樋ノ口

三宅榮之助 同縣同町西門前三五

梅津永次郎 同縣同町新道

(前出) 藤本保巳

(五ノ二) 山陽中會所屬傳道教會之部

名稱 地位 設立年月日 教師又ハ主任者 住所
宇部 宇部市東區榮町二丁目 大正十四年六月七日 辻本四郎 同上

(書) 前田彦太郎 同市水神町 (前出) 野村一男 宇部市外藤山村 居能町

(前出) 辻本四郎

萩 山口縣萩町瓦町八 明治廿年八月 (以下中會所屬)

(書) 内藤貫之 同縣同町平安古石屋町 (前出) 大崎義市 同縣同町吳服町

周陽 山口縣徳山町字新 明治廿四年九月 中村寛 同縣同町字代々小路裏

(書) 野村太一 同縣同町字勢屯上手 江口孝 同縣同町字上御 中村寛 (前出)

彌富 山口縣阿武郡彌富村 明治廿五年三月十三日

山根モ、ヨ 同縣同村

(書) 村上 勿八 同縣同村
草野 久吉 同縣同村
忠海 廣島縣忠海町 明治卅五年十一月
井原 郷祐 同上

(書) 林 宇吉 同縣同町東三丁目
井原 せつ 同縣同町
井原 郷祐 (前出)

柳井 山口縣柳井町古市 明治卅八年九月廿
金行 貞一 同縣岩國町大明小路

(書) 伊藤 敬三 同縣同町
妹尾 安惠 同上
堀 德太郎 同上

尾道 尾道市久保町一三 明治四十四年六月四日
仁田 一三 同上
堀 德太郎 同上

(書) 大久保 昌治 尾道市土堂町本
大藪 太次郎 同市土堂町海岸
仁田 一三 (前出)

三原 廣島縣三原町東館 大正四年四月七日
仁田 一三 尾道市久保町一三六

(書) 宇津木 仁平 同縣同町西館町
山口 忠造 同縣同町西館町

福山 福山市延廣町宮小 大正五年四月廿
我妻 金一郎 同上

(書) 菅井 政雄 同市延廣町
藤井 穂積 同市米屋町
我妻 金一郎 (前出)

久萬 愛媛縣上浮穴郡久萬町 大正十年六月廿七日
赤岩 長吉 同上

(書) 宅宮 孝一 同縣同町
山之内 德太郎 同上
酒井 禧三郎 同上

三次 廣島縣及三郡三次 大正十三年七月廿七日
朝島 捨吉 同上

今澤 一郎 同縣同町
加藤 壽子 同上
朝島 捨吉 (前出)

(五) 三 山陽中會所屬傳道所之部

名稱 位置 設立年月日 教師又主任者 住所

横川 廣島市外横川町本 大正三年七月廿一日
小松 文與 同上

津和野 島根縣津和野町大字森村 明治廿四年十一月廿九日

橋本 重兵衛 同上
岩本 信一 同縣美濃郡二條村

三田尻 山口縣三田尻町東本町 明治四十一年四月廿八日

清水 晴代 同縣同町戎町
荒瀬 壬生 同縣同町鑄物師町

(五) 四 山陽中會所屬各教會出張傳道地

名稱 位置 設立年月日 擔當教會 擔當者

大正町 岡山市大正町 大正十四年 岡山教會 中山通夫

連島 岡山縣淺口郡連島田 昭和二年 同教會 會同

三津ヶ濱 愛媛縣温泉郡三津ヶ濱町 大正十五年 松山教會 鈴木傳助

坂本 同縣同郡坂本村 同年 同教會

魚成 同縣東宇和郡魚成村 昭和二年 同教會

伊台 同縣温泉郡伊臺村 同年 同教會

富田 山口縣富田町平野 周陽傳道教會

畑ヶ追 島根縣鹿足郡畑ヶ追二條村 大正十四年五月 山口教會 藤本保已

山波 廣島縣沼隈郡山波村 大正十四年 尾道傳道教會 仁田一三

松江 松江市北堀町前丁 小塩 力

(六) 北海道中會所屬教會之部

名稱 位 置 設立年月日 牧師又ハ主任者 住 所

函館 函館市相生町九八 明治十六年十二月七日 熊野義孝 同上

(書) 岩谷平八 同市谷地頭町七 村田嘉作 同市春日町四 岡田 稷 同市千代ヶ岱一

(書) 澤八重 同市青柳町四八 (書) 伊東佐次郎 同市新川町三一

札幌 札幌市北一條西六 明治廿八年十月廿三日 小野村林藏 同上 芳住滿壽 同上教會內

(書) 井口政治郎 同市南五條西九 新島善直 同市北六條西十 原 正夫 同市南十三條西九丁目

(書) 小笠原楠彌 同市北三條西二 時任一彦 同市北六條西十 佐々茂雄 同市南三條西十五丁目

城生安太郎 同市北五條西六 鳥居さち 同市大通西五丁目 大塚徳雄 同市南七條西十五丁目

(書) 新島善直 (前出)

小樽 小樽市稻穂町四八 明治四十年二月十一日 村岸清彦 同上

(書) 飯塚貞治 同市色内町三丁目一三 青地 行 同市緑町四丁目 鎌田昌太郎 同市花園町東三丁目三

(書) 堀川勘吾 同市宮岡町二丁目六 遠藤喜作 同市稻穂町西七丁目三 吉武才次郎 同市稻穂町東四丁目十一

(書) 飯塚貞治 (前出)

旭川 旭川市二條通十一 明治四十四年三月廿六日 細川慶次 同上

(書) 小柳豊吉郎 同市九條通十三 山田 錠 同市五條通十二 上本則治 同市宮下通十八丁目鐵道官舎

(書) 小野兵五郎 同市三條通十八 沼崎重平 同市二條通十丁目 細川慶次 (前出)

野付牛 北見國野付牛町北三條東二丁目 大正十一年二月六日 原田幸六 同上

(書) 渡邊 侃 同町オンホメン

中田米太郎 同町北光社

加藤定吉 同西高臺

(書) 佐藤猪之助 同町西高臺

(書) 原田幸六 (前出)

遠 輕 北見國紋別郡遠輕村字遠輕市街地 大正十一年四月二日

山下善之 同上

山下操 六 同上

(書) 柏倉貞二 同國同郡遠輕村字向遠輕 同國同郡同村字

南 正義 同國同郡同村字向遠輕

角藤光雄 同國同郡同村字向遠輕

(書) 小山田利七 同國同郡同村字向遠輕

青野平八郎 同國同郡同村字

阿部松治 同國同郡同村字向遠輕市街地

對馬正義 同國同郡同村字向遠輕市街地

山本彌一郎 同上

(書) 角藤光雄 (前出)

瀧川 石狩國空知郡瀧川町字材木通 大正十一年四月廿三日

今村德治 同國同郡瀧ノ川東一丁目

長 新平 同國樺戸郡新津川村

(書) 山田 哲 同國同郡同町本通四丁目

辻 義明 同國同郡同村

(書) 松尾 豪 同國空知郡瀧川町廣小路

(書) 齋 兵吾 同國同郡同町桑ノ花通 大正十二年五月六日

矢代正親 同上

山下留次郎 同市幣舞町

聖園 石狩國樺戸郡浦臼村 大正十二年五月六日

國松末太郎 同市幣舞町

(書) 横田猛馬 同國同郡同村

鉦路 目一五 大正十二年五月八日

松田雄太郎 同市浦見町二丁目三

吉岡加賀助 同市西幣舞町

岡野佐太二 同市西幣舞町

(書) 近藤周治 同市浦見町五十一日

室蘭 室蘭市幸町七

竹内 浩 同市幸町六

(書) 小笠原宇一 同市幸町

湯川錦子 同市輪西瑞江社

菊地 忍 同市輪西瑞江社

(書) 檜村 勇 同市海岸町

竹内 浩 (前出)

(六) 二 北海道中會所屬傳道教會之部

名稱 地位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住所

紋 龍 蝦振國有珠郡伊達町西紋 明治十九年十二月

(書) 齋藤繁之助 同上 (書) 池畑源次郎 同上 (書) 遊佐敬德 同上

美 深 天鹽國中川郡美深町八線 明治廿八年二月九日

(書) 松浦周太郎 同町 (書) 山原軍馬 同上 (書) 藤岡きよ 同上

佐呂潤 北見國常呂郡佐呂潤村十線二一五 明治四十四年七月廿五日

山口庄之助 同上

(書) 山口庄之助 (前出)

(書) 山口愛光 同上

(書) 渡部長太郎 同上

士 別 天鹽國上川郡士別町西一條通四丁目二日

(書) 渡部長太郎 同上

(書) 安野 矩雄 同郡同町六三 (會) 千葉 退助 同郡同町電燈會 (會) 富室 辰正 同郡同町六三

近文 旭川市近文二線西 廿四日 (會) 古瀬 敏道 同上 (會) 山下 幸吉 同市近文北門小學校前

(書) 高橋 克己 同市近文二線一 (會) 山本 政次郎 同上 (會) 山下 幸吉 同市近文北門小學校前

苦小牧 同市近文二線一 十三日 (會) 土居 洪郎 同上 (會) 富本 豐 同町王子製紙會

(書) 町田 穰 同町字大町 (會) 渡邊 隆志 同町字本町 (會) 富本 豐 同町王子製紙會

豐原 同町東二條南八 〇常葉 隆興 同上 (會) 富本 豐 同町王子製紙會

(書) 植村 顯二 同町東二條南八 九〇一 (會) 石道 龜司 同町東三條南七 五五號 (會) 常葉 隆興 (前出)

(六) 三 北海道中會所屬傳道所之部

名稱 地位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

△稚內 北見國宗谷郡稚內町

△美瑛 石狩國上川郡美瑛村

(六) 四 北海道中會所屬各教會出張傳道地

名稱 地位 置 開 始 期 擔當 教會 擔 當 者

當麻 石狩國上川郡當麻村 大正十三年 旭川教會 細川慶次

桑園 札幌市北六條西十二丁目 大正十三年 札幌教會 新島善直

山鼻 札幌市南十一條西七丁目 大正十五年 同 教會 白井とく

秋別 北見國紋別 昭和二年六月 遠輕教會 山下善之

上湧別 北見國上湧別 同 年同月 同 教會 會同

下湧別 北見國下湧別 同 年同月 同 教會 會同

(七) 臺灣中會所屬教會之部

名稱 地位 置 設立年月日 牧師又ハ主任者 住 所

台北 臺北市幸町七 明治廿九年十一月廿三日 上與二郎 同上 國原賢德 同市大平町二丁目四三

(書) 濱谷 甚幸 同市表町二丁目 荒井賢次郎 同市榑山町一六 椿阪登 同市新榮町二丁目三六

(書) 本多 清七 同市京町四丁目 田中正夫 同市大正町二丁目三四

井手誠助 同市若竹町二丁目一〇

銀屋慶之助 同市榮町二丁目一五

澤出律太郎 同市文武町六丁目一

姫野安夫 同市御成町三丁目六

加藤貞惠 同市築地町二丁目一四

石崎加壽惠 同市文武町六丁目一

田中春子 (田中正夫方)

國原賢德 (前出)

台南 臺南市白金町四丁目二二
明治卅五年三月十六日

柳井清 同市大宮町三丁目四五

櫻井齋 同市幸町一丁目一

中村秀吉 同市錦町一丁目六〇

喜多川明允 同市南門町三丁目三〇

鳥居萬之助 同市錦町二丁目八九

池邊來太郎 同市清水町二丁目四九

石田昌人 臺南州下新化中央研究所

東海林真男 同市南門外宿舍

台中 臺中市大正町一丁目四
明治四十三年二月一日

若宮舍三 臺中市高砂町一〇

鎌田安通 同上

岡田佐平 臺中市大正町二丁目

瀨戶崎市之亟 臺中市壽町二丁目一

松本助太郎 臺北市龍口町

鐸木直之助 同市湊町三丁目

高雄 高雄市湊町三丁目五
大正七年十月一日

湯川犀 同市湊町一丁目

岩崎民三 臺中市楠町一丁目

今井周三郎 同市田町

山本範平 同市山下町二丁目

小島末喜 同上

藤本みさを 同市新濱町一丁目

松本松次 同市港町一ノ二

嘉義 臺南州嘉義郡嘉義街北門內一五五
大正十四年四月十九日

增山猛武 同州同郡同街字山子頂四六〇

筒井丑太郎 同州同郡同街下路頭三五〇

筒井隆子 (筒井丑太郎方)

太田博三 同州同郡同街北門外二四七

田中春雄 同州同郡同街東門內

野田鼎駒 同州同郡同街大街二三

子島友熊 (前出)

(七) 二 臺灣中會所屬傳道教會之部

名稱 位置 設立年月日 教師又ハ主任者 住所

基隆 基隆市田寮港一〇 明治三十年 末永英郎 同上

屏東 高雄州屏東街五七 大正二年六月 伊江朝貞

末永英郎 (前出)

新竹 新竹州新竹街東門外三一 大正八年八月五日

和宇慶雲章 同州同街二一

滿井進太 同州同街八九

伊江朝貞 (前出)

清水源次郎 同州同街東門外三一

清水源次郎 (前出)

(八) 滿洲中會所屬教會之部

名稱	地位	設立年月日	牧師又主任者	住所
天津	天津日本租界明石街	明治卅六年三月十五日	清水久次郎	同上 桃山街
(書) 瀨底正敏	同上 日界旭街五〇號		渡邊德太	同上 日界榮街十號
(會) 來德寬次	同上 芙蓉街三二ノ八		兒島鷲鷹	同上 特別一區中街八十三號
大連	大連市西廣場	明治四十年九月八日	白井慶吉	同上 文化台七
(書) 鈴木正雄	同上 桃源臺一六八		勝俣喜十郎	同上 櫻町七八
(會) 堀親道	同上 鳴鶴臺九六		手塚雄	同上 楓町六九
柴田博陽	同上 播摩町一四九		堀ミエ	同上 鳴鶴臺九六
濱田美惠	同上 松山臺四番地一號		山中サヲ	同上 西公園町一三
奉天	滿洲奉天八幡町五月三日	明治四十年十一月三日	山口重太郎	同上
(書) 山下英勇	同上 宮島町九		岡崎潔九	同上 紅梅町七
(會) 堀親道	(前出)		鈴木正雄	(前出)
(會) 山田純一	同上 隅田町二		相澤駒之亟	同上 藤浪町四

(會) 竹森九市	同上 稻葉町六		貴山榮	新旅順千歲町十
旅順	旅順市忠海町十三	明治四十五年六月廿六日	日田次郎	新旅順松村町二
(書) 水谷彬	新旅順千歲町八		村上利治	旅順市高千穂町一
(會) 小山祐吉	新旅順吉野町六		石島三郎	同上
撫順	滿洲撫順西公園町	大正五年四月十日	友成積藏	同南臺町三丁目七ノ二三
(書) 石田淳一	同南臺町一丁目七ノ四		黑田德次	同町四丁目五ノ八
(會) 竹田幸雄	同町二丁目四ノ三七		瀧田庚子	同町一丁目三ノ四
安東	滿洲安東縣六番通四丁目	大正六年五月廿七日	甲賀綏一	(同上)
(書) 張則民	同堀割北通六丁目 採木公社宅四七		平岡光彦	同六番通七丁目
(會) 富永是保	同五番通二		伊東善吉	同北二條通
長春	滿洲長春中央通九	大正十四年二月廿二日	西山道吾郎	同上
(書) 泉顯藏	同常盤町十一		後藤愛	同吉野町五
			竹內藤一	同中央通十七

乾 辰 三 同吉野町二 吉村繁義 同羽衣町三 岡村森吉 同中央通九

川原シゲノ 同中央通十一 樋口千代 同錦町三 (西山道吾郎(前出))

沙河口 大連市砂河口霞町一六

宮澤宏平 同市沙河口白金町九番地五ノ三 田中柑三郎 同市聖徳街五丁目一 佐藤英雄 同市霞町七〇

高野氣次郎 同市霞町八四 服部信次 同市霞町四丁目北一五 (田中柑三郎(前出))

(八)ニ 滿洲中會所屬傳道教會之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

鐵嶺 滿洲鐵嶺附屬地青柳町 大正十年十一月廿三日

末廣榮二 同北五條通五丁目一 谷口種吉 同滿鐵社宅 (末廣榮二(前出))

(九) 朝鮮中會所屬教會之部

名稱 位 置 設立年月日 牧師又ハ主任者 住 所

京城 京城府貞洞一 明治四十五年三月十六日 秋月 致 同府旭町三丁目六三 宮木喜久馬 同府漢江通一

高橋慶太郎 同府外新村 石井 卓 同府元町一丁目 加藤長太郎 同府西四軒町十二

長谷部巖 同府旭川二二六 加藤俊平 同府西小門町七 加藤とく (加藤俊平方)

齋藤音作 同新橋洞二 齋藤武良 (齋藤音作方) 上山武二 同府大和町三丁目五〇

佐々木 仁 同府大和町三丁目官舎 田尻於菟來馬 同府大平通一丁目七三 戸塚房吉 同府瑞雲洞三三

德丸 巍 同府崇二洞二〇 國方 昂 同府新福洞五 福森清助 同府並木町三五 京釜線永登浦山手

福田卯三郎 同府練兵町府警住宅三號 和田周子 同府貞洞二 田村太平次 同府並木町三五

泉 哲 同府西四軒町五 橋本金太郎 同府北米倉町一四三ノ二 (高橋慶太郎(前出))

群山 群山府旭町廿一 明治四十五年三月廿四日 大川 茂 同上

都宗太郎 同府旭町九 大倉米吉 同府曙町七 武田基助 同府全州通二二

能見爲次郎 同府明治町通 鍛治アヤノ 同府新興洞三七 猪飼 要 同府新興洞三七 (武田基助(前出))

釜山 釜山府寶水町一丁目九三 大正三年九月廿九日 鈴木高志 同上

吉尾萬太郎 同府榮町四丁目 小野和一 同府大倉町三丁目 伊藤莊重 同府辨天町三丁目

秋山頼雄 同府辨天町一丁目 篠崎敬重 同府大廳町二丁目

江尻良一 同府土城町二丁目

新義州 新義洲府榮町六丁目 大正四年八月十五日

諏訪原義術 同府常盤町三丁目

鈴木賢三郎 同府雲井町一〇

矢野元三郎 同府櫻町道廳官舎

重實直人 同府初音町一番地

鈴木高志 (前出)

田中成信 同府常盤町五丁目

石垣孫喜 同府榮町一丁目

三浦庄之助 同府常盤町六丁目

中村柳吉 平安北道鐵山郡自柞洞

諏訪原義術 (前出)

大邱 大邱府東城町二丁目 大正八年二月十一日

秋元彦治 同府幸町鐵道官舎

八木藤一 同府東雲町三七

土屋武雄 同府東城町二丁目

貝原とし 同府南旭町一六

若草町 京城府若草町一〇 大正八年四月廿七日

佐藤新五郎 同上

吉武甲子男 同府上町五四

下石幸也 同府上町五四

新地 一 同府東門町東拓會宅

土屋武雄 (前出)

佐野太吉郎 同府若草町一〇

河内一宗 同府本町二丁目

穎原基 同府蓮池洞五

長崎辰之助 同府西大門町二丁目

佐野喜平次 同府黃金町三丁目

高見清太郎 同府櫻井町二丁目

山脇熊人 同府昌成洞二

宮田熊治 同上

河内一宗 (前出)

全州 全羅北道全州面高砂町三七三

正村改一 同全州面高砂町

野口東一 同全州面高砂町

木浦 全南木浦府大和町二丁目一〇

小幡藤兵衛 同府柳町八

落合吉行 同府海岸通一丁目

北本松次郎 同全州面花園町

丸岡仲介 同全州面大正町

小口季隆 同上

津田欣平 務安郡二老面竹橋里五一六

高橋文子 同府霞町

野坂清成 高陽郡崇仁面清涼里一七一

堀司馬太郎 同府本町三丁目

草野善熊 同府吉野町二丁目

戸田三郎 同全州面花園町

北本松雄 同全州面花園町

竹中敏雄 同府霞町四

津田欣平 (前出)

(九) 朝鮮中會所屬傳道教會之部

名稱 地位 設置 設立年月日 教師又ハ主任者 住所
平壤 (以下同) 平壤府幸町一五 大正五年四月廿五日 杉田虎獅狼 同上

棗田義夫 同府東町

裡里 全羅北道益山郡裡 大正十年五月八日
篋尾清史 同上

安岡篤範 同裡里大正町

今井宅治郎 同裡里旭町
横山正一 同裡里元町

榮山浦 全羅南道羅州郡榮山浦 大正十五年八月十六日
小口季隆 木浦府大和町

小口季隆 (前出)

鈴木恭次 同榮山浦

光州 全羅南道光州瑞南 大正十五年四月十八日
田中義一 同上

高尾益太郎 同光州弓町二五
島村千代 同光州仲町二九

高尾益太郎 (前出)

濱崎由太郎 同光州南門通二

(九) 三 朝鮮中會所屬傳道所之部

名稱 位 置 設立年月日 教師又ハ主任者 住 所

鎮海 慶尙北道鎮海面眞 大正三年四月
鶴町

山田外記 同上一五

佐野耕一 同上

馬山 慶尙南道馬山府新 大正九年九月
月洞四五

大島國太郎 同馬山府月影洞

山口照平 馬山府新月里

鬱陵島 慶尙北道鬱陵島桑 大正十四年八月二十五日
本方

桑本邦太郎 同上
西野盛 同上

順天 全羅南道順天郡順天面幸町 昭和二年三月九日
杉山義邦 同上

久保文治郎 同順天面榮町
齋藤利久 順天道立病院官
杉山義邦 (前出)

日本基督教會維持財團加入教會

教會名	所屬中會	加入年月日	財團 管理人 氏名	住	所
諏訪教會	東京	大正十四年八月八日	久保田力藏	長野縣上諏訪町上町	
大阪北教會	花京	同 九月十七日	山本五郎	大阪市天王寺區茶臼山町七九	
長野傳道教會	東京	同 九月廿五日	唐澤源次郎	長野縣伊那町御園區	
伊那傳道教會	同	同上	石津彦之進	山口縣萩町堀内六九	
萩傳道教會	山陽	同 十一月六日	小山トミ子	新潟縣佐渡郡河原田町本町	
佐渡傳道教會	東京	同 十二月九日	藤阪良太郎	福岡市天神町三	
福岡教會	同	同 十二月廿三日	中松盛雄	東京府荏原郡入新井町新井宿一、三〇九	
大森教會	東京	大正十五年四月一日	近澤喜代馬	高知縣高岡郡佐川町乙一、〇四一	
佐川傳道所	同	同 五月十七日	松尾造酒藏	同 縣同 郡同 町甲一、二九九	
鎌倉教會	東京	同 六月八日	小柳豊吉郎	同 濱市南太田町	
旭川教會	北海	同 六月廿六日	草薙雄治	旭川市二條通十一丁目左十號	
小倉教會	同	同 七月十三日	藤井銀次郎	小倉市鱒物師町三〇	
瀬戸永泉傳道教會	同	同 十月八日	佐藤利惣治	愛知縣瀬戸町瀬戸宮脇三九	
名古屋教會	同	同 十一月十九日		名古屋市東區大曾根町一五五ノ五五	

三島教會	東京	昭和元年十二月廿七日	岡宮珪雄	靜岡縣三島町芝町一、六〇五	
麴町教會	同	昭和二年一月十八日	青木金太郎	東京市外千駄ヶ谷町八五二	
角筈教會	同	同 二月廿二日	白山靖	東京市外代々幡町幡ヶ谷一〇	
佐呂洲傳道教會	北海	同 七月四日	渡部長太郎	北見國常呂郡佐呂洲村拾線二一三	
苦小牧傳道教會	同	同 八月三日	宮本豊	膽振國勇振郡苦小牧町王子橋内四區七號	
鷺山教會	東京	同 八月四日	月野振吾	橫濱市鶴見町東寺尾東壘二、一四九	
青山教會	同	同 十一月廿九日	古賀祥二	東京市麻布區材木町三三	
豊浦教會	山陽	昭和三年二月廿四日	水谷末夫	山口縣豊浦郡長府町金屋濱	
戶山教會	東京	同 六月廿六日			
吳山教會	同	同 七月廿四日			
大井町教會	東京	同 八月十四日	鈴木春	東京市外大井町三三四	

第七 昭和二年 度 統 計 表

(昭和二年十二月末日現在)

總 括

中 區 會 名	中 區 分					計 合	現 住 人 數	大 小 兒 受 洗	(減)△增	朝 夕 拜 禮 日	祈 禱 會 出 席	日 曜 學 校 生 徒	教 會 維 持 金 額	其 他 金 額	總 金 額
	北 海 道	山 陽	鎮 西	東 北	浪 花										
	1.027	1.104	925	2.712	5.692	6.392									
	1.114	1.369	886	2.214	5.603	6.213									
	2.141	2.473	1.811	4.926	11.295	12.605									
	251	247	252	267	1,240	867									
	2.392	2.720	2.063	5.193	12.535	13.742									
	1.155	1.087	839	2.286	5.077	6.347									
	160	204	119	358	741	685									
	18	27	19	37	104	65									
	71	172	0	333	278	△ 412									
	535	677	453	871	2,629	2,956									
	247	329	256	830	1,558	1,140									
	172	215	181	490	901	877									
	1,948	1,830	1,094	5,473	10,285	8,307									
	13,617	12,238	12,437	14,004	61,661	75,604									
	6,990	14,684	9,679	14,350	66,251	74,053									
	20,607	26,922	22,116	28,354	127,912	149,667									
總 計	20.718	872	19.846	757	672	565									
	20.110	800	19.310	767	561	583									
	40.828	1.672	39.156	1,524	1,233	1,148									
	3.876	215	3.661	147	187	203									
	44.704	1.887	42.817	1.671	1.420	1.351									
	19.820	956	18.864	906	675	492									
	2.752	182	2.570	137	79	87									
	329	21	308	18	15	5									
	655	124	531	125	△ 52	16									
	9.711	525	9.186	475	365	225									
	5.358	543	4.815	199	138	118									
	3.551	343	3.208	183	115	74									
	35.651	3.067	32.584	1,514	1.178	955									
	230.877	6,562	224.315	17,046	11,289	6,419									
	229.692	9,974	219,718	16,772	10,868	6,071									
	460.569	16,536	444,033	33,818	22,157	12,490									

中 會 未 加 入	總 合 計
24	20.742
14	20.124
38	40.866
20	3.896
58	44.762
32	19.852
4	2.756
3	332
14	669
10	9.721
10	5.368
7	3.558
49	35.700
1,767	232.644
983	230.675
2,750	463.319

献金總額に於て本表金額以外
 (一) 五二、八四八圓 各教會に於ける前年度よりの繰越額
 (二) 七、八三二圓 教會を経ず直接財務局への個人團體献金
 昭和二年度献金總額 五二三、九九九圓

第一 東京中會所屬

新 榮	指 路	芝	上 田	麴 町	海 岸	淺 草	牛 込	本 郷	桐 生	高 輪	兩 國
48	797	329	22	47	238	36	63	111	63	252	125
44	554	256	32	79	262	55	88	107	64	192	91
92	1,351	585	54	126	500	91	151	218	127	444	216
17	59	21	0	2	51	0	1	5	11	18	0
109	1,410	606	54	128	551	91	152	223	138	462	216
75	473	220	40	40	380	50	84	84	87	122	89
7	92	7	2	5	54	1	5	6	5	15	12
1	4	1	0	0	2	0	1	0	3	2	0
△ 19	93	△ 42	3	△ 2	41	1	△ 286	1	5	18	△ 148
24	132	100	14	30	110	15	41	44	33	69	42
18	56	38	12	10	25	0	0	25	15	37	39
18	27	8	9	5	12	3	5	13	18	15	14
90	135	110	70	34	110	64	102	0	118	310	83
778	3,060	2,408	604	376	2,475	576	1,374	1,200	1,372	1,792	1,367
301	3,867	2,447	212	602	1,171	160	557	619	281	2,257	572
1,079	6,927	4,855	816	978	3,646	736	1,931	1,819	1,653	4,049	1,939

松本	白金	三島	新潟	鎌倉	大井町	小石川	青島	明星	上海
107	81	39	105	46	50	50	33	71	161
61	70	49	72	75	53	63	54	61	127
168	151	88	177	121	103	113	87	132	288
0	8	2	19	10	10	8	12	34	22
168	159	90	196	131	113	121	99	166	310
138	92	72	56	67	58	54	42	65	146
20	16	13	7	11	2	6	4	3	10
0	0	2	0	0	0	1	3	0	6
18	24	28	5	13	1	3	5	1	29
75	53	26	21	33	40	40	28	25	46
0	17	20	13	15	15	14	10	16	11
25	12	14	8	9	7	10	9	8	6
50	162	120	140	53	90	113	94	88	154
533	1,208	768	1,089	825	468	1,318	1,452	614	2,452
331	3,785	762	258	707	4,744	2,342	348	1,304	1,669
864	4,993	1,530	1,347	1,532	5,212	3,660	1,800	1,918	4,121
△十字	△北豊島	小(以下 数字) 俣	小(以下 数字) 計	戸山	巢鴨	澁谷	諏訪	市谷壺町	静岡
11	10	37	5,386	115	62	16	29	69	52
13	7	25	5,112	112	57	28	46	121	55
24	17	62	10,498	227	119	44	75	190	107
8	0	0	683	7	16	1	11	22	5
32	17	62	11,181	234	135	45	86	212	112
18	17	45	5,221	83	87	33	37	110	62
0	3	14	555	21	5	0	4	10	11
0	0	0	52	0	3	0	5	2	0
0	0	12	△ 489	161	2	△ 3	11	9	10
0	17	14	2,448	116	161	14	17	61	46
0	16	0	830	0	0	5	21	41	15
0	10	16	565	18	9	4	14	22	12
23	77	60	5,197	52	195	64	102	80	61
144	480	100	64,182	2,331	460	474	833	507	1,355
105	223	45	65,082	854	1,383	339	357	629	747
249	703	145	139,264	3,185	1,843	813	1,190	1,136	2,102

角筈	市ヶ谷	千葉	伊勢崎	富士見町	横須賀	日本橋	豊島岡	教區 名分
150	142	159	41	608	153	102	19	男女計兒
125	205	222	35	613	106	66	29	計合
275	347	381	76	1,221	259	168	48	餐陪住現
8	22	7	1	124	11	15	0	洗受人 洗受兒小
283	369	388	77	1,345	270	183	48	(減)△增
203	132	133	76	793	124	62	38	朝拜禮曜日
8	34	6	4	30	29	3	1	夕席出會 夕席出會 徒生校學 徒生校學
0	1	0	0	8	1	2	0	日曜日 日曜日
△ 3	31	3	3	△ 570	11	4	2	金獻持維會教
63	88	44	14	258	59	39	30	金獻ノ他其
28	21	23	25	35	26	20	14	額總金獻
17	15	16	4	28	13	7	8	
181	96	73	54	465	125	118	96	
1,010	1,856	851	1,371	10,207	1,047	1,494	654	
845	1,142	841	1,441	13,701	765	3,049	626	
1,855	2,998	1,692	2,812	23,908	1,812	4,543	1,280	
大崎	中澁谷	大森	千駄ヶ谷	青山	山梨	水戸	鷺山	教區 名分
80	197	139	85	88	167	27	12	男女計兒
67	221	145	80	71	146	37	16	計合
147	418	284	165	159	313	64	28	餐陪住現
32	14	18	15	18	21	2	3	洗受人 洗受兒小
179	432	302	180	177	334	66	31	(減)△增
94	103	150	111	124	75	39	18	朝拜禮曜日
7	14	25	13	9	12	4	2	夕席出會 夕席出會 徒生校學 徒生校學
1	0	2	1	0	0	0	0	日曜日 日曜日
13	9	24	11	△ 74	9	△ 67	0	金獻持維會教
43	63	95	66	58	40	23	9	金獻ノ他其
17	0	21	20	21	47	9	5	額總金獻
22	21	16	12	12	29	7	4	
146	120	446	145	124	85	45	34	
1,210	1,810	2,894	1,483	1,980	1,425	647	174	
1,050	1,208	3,002	1,152	1,151	936	341	227	
2,260	3,018	5,896	2,635	3,131	2,361	988	401	

大宮	池袋	麻布	忍	越ヶ谷	神田	計	粕壁	岩本	共立
15	15	29	10	65	83	67	28	23	16
24	21	32	15	60	31	65	27	19	19
39	36	61	25	125	114	132	55	42	35
2	2	9	8	29	35	22	16	2	4
41	38	70	33	154	149	154	71	44	39
27	36	50	15	45	100	91	53	23	15
5	8	0	0	8	5	7	3	4	0
0	1	0	0	0	1	3	2	1	0
3	12	4	△1	10	5	5	0	5	0
17	25	17	7	16	39	32	13	15	4
12	20	12	13	13	21	38	15	15	8
9	15	11	11	7	17	33	12	13	8
100	28	25	67	95	224	513	72	317	124
238	279	254	95	485	1,159	703	306	323	74
311	498	166	123	194	558	639	381	199	59
549	777	420	218	679	1,717	1,342	687	522	133
小計	計	蒲田	宇都宮	礪川	朽木	九十九里	木更津	計	鴻巣
887	186	15	28	13	49	34	47	236	19
807	176	15	30	24	23	24	60	200	17
1,694	362	30	58	37	72	58	107	436	36
161	16	0	0	8	5	0	3	87	2
1,855	378	30	58	45	77	58	110	523	38
995	211	18	43	28	36	33	53	298	25
121	29	9	7	0	3	0	10	33	7
10	0	0	0	0	0	0	0	4	2
75	15	0	4	△2	3	0	10	41	8
427	98	20	12	12	11	15	28	121	0
272	52	18	0	7	9	0	18	107	16
261	43	10	3	5	5	8	12	79	9
2,694	607	70	84	0	275	89	89	605	66
10,507	1,968	347	197	313	442	45	624	2,595	85
7,581	1,651	291	261	230	141	283	445	2,077	227
18,088	3,619	638	458	543	583	328	1,069	4,672	312

長野	飯田	伊那	村上	本所	計	佐久	西巢鴨	教會區 名分
8	24	27	68	17	123	43	22	男女計兒合
9	22	21	86	19	91	30	16	
17	46	48	154	36	214	73	38	
3	5	3	0	0	16	8	0	
20	51	51	154	36	230	81	38	
13	38	28	10	31	138	34	24	餐陪住現
0	0	6	2	3	21	2	2	洗受人 大
3	0	0	0	0	0	0	0	洗受兒小
2	0	14	△5	△3	△3	4	△19	(減)△増
13	20	7	0	18	49	8	10	朝夕拜禮曜日
0	0	18	0	14	16	0	0	
6	11	7	0	11	36	5	5	席出會禱祈
31	35	118	0	40	238	55	23	徒生校學曜日
329	204	138	9	326	1,123	269	130	金献持維會教
149	162	48	28	366	546	42	131	金献ノ他其
478	366	186	37	692	1,669	311	261	額總金献
計	濱松	佐渡	計	香港	長岡	小千谷	柏崎	教會區 名分
75	19	56	200	16	18	10	12	男女計兒合
69	10	59	206	9	13	12	15	
144	29	115	406	25	31	22	27	
3	0	3	17	6	0	0	0	
147	29	118	423	31	31	22	27	
76	22	54	181	22	17	11	11	餐陪住現
16	8	8	15	1	1	2	0	洗受人 大
0	0	0	3	0	0	0	0	洗受兒小
6	10	△4	11	0	1	2	0	(減)△増
32	17	15	95	14	9	0	14	朝夕拜禮曜日
11	11	0	48	0	9	7	0	
15	10	5	55	9	7	4	0	席出會禱祈
324	24	300	407	41	25	63	54	徒生校學曜日
399	275	124	3,719	2,227	168	182	136	金献持維會教
388	241	147	2,280	1,263	149	97	18	金献ノ他其
787	516	271	5,999	3,490	317	279	154	額總金献